



.....

平成 2 7 年 第 3 回

本別町議会定例会会議録

.....

自 平成 2 7 年 9 月 8 日
至 平成 2 7 年 9 月 1 8 日

本 別 町 議 会

平成 27 年本別町議会第 3 回定例会会議録（第 1 号）

平成 27 年 9 月 8 日（火曜日） 午前 10 時 00 分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第 53 号	本別町個人情報保護条例の一部改正について
日程第 7	議案第 54 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 55 号	本別町手数料徴収条例の一部改正について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第 53 号	本別町個人情報保護条例の一部改正について
日程第 7	議案第 54 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 55 号	本別町手数料徴収条例の一部改正について

○出席議員（12 名）

議長	12 番	方川一郎君	副議長	11 番	林武君
	1 番	矢部隆之君		2 番	藤田直美君
	3 番	篠原義彦君		4 番	大住啓一君
	5 番	山西二三夫君		6 番	黒山久男君
	7 番	小笠原良美君		8 番	方川英一君
	9 番	高橋利勝君		10 番	阿保静夫君

○欠席議員（0 名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	吉 井 勝 彦 君	総 務 課 長	大和田 収 君
農 林 課 長	工 藤 朗 君	保 健 福 祉 課 長	村 本 信 幸 君
地域包括支援センター所長	飯 山 明 美 君	住 民 課 長	千 葉 輝 男 君
子ども未来課長	大 橋 堅 次 君	建 設 水 道 課 長	能 祖 豊 君
企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也 君	老人ホーム所長	井戸川 一 美 君
国保病院事務長	毛 利 俊 夫 君	総 務 課 主 幹	小 坂 祐 司 君
建設水道課長補佐	高 橋 優 君	総 務 課 主 査	長 屋 聖 子 君
教 育 長	中 野 博 文 君	教 育 次 長	佐々木 基 裕 君
社会教育課長	菊 地 敦 君	学校給食共同調理場所長	久 保 良 一 君
農委事務局長	郡 弘 幸 君	代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋 君
選 管 事 務 局 長	大和田 収 君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷺 巣 正 樹 君	総務担当副主査	塚 谷 直 人 君
---------	-----------	---------	-----------

開会宣告（午前 10 時 00 分）

◎開会宣告

○議長（方川一郎君） ただいまから、平成 27 年第 3 回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、黒山久男君、大住啓一君、及び矢部隆之君を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第 2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

○議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 報告いたします。

平成 27 年 6 月 10 日、第 2 回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日 9 月 8 日から 9 月 24 日までの 17 日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は 9 月 10 日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに 5 件の提出がありました。

「T P P と医療を考える道民集会」決議内容実現に向けた取り組みの陳情。

「北海道医師会第 145 回臨時代議員会」決議内容実現に向けた取り組みの陳情。

日本国憲法・子どもの権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める陳情。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書提出の陳情。

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情書。

以上、5 件については、議会運営基準 139 運用例 5 によることとし、後刻、回覧に供することといたしました。

以上報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、9月8日から9月24日までの17日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月8日から9月24日までの17日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、9月9日から15日、19日から23日の計12日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から15日、19日から23日の計12日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第4 諸般の報告を行います。

報告第10号専決処分報告。

平成27年度本別町一般会計補正予算（第5回）について、報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 報告第10号専決処分報告。

平成27年度本別町一般会計補正予算（第5回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億5,547万6,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入であります。17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金1万1,000円の増額補正は、スポーツ振興基金として、アリスト本別会様から、6,232円、公共施設等整備基金として、本別町にお住まいの匿名の方から3,272円の指定寄付金でございます。

次の歳出であります。寄付者の意向により、基金への積み立てに充てるものでございます。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、報告第11号専決処分報告。

平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について、報告を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） 報告第11号専決処分報告。

平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億7,373万1,000円とするものであります。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳入であります。3款1項1目寄付金、1節一般寄付金の10万円の補正は、本別町勇足元町の〇〇〇〇様から5万円を、本別町勇足東1にお住いの〇〇〇〇様から5万円の計10万円の寄付をいただいております。

歳出であります。1款1項1目施設介護サービス事業費のうち、寄付者の意向によりまして、18節備品購入費で、入所者の身体機能に合わせた車いす1台の購入に充てるものであります。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、報告第12号専決処分報告。

平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について報告を求めます。

毛利病院事務長。

○国保病院事務長（毛利俊夫君） 報告第12号専決処分報告。

平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を5万円増額補正し、資本的収入の総額を1億4,963万円とするものであります。内容は、本別町勇足東1にお住まいの、〇〇〇〇様から5万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を5万円増額補正し、資本的支出の総額は1億7,429万5,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成27年7月分に関する、例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、平成26年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書が教育長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が総務常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、行政視察調査結果報告書が総務常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、議員派遣結果報告書が篠原議員、藤田議員、矢部議員の3名から、及び広報広聴常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成27年第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成２７年第２回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成２７年第２回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、とかち広域消防事務組合議会の平成２７年第２回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、議長の動静の報告について。平成２７年第２回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第５ 行政報告

○議長（方川一郎君） 日程第５ 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成２７年度普通交付税の算定結果について報告いたします。

７月２４日に総務省から普通交付税の算定結果の通知が示されたところでありますが、本町は、対前年比０.６パーセント、１,６０１万５,０００円減額の２８億７,４５４万２,０００円となったところであります。道内においては、１７９市町村のうち１２０市町村で増額となっており、増額率は、対前年比、北海道町村では、１.２パーセント、十勝町村では、０.５パーセントとなったところであります。

昨年度より若干減額となりましたが、この主な要因といたしましては、基準財政需要額の算定において、まち・ひと・しごと創生事業の創設に伴う人口減少等特別対策事業費の新設及び地域の元気創造事業費が増となったものの、公債費の減額や各費目の単位費用の改正による減額に加え、町民税法人割、固定資産税及び地方消費税交付金等の基準財政収入額が増加となったことによるものであります。

今後、地方交付税の増額は見込めない状況でありまして、都市部のような税収の伸びも見込めないことから、財政運営は依然として厳しい状況となることが予想されます。

本町においては、当初予算額２７億４,７８８万６,０００円、交付額２８億７,４５４万２,０００円となり、当初予算での財源の留保額は、１億２,６６５万６,０００円となったところでありますが、前年度と比較しますと５,７５３万６,０００円の増額となっております。

また、当初で財政調整基金等の取り崩し 2 億円を予定しておりまして、今後の収支見込みから判断いたしますと、全額基金に積み戻すことはできない状況になっております。

今後、地方財政にとって非常に厳しい状況が想定をされ、地方財政対策、地方交付税制度改正の動きに注視していくとともに、引き続き財政の硬直化を改善するための人件費、公債費、補助費等の経常経費の削減など、行政改革の推進により財政運営の安定化を図りながら、地域の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化に取り組む中で、町民生活に密着した事業の確保と、町民が夢と希望を持てる施策の展開を進めながら、一方で基金依存度を縮小し、後年度に負担を残す町債の抑制に努め、簡素で効率的な行政組織の実現を図っていく所存でありますので、町民の皆様はじめ議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

次に、農作物の生育状況について報告いたします。

本年の気象経過ですが、植え付け期の 4 月下旬から 5 月上旬頃までの気温は高温で経過をし、日照時間は平年を上回り、降水量につきましては、6 月上旬は平年の 2 倍以上の降雨があったものの、それ以外は平年を下回り、干ばつ傾向で推移をしてきました。7 月においても引き続き干ばつ傾向で推移しましたが、中旬にはまとまった降雨があり、生育は順調に推移をしているところです。

小麦の作況については、春から順調な生育を示し、出穂が早まったため登熟期間が十分に確保できました。JA 収穫によりますと、作業は 7 月 23 日に始まり、8 月 1 日に収穫を終了し、その結果、乾麦で平均 12.5 俵、製品歩留まりは 90 パーセントを超える予想となっております。

町営農対策指導協議会による作況調査は、9 月 9 日に予定しておりますが、8 月の記録的な豪雨の影響も少なく、豆類、バレイショにつきましては平年並、てん菜はやや良と予想しているところであります。

現在のところは、各作物ともほぼ順調な生育で経過しておりますことから、今後とも好天に恵まれることを期待をしているところであります。

次に、8 月 11 日の記録的大雨による被害状況について報告いたします。

全道的に大気が不安定な状態となった先月 11 日、帯広測候所の発表によりますと、本町における午後 4 時 3 分から午後 5 時 3 分までの 1 時間の雨量は、42.5 ミリと観測史上最大の雨量を記録いたしました。

これを受け、各担当課におきましては、所管の施設や道路、家屋の見回りを行い、被害状況を取りまとめ、被災箇所の対応を行ったところであります。

本町の被害状況であります、床下浸水が 2 戸、車庫への浸水が 4 戸、事業所への浸水 1 件となっております。車庫及び事業所への浸水に対しましてはポンプアップにより水を抜き取る対応を行いました。

その他の被害では、道道本別本別停車場線 658 号、東本別 1 番地 2 で土砂が道路

に流れ出し堆積したため、道路管理者であります建設管理部足寄出張所が午後５時１５分から通行止めにして土砂を取り除き、午後５時４０分に通行止めを解除いたしました。

また、南３丁目の７戸におきまして午後６時１１分に電柱の開閉器の故障による停電が発生をいたしました。午後９時１５分に復旧をしたほか、役場庁舎付近に落雷した影響によりまして、消防署に設置しておりますサイレン吹鳴装置が故障をしたことから、毎日正午に３０秒間吹鳴しておりましたサイレンにつきましては、現在、防災行政無線に付属しておりますサイレンを、屋外拡声器を使用して吹鳴しているところであります。この間は、火災等災害時の消防団招集につきましても使用することとしております。

住民の皆様には、８月１５日号の暮らしの情報紙かけはしや、同報無線等を通じて周知をさせていただきましたが、修理が可能かどうかも含め、現在調査中でありまして、結果が出次第対応について検討してまいります。

次に、本別町住宅改修等の助成事業について報告いたします。

本町で初めての一般住宅の改修等の助成事業につきましては、住宅の居住性向上と地域経済の活性化対策として、５月１日から申込受付を開始いたしました。その反響は大変大きなものとなりまして、予想を大幅に上回る申し込み件数となりました。当初、平成２６年度の繰越予算額４００万円を計上しておりましたが、６月の定例議会で１,２００万円の増額補正を行い、合計で１,６００万円の予算額とさせていただきました。

しかし、その後も申し込みはさらにふえ、一部事業者においては本年度の施工が困難な状況にあることや、今後の施工事業者の安定した需要の確保等のため、当初１１月末日までとしておりました受付期間を８月１０日までに変更し、あわせてこの事業が今年度を含め３カ年の事業であることもお知らせをするため、７月１５日号、暮らしの情報紙かけはしへの折込チラシ、及び８月１日号、暮らしの情報紙かけはしにより周知を図ったところであります。

本年度の申込件数は１２４件、１０万円口が７５件、３０万円口が４９件、交付額の合計が２,２２０万円となりましたことから、本定例会において補正予算を提案させていただいておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

なお、今回の１２４件の工事費を集計しましたところ、１億１,２１３万円となり、非常に大きな経済効果額となっているところであります。

次に、幼保連携型認定こども園の整備対応について報告をいたします。

本年４月から施行されました、子ども・子育て関連３法により、幼保連携型認定こども園に対する認可手続きや事業運営の指導監督系統を簡素化するなどの制度改正が行なわれ、国として認定こども園の普及促進を図っております。

本町といたしましても、認定こども園は、親の就労状況によって教育、保育の内容

が分断されることがなく、就業前の教育、保育を同じ施設、環境で受けることができ、利用者の利便性の向上が期待されておりますことから、平成２７年３月に策定した、本別町子ども・子育て支援計画に教育、保育の一体的提供の推進の考え方を織り込んだところです。

この間、本町で長年幼児期の学校教育を担っております、学校法人釧路カトリック学園より、本別カトリック幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行し、平成２９年４月にスタートさせたい旨の申し入れがありました。

本町といたしましても、こうした状況を踏まえ、認定こども園の整備を推進するため、平成２７年７月に、本別町就学前教育保育のあり方について、サブタイトル、認定こども園の新たな可能性と未来に向けての指針を策定いたしました。

この指針には、人口、世帯の状況、就学前の子どもの教育、保育の現状と課題、本別町がめざす就学前教育、保育のあり方について明らかにするとともに、認定こども園移行の推進、地元民間法人の活用、地域社会と協働した子育て支援の促進、設置場所など、６点の基本方針を示しました。

これを踏まえ、学校法人釧路カトリック学園と基本項目についての協議に入る一方、８月６日から、本別町子ども・子育て会議、民生委員児童委員会、保育所、幼稚園の保護者などに対する説明をしてきたところであります。

次に、学校法人釧路カトリック学園との協議内容につきましては、認定こども園の基本姿勢、開設時期、施設の概要、建設場所、本別町の支援の基本、職員の確保、開設までの推進体制などの協議項目について、概ね合意を見たところであります。

今後は、基本合意を踏まえ、学校法人釧路カトリック学園を本別町幼保連携型認定こども園の開設者に絞り、残された細部についての協議を継続し、さらに、子ども、保護者等の思いを丁寧に吸い上げながら、子どもにとっても保護者にとっても最善の施設づくりを目指すところでありますので、町民の皆様をはじめ、議員各位の御理解、御協力を賜りますように、よろしくお願いをいたします。

次に、ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業等の実施についての報告をいたします。

北海道では、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援型交付金を活用し、特定世帯の経済的負担の緩和を図ることを目的として、要介護認定を受けている高齢者や重度の障がい者等を抱える世帯を対象とした、ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業及び出産後の世帯を対象といたしました、こんにちは赤ちゃん・プレママ臨時サポート事業を実施することとしました。

ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業につきましては、平成２７年４月１日現在において、要介護認定３以上、またはどの程度のサービスが必要とされる状態であることを示す障害支援区分について、４以上の認定を受けられている方、特別障害者手当等を受給されている方が対象となります。

申請方法につきましては、北海道が事業を委託する事業者から、対象者の皆様へ事業案内と申請書が送付されますので、申請書に必要事項を記載のうえ郵送していただくことにより、商品券が送付されますが、町としても関係する事業所に対して、事業内容の周知と協力をお願いをしているところであります。

送付される商品券につきましては、対象者1人につき、北海道が発行する商品券5,000円分が交付され、利用期間は平成28年1月31日までとなっております。

なお、本事業の実施にあたりまして、北海道から対象となられる方の情報提供が求められましたので、8月18日に開催されました、本別町情報公開・個人情報保護審査会において、ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業実施に係る個人情報の提供について御審議をいただき、公益性を認めていただいたところであります。

こんにちは赤ちゃん・プレママ臨時サポート事業につきましては、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの期間に母子健康手帳の交付を受けられた方で、申請時において北海道内に居住されている方を対象としています。

申請の方法につきましては、母子健康手帳が交付される際に、本別町健康管理センターより商品券交付申請書をお受け取りになり、申請書に必要事項を記載のうえ郵送いただくことにより、商品券が送付されます。

なお、既に母子健康手帳の交付を受けられている方につきましては、保健師が訪問し、交付申請書をお渡しをし、または本別町健康管理センターにおいて、妊婦健診の受診券交付時に交付申請書をお渡しするなど、対象者に確実に届くように対応しています。

送付される商品券につきましては、母子健康手帳交付1冊につき、北海道が発行する商品券5,000円が交付され、利用期間は28年1月31日までとなっております。

これらの商品券は、北海道が登録する店舗のみで使用できますが、取扱店舗の情報につきましては、商品券と一緒に送付される予定であります。

周知に際しては、北海道が作成するポスターの掲示や、町広報くらしの情報紙かけはし9月1日号にてお知らせするとともに、こんにちは赤ちゃん・プレママ臨時サポート事業につきましては、健康管理センターだよりでも事業の案内を掲載いたしますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いをいたします。

次に、太陽の丘循環バスの運行見直しについての報告をいたします。

本町では、平成23年3月に国の地域公共交通の活性化・再生総合事業を活用し、既存の路線バスとの連携や、効率的な運行と利用者の利便性の向上を図る地域公共交通体系の実現に向けて、本別町地域公共交通総合連携計画を策定いたしました。

太陽の丘循環バスにつきましては、市街地区と国民健康保険病院を結ぶ循環バスとして、平成12年4月より運行を開始し、これまで利用者のニーズに応じ、運行ルートやバス停留所などの見直しを行い、現在は南回りコース及び北回りコースが大回り便を含めてそれぞれ5便、直行コース2便、近道コース2便の計14便を平日のみ運

行してまいりました。

今回、利用者の皆さん方からの要望を踏まえ、関係機関との運行見直し協議の結果、次の４点の見直しを行うことといたしました。

１点目は、本別公園の近隣住民の通院の足を確保するため、現行、東町菅野宅前までの運行路線を本別公園静山キャンプ場まで延長するものであります。路線延長によりまして、本別公園及び静山キャンプ場の来場者の利用も可能となります。

２点目は、国民健康保険病院の通院患者の利便性の向上を図るため、現行の国民健康保険病院発１２時２５分の直行便を、近道コース南回り１便及び近道コース北回り１便の運行体制に変更し、本別道の駅から南地区及び北地区まで運行するものとします。この便に乗車することにより、国民健康保険病院における午前中の通院患者は自宅まで帰ることができるようになります。

３点目は、中心市街地から帰宅する利用者の利便性の向上を図るため、現行の南回りコース、北回りコースの５便を廃止をし、それぞれ近道コース南回り２便、近道コース北回り２便を新たに設け、現行の近道コースの２便につきましては、近道コース大回り便として統合いたします。このことによりまして、中心市街地から南地区または北地区まで運行する便は５本となります。

４点目は、１点目の路線延長に伴いまして、静山キャンプ場停留所及び本別公園停留所を新設するとともに、利便性向上を図るために新町通り停留所及び緑町の仲通り停留所を新たに設置いたします。

以上の結果、南回りコース及び北回りコースは、現行それぞれ５便から４便に、直行コースは現行２便から１便に、近道コースは現行２便から５便となりますが、これまでもどおり計１４便での運行となります。

なお、見直し時期は２７年１０月１日を予定をし、現在利用者の皆様への周知など準備を進めているところであります。

また、関係予算につきましては本定例会に提案をさせていただいておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

今後とも、利用者の利便性と安全で効率的な運行に努めてまいりますので、町民の皆様をはじめ、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、旧仙美里中学校施設の利活用について報告いたします。

平成２６年３月をもって閉校いたしました仙美里中学校の利活用方策につきましては、閉校の１年半前となる平成２４年１０月から、教育委員会が主体となり利活用検討のための庁内組織を設置をし、仙美里地区の自治会、その他関係団体、個人で組織する仙中跡地活用検討会とともに利活用について検討を重ねてきたところであります。

この間、平成２５年９月に、十勝管内における道立の特別支援学校開設に向けた動きがありましたことから、利活用の千載一遇の機会と捉え、検討会議での協議を一時中断し、関係団体、住民の皆様の格別の御支援、御理解のもとに、特別支援教育を支

える会とともに誘致活動を進めてきたところです。

しかし、昨年９月に公表されました北海道教育委員会の公立特別支援学校配置計画におきまして、平成２８年度に新得高校の空き教室を活用して知的障害特別支援学校高等部を新設する方針が示され、特別支援学校の誘致については、相当厳しい状況になりましたことから、検討委員会をまた再開をすることとし、また、跡地の利用につきましては全庁的な検討作業を望む地域の皆様の意見を踏まえて、平成２７年５月に企画振興課を主体とし、庁内体制を再整備したところであります。

最近の状況といたしましては、地域の皆様の、校舎の再利用による地域活性化に資する方策の検討継続を願うといった要望を背景に、これまでの提案の一つにありました公募によって利用者を募ることで庁内及び地域の組織と一致を見ましたことから、この手法による準備として、先進地事例の研究や必要な手続きのための費用の試算を行ってきているところであります。

具体的には、公募要領の作成や公募時に必要な学校施設の状態確認、インターネットなどの周知のための媒体準備等の作業を行い、これらが整理できた段階で、町内を先行して公募を開始することとし、その想定時期を本年１１月としているところであり、公募の諸手続きに必要な費用につきましては、本定例会における補正予算の議案を提出しているところであります。

公募による手法につきましては、少子化による閉校数の増加によって全国の自治体でも多くの事例として取り組まれてきていること、また、経済情勢にも大きく左右されることから、決して楽観視はできませんが、学校が地域の教育、文化、生活の中核的な公共施設でありましたことに鑑み、地域が望む結果に結び付くように、鋭意努力してまいりますので、議員各位におかれましても、また特段の御支援と御理解を賜りますように、お願いをするところであります。

次に、本別都市計画用途地域等の変更について報告いたします。

本別都市計画用途地域は、昭和４７年の当初決定後、昭和５２年、平成７年、平成２０年の３回変更を行い、現在に至っております。

今回の主な変更内容は、本別町南地区工業団地における工業業務施設の誘導を適切に図るため、一昨年製材工場が建設された周辺、南４丁目共栄地区、６．３ヘクタール増を新たに用途地域に指定するとともに、今後も農地として営農に供する事が望ましい共栄地区、坂下町地区の１０．２ヘクタール減の用途地域を廃止をし、面積精査を含め本別町全体の用途地域を３１６．９ヘクタールとするものであり、８月１９日の都市計画審議会においても、議決をいただいているところであります。

また、用途地域の変更に伴いまして、特別用途地区の設定および下水道の変更を行い、特別用途地区につきましては、工業業務施設の誘導を強化するため、平成７年に編入された南４丁目共栄地区の一部と、今回新たに用途地域に指定された区域を、大規模集客施設制限地区と指定し、面積を２１．０ヘクタールとするものであります。

なお、大規模の集客施設の制限地区とは、劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊戯場、勝馬投票券の発売所、場外車券売場その他これに類するもので、床面積の合計が1万平方メートルを超える建築物に規制をかけるもので、本別町南地区工業団地における適正な立地誘導を図り、効率的な産業の集積と周辺の住環境の保全のため、用途地域の変更に合わせて特別用途地区の設定を行うものであります。

特別用途地区内の建築物の制限につきましては、今議会に条例を提案させていただきますので、御審議いただきますように、よろしくお願いいたします。

下水道の変更ににつきましては、用途地域の変更に伴い、排水区域の変更を用途地域と同様に行い、これらの案件は、今後、北海道の同意を得て、10月下旬頃決定告示を行う予定といたしております。

以上、都市計画用途地域等の取り組み状況であります。今後とも、本町の豊かな自然環境、農地、森林などの自然的な土地利用の保全に配慮しながらも、産業振興に資する拠点づくりなどの都市的土地利用を誘導してまいりますので、町民の皆様はじめ議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第53号

○議長（方川一郎君） 日程第6 議案第53号本別町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第53号本別町個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、平成25年5月24日に成立されました、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、マイナンバー法の施行に伴います改正であります。

番号法制度は、国内に住民票がある国民一人一人に12桁の番号を割り当て、国や自治体が社会保障、税金関連、災害対策の情報を効率的に管理できるようにする制度であります。個人番号は原則として生涯変わりはありません。本年10月5日以降、地方公共団体情報システム機構から個人番号の通知カードと個人番号カード申請書が郵送されてきます。個人番号カードの希望者には平成28年1月1日から、顔写真付きで個人番号カードが無料で交付されます。

今回、番号法の施行に伴いまして、個人番号を付して取り扱う個人情報、いわゆる特定個人情報といいます。この特定個人情報について、これまでの個人情報保護法に

則した情報の管理方法と異なる管理方法について定められたことから、個人情報と特定個人情報の取り扱いを明文化する必要が生じたので提案するものであります。

なお、個人情報保護法よりも厳しい保護措置を番号法で上乗せをしております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

本別町個人情報保護条例(平成16年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

この、個人情報に該当しない特定個人情報とは、本町の個人情報の定義としまして、第2条第1号において「法人等に関して記録された情報に含まれる団体の役員に関する情報を除く」と規定されております。

しかしながら番号法におきましては、個人情報の定義には、その除外規定はなく、その情報についても個人番号が含まれる場合、特定個人情報となりうることもあるため、その情報について適正管理することとしております。

第2条第4号中「用いる」を「利用する」に、「実施機関」を「、当該実施機関」に改め、同条中第8号を第12号とし、第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号の次に次の4号を加える。

第6号、特定個人情報。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

先ほど申し上げましたが、個人番号をその内容に含む個人情報のことを特定個人情報といいます。

第7号、情報提供等記録。番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

情報提供ネットワークシステム内における情報提供記録簿のことをいいます。情報提供の求め、及び情報提供の記録を記録し、かつ保存しなければならない旨を定めております。

第8号、保有特定個人情報。実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものであり、公文書に記録されているものをいう。

実施機関が保有する特定個人情報となります。

第9号、特定個人情報ファイル。次のいずれかをその内容に含む個人情報ファイルをいう。

ア、個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

イ、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符

号であって、住民票コード以外のもの。

これは個人番号が付されたデータ等となります。

第3条第1項中「個人情報の保護に関し」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条、第5条及び第6条において同じ。）の保護に関し」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

特定個人情報保護評価。

第7条の2。実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、情報公開条例第16条の規定による本別町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

新たに特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又はその情報に重要な変更を加えようとするときは、審査会の意見を聴くことができる旨を定めております。

第8条第2項中「情報公開条例第16条の規定による本別町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」）」を「審査会」に改める。

これは前条に規定したことによります文言整理でございます。

第9条の見出しを「（保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「保有個人情報の利用」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用」に改め、同条の次に次の2条を加える。

保有特定個人情報の利用の制限。

第9条の2、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

第2項、実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

第3項、第1項ただし書及び前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

第4項、実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の課等に限るものとする。

これは、保有特定個人情報の利用及び提供の取り扱いについて、特定個人情報は法律により利用及び提供することを目的としておりますので、その取り扱いについて個人情報と差別化する必要があるため規定をしております。

特定個人情報の提供の制限。

第9条の3、実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

特定個人情報につきましては、法律により利用及び提供することを目的としております。その提供についての制限をかけたものであります。

第10条中「個人情報を」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改める。

第12条中「実施機関は、」の次に「公益上必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられる場合を除き、」を加え、「(以下「オンライン結合」という。)」を削る。

地方公共団体情報システム機構等、今後、保護措置が取られている団体との連携が想定されることから定めております。

第13条第1項中「、保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第14条第1項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第15条第1項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」を加える。

第16条第1項中「保有個人情報の」を「保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。）の」に改め、同条第2項を次のように改める。

第2項、次の各号に掲げる者（第2号を除き、以下「代理人」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

第1号、未成年者又は成年被後見人の法定代理人。自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）

これは個人情報について定めております。

第2号、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。自己に係る保有特定個人情報。

この部分につきましては、特定個人情報について定めております。

特定個人情報の開示請求につきましては、本人の委任による代理人の請求ができるものとしております。

第17条第1項第2号中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第2項中「法定代理人」を

「代理人」に改める。

これは文言整理でございます。

第18条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条から第24条までにおいて同じ。)」を加える。

第20条中「実施機関の長」を「実施機関」に改める。

第21条第2項第2号中「又は写しの交付」を「若しくは写しの交付又は当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法」に改める。

情報提供等記録開示システムによる開示について、システムによるデータ開示となることから、その実施に備えるため改正をしております。

第24条の次に次の1条を加える。

情報提供等記録の提供先等への通知。

第24条の2、実施機関は、訂正請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

情報が提供された、又は照会のあった特定個人情報の訂正をした場合につきましては、必要があると認めた場合、その修正された情報を通知先について定めております。

第25条第1項中「保有個人情報が」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が」に改め、「(以下「利用停止請求」という。)」を削り、第3項を同条第4項とし、同条第2項中「利用停止請求」を「前2項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

これは、個人情報と特定個人情報の取り扱いの違いにより、条文を分けて規定する必要がありましたので改正をしております。

第2項、何人も、第21条第2項の規定により開示を受けた自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

第1号、当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき、当該保有特定個人

情報の利用の停止又は消去。

第2号、第9条の3の規定に違反して提供されているとき、当該保有特定個人情報の提供の停止。

これは、特定個人情報に係る利用停止請求について定めております。

第31条中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」を加える。

第32条第2項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)」を加える。

第33条第1項中「、保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報に係る閲覧、縦覧を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

閲覧等につきましては、他の法令に定めのあるものについては、当該法令により行いますが、特定個人情報の閲覧、縦覧につきましては、他の法令との調整が適用除外となっていることから定めております。

第34条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。第3項において同じ。)」を加える。

附則。施行期日。

第1項、この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第7条の次に1条を加える改正規定。公布の日。

第2号、第9条の次に2条を加える改正規定(第9条の3に係る部分に限る。) 平成27年10月5日。

第3号、第24条の次に1条を加える改正規定。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日。

経過措置。

第2項、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上、議案第53号本別町個人情報保護条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(方川一郎君) ここで暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第53号の質疑からいたします。

阿保静夫君。

○10番(阿保静夫君) 53号の説明の冒頭で、新たにいわゆる特定情報が加わり、

これまでよりも個人情報の扱いがより厳しくなったということの改正だという説明だったというふうに思います。その部分を全てということにはなりませんけども、どういうふうに厳しくなったのかという部分を、改めてちょっと伺いたいというのが第1点です。

それから説明の中で、何カ所かネットワークシステムを活用するということで、日本年金機構の個人情報漏れという大きな事件があったわけですが、ネットワークと聞くと、何となく危うい感じを受けざるを得ないのですが、その辺の防護対策というか、その辺について改めて伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） お答えをいたします。

個人情報の保護よりも、特定個人情報のほうが厳しく上乗せとなっております。個人情報につきましては、原則、持ち出し禁止です。特定個人情報につきましては、ネットワークを使いながら、町民の皆さんの利便性、公益性を図るために、事務の手続き等を簡略化するために行うことができます。そういう場合に、他町村の情報、本別町の情報を持っている分は、ネットを使って利用することができますので、その部分について、より以上に厳しく、取り扱いについて定めているところであります。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） ネットワークを使うということになると、技術的な分野なのでわかりませんが、なかなか防護壁をつくるのが難しいというふうに、一般論では聞いているのですが、その結果として日本年金機構のようなこともあったのではないかなというふうに思うのですが、その辺の対策というのは、なかなか聞いてもわからない部分もあるかもしれませんが、そこがすごく懸念されるし、いわゆるハッカーと呼ばれる人たちは数段上をいっている現状で、いろんな事件が起こっているように思うのですが、その辺の対策というのは、どのように取れるのか、可能なのか、また今後取っていくのかということについて伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） お答えいたします。

ネットワークの関係でございますが、本別町のネットワークの構築といいますか、あり方なのですが、基本的には一般の業務で使う、例えばワープロ機能ですとか、そういったものでパソコン、職員使っておりますが、そういったものと、いわゆる行政事務を扱うパソコンについては、それぞれ、いわゆる系統を別立てにしておりますので、一般のインターネットを見れるパソコンから、住民情報を一切つなげておりませんので、それは一般の事務のものは一般の事務のもの、それから行政事務のものは行政事務という二本立てで構築しておりますので、そういった部分では、一般の方々がそういった行政情報のものに入ってくることを防ぐようなことにしております。また、基本的にはそういったケーブルや何かもありますね、全て分けておまして、

1つのパソコンが2つの業務をするというふうにはしておりませんし、また基本的に専用の回線を使用しまして、外部から物理的に離しているというふうになってございます。

またこれまでもですね、そういった行政事務用のパソコン、あるいはそういったネットワークに、これまで攻撃を受けたとか、外部から侵入を受けたということは一切今まではないという状況になってございます。

以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第53号本別町個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号本別町個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第54号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第54号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第54号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、番号制度導入に伴います、特定個人情報を管理、提供するに当たり、その取り扱い事務を条例で定める必要が生じたため、提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

この条文は、地方公共団体の長その他の執行機関は、法第9条第2項に基づき、「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税法、又は防災に関する事務」を条例で定めるもので、個人番号を利用することができる旨を定めております。

定義。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号、個人番号。法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

第2号、特定個人情報。法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報であります。

第3号、個人番号利用事務実施者。法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

第4号、情報提供ネットワークシステム。法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

行政機関の長と国、北海道等との情報通信の部分になります。

町の責務。

第3条、町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

個人情報の保護の観点から、個人番号その他の特定個人情報の取り扱いの適正を確保するために必要な措置を講じること、国との連携を図りつつ個人番号及び法人番号の利用に関し、地域の特性に応じた施策を実施することを定めております。

個人番号の利用範囲。

第4条、法第9条第2項の条例で定める事務は、町長又は本別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

第2項、町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

国で定めております、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務以外にも、町が地域の実情を踏まえて条例で定めて行う事務について、

個人番号を利用できる範囲を具体的に定めるものであります。

今回は、国で定めた事務につきましては、町と教育委員会のみが行うこととなっております。

委任。

第5条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上、議案第54号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 第4条で、教育委員会がこの情報を利用するという場合という趣旨のことが書いてありますけども、これはどういうことを想定されてるのか、まず1点伺います。

2点目ですが、報道されてるところによると、国民の8割位がまだ内容をよくわからないというようなことになってるようですが、これは中身については、やはり周知徹底していく必要があるのではないかなと思うのですが、町として特にそれについて今後の対応を考えているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） お答えをいたします。

第4条第2項の教育委員会につきましては、学校保健安全法による、医療に要する費用について援助をする事務となっております。生活保護に規定する要保護者の部分に該当するということになっております。

以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） マイナンバー法関連の周知の方法でございますけども、これまで3月15日号のかけはしをはじめ、かけはしで2回、それから広報本紙で8月に1回と、また10月1日号の広報紙でも皆様にお知らせするというのを考えておりまして、それぞれ適切な時期に、そういった周知等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 本議案に対する反対の立場から、討論を行いたいと思います。

行政手続における、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法について、国会のほうで可決され、それが各自治体でそれぞれ関係条例を整備していくという流れだと思います。

ただ、このマイナンバーの法律は、年金情報流出に反省が十分にされないまま、プライバシー性の極めて高い、個人の預貯金、あるいは特定検診などの健康に関するものも対象になりながら、個人の暮らしや医療情報にも個人番号を使った情報管理や情報連携の仕組みを広げていくものであり、とても深刻な状況ではないか、プライバシー侵害につながるのではないかという意見もあるところです。

このマイナンバー法については、自治体としては適正な取り扱いを定める条例を制定しなければならないということは当然理解できるものですが、前述したとおり、法律そのものがプライバシー侵害や、なりすまし犯罪をまねく恐れがあるということが否定されておりません。このような制度が施行されること自体に大きな懸念を禁じ得ません。

以上の理由から、本条例案に反対の立場を表明するものです。よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第54号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第54号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 5 5 号

○議長（方川一郎君） 日程第 8 議案第 5 5 号本別町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第 5 5 号本別町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の手数料徴収条例の一部改正は、番号法施行に伴います、個人番号の通知カード及び個人番号カードは、当初無料で受け取ることができますが、紛失等により再交付の場合については、手数料として徴収し、その額について定める必要が生じたので、使用料等審議会へ諮問し、答申を得ましたので提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

本別町手数料徴収条例（平成 1 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表（2 7）住民基本台帳カード交付手数料（再交付を含む。）の項を削り、同項の次に次のように加える。

（2 7－1）個人番号の通知カード再交付手数料、1 枚 5 0 0 円。

（2 7－2）個人番号カード再交付手数料、1 枚 8 0 0 円。

附則。

この条例は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、（2 7－1）個人番号の通知カード再交付手数料の項の規定は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行する。

以上、議案第 5 5 号本別町手数料徴収条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行ないます。

大住啓一君

○4 番（大住啓一君） 1 点だけ確認させてください。

再交付するときに、手数料として 5 0 0 円なり 8 0 0 円かかると。これは 9 月定例会が、各町村まちまちだと思いますが、承知している中で、要するにこの額が足並みを揃えているのか、どういう状況に置かれているのか、管内的にですね、くだけて言いますと。そういうことで、お聞きしたいということでございます。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） お答えいたします。

最新の情報ではありませんけども、2 週間、3 週間ほど前の管内の聞き取りの情報ですと、ほぼ、この 5 0 0 円、8 0 0 円といいますのは、国のほうからですね、この通知カード 1 枚 5 0 0 円、8 0 0 円という単価が適当ですと。その根拠は、再発行

手数料相当経費はそれぞれの原資、ＩＣカードの購入原価を考慮して、この単価が適当だということで通知が来ておりまして、各町村とも、この手数料を徴収するところは、この単価で行っているところです。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第５５号本別町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号本別町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日９月９日から１５日までの７日間は休会であり、９月１６日午前１０時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、９月１０日正午をもって締め切りとします。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前１１時３３分）

平成27年本別町議会第3回定例会会議録（第2号）

平成27年9月16日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

議 長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	林 武 君
	1 番	矢 部 隆 之 君		2 番	藤 田 直 美 君
	3 番	篠 原 義 彦 君		4 番	大 住 啓 一 君
	5 番	山 西 二 三 夫 君		6 番	黒 山 久 男 君
	7 番	小 笠 原 良 美 君		8 番	方 川 英 一 君
	9 番	高 橋 利 勝 君		1 0 番	阿 保 静 夫 君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	吉 井 勝 彦 君	総 務 課 長	大和田 収 君
農 林 課 長	工 藤 朗 君	保 健 福 祉 課 長	村 本 信 幸 君
地域包括支援センター所長	飯 山 明 美 君	住 民 課 長	千 葉 輝 男 君
子ども未来課長	大 橋 堅 次 君	建 設 水 道 課 長	能 祖 豊 君
企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也 君	老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美 君
国保病院事務長	毛 利 俊 夫 君	総 務 課 主 幹	小 坂 祐 司 君
建設水道課長補佐	高 橋 優 君	総 務 課 主 査	長 屋 聖 子 君
教 育 長	中 野 博 文 君	教 育 次 長	佐々木 基 裕 君
社 会 教 育 課 長	菊 地 敦 君	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	久 保 良 一 君
農 委 事 務 局 長	郡 弘 幸 君	代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋 君
選挙管理委員長	中 川 祐 一 君	選 管 事 務 局 長	大和田 収 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君 総務担当主査 松 本 恵 君
総務担当副主査 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1　議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君）　日程第 1　議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

○議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕　おはようございます。報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに 3 件の提出がありました。道教委新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書、国益を損なう T P P 交渉からの撤退を求める意見書、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書。

以上、3 件につきましては、18 日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、認定第 1 号平成 26 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてないし認定第 9 号平成 26 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上 9 件の議案については、議長及び議会選出監査委員を除く 10 名の委員で構成する平成 26 年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして閉会中の継続審査とする取り扱いを予定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

◎日程第 2　一般質問

○議長（方川一郎君）　日程第 2　一般質問を行います。

順次、発言を許します。

9 番高橋利勝君。

○9 番（高橋利勝君）〔登壇〕　議長の許可をいただきましたので、通告をいたしました 2 問についてお伺いをさせていただきます。

まず 1 点目は、マイナンバー制度の実施に当たってであります。マイナンバー制度の実施に向けてことしの 10 月に住民票を有する人全員に 12 桁の個人番号が通知をされ、来年 1 月より税、年金、医療保険、介護保険などの手続きに利用が開始されるとともに、個人番号カードの交付も始まります。

そこで、以下、2点について伺います。

1点目であります、内閣府が発表した世論調査の結果では、このマイナンバー制度を内容まで知っているとした人は43.5パーセントで半数に届いていません。本町では、さきの条例の審議の中で町広報本別、暮らしの情報紙かけはしで町民に周知しているとのことですが、町民の間ではほとんど話題に上っておらず関心が薄いような気がします。

来年の1月開始に向けてさらなる住民への周知が必要と思いますが、どのようにお考えかまず伺います。

2点目でありますけれども、来月の個人番号の通知は10月に住民票を有する人全員に通知されます。しかし、新聞等を見ますと住民票の住所を移さないまま転居した人や、医療機関や特別養護老人ホームなどの施設に入っている高齢者や障がい者にカードが届かないのではと懸念されています。

通知カードが受け取れないと来年1月以降の個人カードの切りかえ手続きができなくなったり、個人番号の記載が必要となる給付の申請がおくれる可能性があると言われてしています。この点について町として対応を考えていると思いますが、どのように受けとめているのか、以上2点について伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員のマイナンバー制度の実施に当たっての質問の答弁をさせていただきます。

まず、今、高橋議員が御質問されていますとおりでありまして、マイナンバー制度につきましては、町といたしましても3月15日号と9月1日号の暮らしの情報紙かけはし及び8月1日号の本紙を通じて周知をしてきたところでありますが、さらに10月1日号の本紙において、10月5日以降に、また簡易書留で世帯ごとに個人番号の通知カードが郵送されることになっております。

この間、テレビ、新聞などでもいろいろな場面で報道されていますが、マイナンバー制度の内容については広く報道されておりながら、御質問にありますように個々がそれだけ理解しているかというと、なかなかまだ、そこまでといった感はないものだというふうに思っていますが、それぞれ町内的に見ますと、町内の事業者向けには青色申告会の総会時にも税務署の職員の皆さんがマイナンバー制度の内容について説明をされたり、また企業にもそれぞれ要請がありながら、企業もいろいろな手続きがありますものですから、それら含めて団体などの要請に応じて、それぞれ説明をさせていただいているというところでありまして、さらにまたそれら要請があれば職員を派遣して説明会を開催するという体制もとられているということでもあります。

これまで役場への個人番号のカードに関する問い合わせはありませんけれども、今、御質問のように通知カードが届いた後には問い合わせがきつとふえるのではないかなというふうに予想していますが、その状況を見ながら関係機関に対しても説明会の開

催が必要とあれば、これらについて要請をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

２点目の施設入所者にカードが届かないということと、また住民票を移さないで転居された場合にはどうするのかということとありますが、まず施設入所者等にカードが届かない懸念があるという御質問のお答えをさせていただきますけれども、特別養護老人ホームに入所されている方につきましては全員、老人ホームに住所を有しておりますので、直接、郵送されることとなります。

また、医療機関に長期に入院されている方などにつきましては、平成２７年８月１０日付で厚生労働省から通知が出されておまして、その内容は登録している住所地に誰も居住しておらず、１０月５日以降も入院が見込まれる方については居所情報の登録申請を９月２５日までに役場に提出すると病院において通知カードを受け取ることができることとなっておりまして、病院、または有床診療所、郡市医師会には北海道や振興局を通じて周知されているところでもあります。

次に、住民票を移さないで転居されて、また通知カードが届かない場合は市町村に返還されますので、町は戻されたカードの住所などの記載事項などを確認して、さらには調査を行って本町に住民登録がされているかどうかなどの確認ができた場合には御本人に連絡をして来庁いただき窓口において、本人または代理人の本人確認を行ってカードを交付することとしています。

また、戻ってきたカードにつきましては、役場において３カ月程度保管いたしますが、その間に他町村への転出を確認した場合、あるいは住民票が削除されている場合につきましては、３カ月を経過しても交付ができない場合にあっては地方公共団体情報システム機構に返還登録を行った上で、通知カードを廃棄処分しても差し支えないこととなっております。

なお、その後、御本人が交付申請に来られた場合につきましては、正しい住所登録をしていただくようにお話をし、新しい住所地において手続きをすると通知カードが交付されるということになっております。

以上、マイナンバー制度の実施に当たっての答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○９番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきます。

今後も広報の中で周知をするということですが、ただマイナンバー制度、今言いましたように来年の１月開始とともに、それ以降、２９年１月から個人ポータルサイト開始ということで、そのマイナンバーがどのように利用されているかがわかるように調べることができるとか、２９年４月以降この地方公共団体も含めた情報連携開始ということで、広報の中に出ていますが、このほかに実は今の現状でいうと消費税の還付金だとかいろいろな議論があつて、我々も非常にわかりづらいということが大変あるわけですが、そのような中でも私なりに心配していることは二つあります。

一つは、新聞等によると、例えば医療保険の軽減措置とか、介護保険の制限措置の手続きにこの番号を記入して申請をしなければいけないということになるというふうに新聞などでも報道されていますが、そうなりますとこれがスムーズにいかなければ支障を来すのではないかというふうなこともあるわけでありまして、そういう意味では高齢者、障がい者のために介護福祉ケアマネージャーなど関係者のサポートが必要ではないかと思うのですが、その点について、まず1点伺います。

それともう一つは、これはあくまでも想定ですけれども、非常にこの制度があやふやだということもあって、特殊詐欺に使われる危険性はないかということだと思います。国のほうも、その辺については関係に指導をしていると思うのですが、そういう意味ではいろいろな形で周知をするというか、特に特殊詐欺の部分は消費者協会などにこの番号を活用するというか、そういうようなこともあるかもしれないので、その辺についてどう考えているのかということをお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁を、手続き上の問題など含めては担当のほうから答弁させていただきますけれども、最近、軽減税率の問題など含めて、ちょっとマスコミ報道しか私もわからないのですが、財務大臣がああ言ったこう言ったとありますし、また今、与党間の中でも協議を改めてしなければならないということありますから、本当にこれは確定するのかなという一部、まだコンプリートできない部分があるのかなと、そんな気もしているのですが、ただ、どこまでどういうぐあいに利用してということについては、一定程度のQアンドA含めてはあるのですけれども、今、御質問のようなところについては非常に微妙なところでありますから、特に障がいを持たれている方だとか、直接手続きできない方だとか、高齢者の方についてはやはりサポートする体制は絶対に欠かせないものだというふうに思っておりますが、それら含めて今、担当のほうから答弁させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 特殊詐欺の関係につきましては、新聞報道等々で本州のほうでも数件、開始前からそのような預金口座を聞き出そうとか、そういう詐欺みたいなものがあつたようですけれども、それは空振りに終わったようですけれども、このことについては内閣府がホームページで広報しておりますけれども、町においては特殊詐欺に関するお知らせについて、広報紙を通じて掲載していきたいと思います。その後も何回か広報通じて周知を図っていきたいと考えております。

それから、サポートの関係ですけれども、本町には介護度1以上ですとか、要支援の方合わせると百数十名の方いらっしゃいますけれども、特に介護度の高い方については、町のケアマネージャーが訪問の際にその通知カードの受け取りの確認ですとか、保管の方法、この辺については助言を差し上げるということで、役場内部で協議をし

ておりますし、社会福祉協議会が行っております後見人制度、該当者の方ですとか、日常生活自立支援制度該当者等々の方につきましても、社協と同様の打ち合わせをさせていただいております。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 次に行きます。

2問目の定住化政策について質問させていただきます。

9月5日、6日と開催されたきらめきタウンフェスティバルは町内外から多くの人
の来場があり、花火の打ち上げなど、たくさんの出店などと近年になく好評であった
と思っています。

本町はこのほかにひまわり3,000坪迷路、本別肉祭りなど、町外から訪れるイベ
ントも多く交流人口が着実にふえていると思います。

これらの要因は、イベント内容の充実もありますが、道東道の開通、延伸も要因の
一つと言われています。

そこで以下、3点について伺います。

1点目ですが、交流人口の増加は地元経済が潤うことになりますが、同時に定住化
へと結びつけていくことが大切だと思います。道東道の開通、延伸の効果も見えてき
たことから、改めて定住化に向けての政策の強化が求められていると思いますが、
考え方を伺います。

2点目でございますが、3月の定例会における林議員の質問に対する答弁で、町内
版まちおこし協力隊のような仕組みを制度化したいとしています。定住化政策の強化
のためには、経験者でもあるIターン者、Uターン者の声が大いに参考になると思い
ます。

そこで、Iターン者、Uターン者を組織をして意見を聞くなど、取り組む考えはな
いかお伺いをします。

3点目でありますけれども、交流人口の増加には本別子供民泊受入会による農村
ホームステイも成果を挙げていると思っています。生徒の受け入れた農家の皆さんと
生徒の皆さんのそのつながりが広まっているとも聞きます。将来的には本町に住ん
でいただける人が生まれるように、農家、農協、町と連携して本町をもっと知ってもら
うような取り組みをすべきと思いますが、考え方を伺います。

以上、3点お伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋議員の2問目の定住化政策についての答弁をさ
せていただきます。

最初に、道東道の延伸による交流人口の増加と定住化に向けての強化に関する考え
方ですが、本年3月29日ですが開通をいたしました道東自動車道、白糠インターチェ
ンジまでですけれども、やはり延びることによって相当効果が出てくるということで

ありまして、8月10日から16日までの、ちょうどお盆の期間ですが、本別インターから浦幌インターの交通量、昨年と比べて3倍、1,600台から4,800台にふえたということも新聞報道にありました。

4月以降は本別公園や道の駅の入り込み客がつつじ祭りや、きらめきフェスタなどで大変なにぎわいを見せていただいていますから高速道路の延伸効果がまさにしっかりとあらわれてきているところだというふうに思っています。

御質問にありますように、交流人口の増加に鑑みた定住対策の強化ということですが、そのためにもやはり前提となるのは今までもいろいろ調査しながら議論してきました。前提となるのはやはり就労だとか雇用の課題がありますし、教育や福祉、医療といった町の環境が定住を促進するという大きな要素となっておりますので、これらの環境、条件整備を整えながら、住居を構えて住みついていただく定住につながるという、こういうプロセスをしっかりとこのまちづくりに生かしながら、一方では交流人口は観光や買い物を主とした目的により、来町されることも多いということでもありますから、観光振興や経済振興に資する施策を講じるものとなっておりますけれども、交流人口の増加は実際には本別町には来ていただいて、すぐに本別町を知っていただく機会の増加というふうになるものでありまして、本別町の魅力や本町のまちづくりの現状をしっかりと発信をしながら、さらに理解を深めていただけるように関係する環境整備を進めてまいりたいと考えています。

また、次の御質問であります、定住化政策強化のためにUターン、Iターンをされた方々を参考とする会の組織化はどうだという御質問であります、年間で1万人を超える面談、セミナー参加を持つ移住をあっせんしますNPO法人の調査でありますけれども、移住希望者の7割は候補地が未定で、全く知らない地域を選択することはまずないだろうということでありまして、実際の決め手となるのは何かの機会で、また観光で訪れたとか、それぞれ住民とのかかわりを持ってきた、また一体感や一緒といった町のその雰囲気というものを非常に重視をするという、そのような方向性を報告をいただいたところですが、特にそれら含めてまちおこし協力隊、また高橋利勝議員からも以前に町内の退職されたOBの方々のその経験だとか、知識を生かしながらまちおこしに協力体制をとっていくかという御質問もいただきましたし、また林議員からは高橋議員の御質問のとおりまちおこし協力隊にはしっかりと対応すべきだというお話の御意見もいただきました。

それら含めて、私どももやはり考えているのは、確かに国の創生含めてまちおこし協力隊、それも私ども大事なことだと思っておりますが、それも今、国といろいろとお話をさせていただきますけれども、まずはこの町の歴史や人や地域を知っている人、そしてまたその多くの人生経験、そして知識も技術も含めてあるその人たちを町内から協力隊という形の中でぜひ選任をさせていただきたいと、こういう答弁をさせていただきますが、それら含めてまた小笠原議員からもその質問をいただいております

ので、それは今、内部で創生の絡み含めて種々協議を進めていますが、人選も含めて近いうちにしっかりとこの協力隊の活動いただける範囲も含めて、今、比較検討させていただいております。

それら含めて、移住相談の方は企画振興課に担当窓口を置いて直接の対応をさせていただいておりますが、町の公式のホームページで情報の発信、また移住を検討する方々の情報収集の一助となるよう、お試しの暮らしプログラムというのもつくって、移住を希望される方にとっては町の気風や住民気質が重要なことでもありますので、移住体験者が本町に好意を持っていただいて、また好感の持てる、そういう声が広がっていくようなまちづくりに期待をいただけるような地域づくりを進めることが何よりも大事だというふうに思っております。

移住者の方々の組織に特化するという部分については、少しまたちょっと私どももこれは町民皆家族のまちづくりという意味では、それに特化することは本当はどのようなかなということも検討の中でありましてけれども、そういう地域に一体となつてとけ込んでいただけるような、そして町ぐるみで住民の先ほど申し上げましたように、その地域に人がいる、その地域の人が本当に家族としてまさに受け入れていただけるような、そういう環境や状況をつくるためにしっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っています。

また、3点目の農村ホームステイと将来の定住につながる取り組みであります、本別町の子供民泊の会の皆様には、食の絆を育むといったコンセプトで首都圏や関西圏からの中高生の受け入れに取り組まれておりまして、私どもときどき立ち会いさせていただきましても、特に1泊といいながら、出発時の涙の別れや、その後の手紙の交流だとか、メールだとか、初めて訪れた本別町に対する、また民泊を受け入れていただいた家族の皆さんに対する思いというのは非常にやはり強いものがありまして、私どもも昨年4人の男の子の民泊を受けさせていただきましたけれども、帰りに体育館にみんなで集合するのですが、そこのリーダー的な男の子が開口一番何を言ったかという、先生、今までの修学旅行なんかなくていい、こればかりやろう、これが最高だと、そんな本当にみんなに賛同いただけるような大きな声で言ってくれたことがありました。

今は直接、民泊の会の事務局の会長さん方は本当に、そういう意味ではしっかりと将来に結びつく、また特に農村部と都会が触れ合って食だとか、農業だとか、しっかりと発信していただきますから、何かの機会があればまた、特に仕事もそうですけれども、また例えば結婚して新婚旅行は外国に行かなくてもいいから本別においでねと、こんな声もたくさんかけていただいたりして、それに子供たちもしっかりとうなずきながらいろいろなこと、思いを持って都会に戻りながら頑張っているということでありまして、わずかな時間の触れ合いですから、非常に絆の深い思い出深い民泊になっているということも含めて、できれば御質問のように将来、また本町にも職を求めたり、

また居住を求めたりして来ていただけるような人がきっとふえてくれれば、本当にありがたいことではないかなというふうに思っていますが、そのようなことも含めてこの大事なホームステイの取り組みをしっかりとまた応援させていただきながら、現実を受け入れしている方も大変でしょうけれども、これもまた継続していただけるように我々としてもお願いをしながら進めていきたいなと思っております。

また、3点目の定住促進の課題であります、さまざまな施設の集合体の最上位の質問でありますから、この定住問題については、先ほど申し上げましたけれども、これを解決するには相当困難なこともあります、特に本町はこの官公庁、また大企業と言われる企業が多いという、そういう雇用の場でありましたから、そういう意味では人口減含めて、これらの環境が変わってきたということで、今まではきょうも自治会長さんたくさん来ていただいています、官公庁の退職した方が、現職のときからそうですが、本町に定住を決めていただいて、しっかりそこで、また企業や官公庁の職場はもちろんですが、町を支える大変な人材として活躍をいただいているというのが本当に多くの今までの成果でありました。

残念ながら今、その組織自体が縮小されたり、廃止をされたりしてなくなって、OBとして残っていただける方が本当になくなったということは寂しい限りであります、また、それらを含めて今、非常に環境が変わっているといいながらも、やはり今、そのような状況の中で本別ばかりではありませんけれども、全国的にそういう状況の中で、国も人口減、地方に目を向けて地方創生という政策をとらなければならないというふうに、本当になってきましたので、それをまた私たちもチャンスと捉えて、本別町の住民会議、本別町まち・ひと・しごと創生推進委員会の皆様に多くの御意見もいただいていますので、この委員会の皆様方の英知を結集して、本町の持てる資源を最大限に生かして構想をまとめて、総合計画と一体となった取り組みを町民の皆様とともに展開してまいりたいというふうに考えております。

移住、定住、大変希望を持ちながらも、なかなか現状難しいという点はたくさんありますけれども、しっかりと希望をつなげながら、少しでも、1人でも、1組でも多くの方が定住できるようなそういう環境をしっかりとつくっていききたいなというふうに思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきます。

交流人口がふえるということが、今、答弁にもありましたけれども定住の大きな道をつくっていくということで、その受け皿としていろいろな努力が必要だということと言われています。

私は、この流れとしては二つあると思っています。一つは、今、御答弁いただいたように行政や町内外、いろいろな雇用とか、いろいろな定住に当たっての条件という

のを整えていくということだと思いますが、もう一つありますのは交流人口がふえてくることによって、本別に移住をして、その移住者がみずから仕事をつくり、人を雇用していくというようなことも、そういう定住化というのが進んでいるところもあります。

本別町の場合は観光でいうと本別公園というのがありますが、なかなか思うようにいかないということもあって、基本的にはその流れというのはなかなか難しいのかなと思いますけれども、そういった流れと同時に一方で先ほども言いましたが、道東道の開通延伸という問題が大きく要因としてありますが、何といたっても地道に町民として今、言われたようにイベントとか、いろいろな取り組みを続けていくということだと思っていますので、そういう意味では先ほど申し上げましたけれども、私はこの一つの状況として絶好の機会というか、そういう状況になりつつあるのではないかと考えていますので、改めてその辺の考え方について伺いをしたいと思います。

2点目でありますけれども、これも答弁にありましたように、確かに町のまちづくりというのは全体的にいろいろな人たちが携わっていくということについては私もそう思います。

ただ、定住ということをしてIターン者、Uターン者だけがということではなくて、やはりその経験者として、その声を聞く場を設けてはどうかということです。町村によっては、会をつくって取り組んでいるところもありますけれども、例えば先ほど言いましたように大きなまちづくり組織をつくるとすれば、その中にその部会的なものをつくって、やはりいろいろな意見をいただいて参考にしていくということも私は大切ではないかと思うので、改めて伺いをいたします。

3点目のファームステイの関係でございますけれども、これも今、御答弁にありましたように受け入れていただいている農家の皆さん、あるいは生徒の皆さんの反響というのは大きくありまして、町長の答弁にもありましたけれども、いわゆる都市と地方というか、地方のこの環境について非常に評価をいただいているというふうに聞いています。

そこで、それぞれの学校の取り組みですから、カリキュラムというものがあってなかなか日程的にどうするのかというのは難しいのですが、これも町村によってはどのレベルでやるかということはあると思いますが、そういった人たちの歓迎パーティーとかさよならパーティーみたいなのを開催をして、そこで本別町の特産物だとか、郷土芸能だとかと触れ合って、本別町の魅力をさらに知ってもらおうとか、個々の農業なりの魅力を知ってもらおうと同時に本別町の魅力を知ってもらおうというようなことの取り組みがどうなのかというふうに思っているわけですが、その点について3点、もう一度伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、数は少ないですけれ

ども、まだ。でも、町の施策として起業化など含めて、本当に本別に全然住んでもいなかった人たちが起業化していただいたり、また親御さんだとかがそれぞれ先代の皆様方が本町に御縁のある方が来ていただいて、またそれぞれ起業化していただいた、そういう人たちもいました。

また、ほかには例えば病院の技術を持った方が親と一緒に本別に農村地区、市街の街中ではなくて本当に景観を一望できる山だとか、空気だとか、風だとかに当たりながら暮らしたいということで移住をされた方もいますし、また、第一線を退いて第二の人生を本町に求めて移住をされた方などなど含めて、複数、そんなに数は多くないですけれどもそういうことも事実であります。

その方含めて、いろいろな場面で今、御質問、前後しますけれども、いろいろなまちづくり含めていろいろな部分で参加をいただいて、御意見をいただく場面って非常に多いではないかなというふうに思っていますが、改めてそういう意識して組織化というよりも、普段のいろいろな取り組みの中で積極的にまた参加をいただきながら地域づくりだとか、コミュニティーの中でまちづくりに参加していただきながら御意見をいただいてとか、それをまちづくりに生かしていきたいと、こういうことで今、引き続きその方向で行きたいなというふうに思っています。

特にイベントなどもそうですけれども、きのうも開町記念日で多くの人が集まっていたきました。ちょうど、そのときと前のときにもそうですけれども、あそここのところからハイキングコースで展望台まで行って、また公園まで降りてと、非常に整備していただいて、ボランティアの方にも本当に敬意を表していますけれども、あそこで触れ合った人たちが言っていましたという紹介もいただきました。一つの例ですけれども、たまたま千葉に住んでいる御夫婦が本町に来て、こんなにすばらしい景観なり、この自然の中、我々住んでいれば当たり前だから自然もあるし、神威山があるのは当たり前なのですけれども、都会の人は私の住んでいるところは住宅ばかりですと、全くこんな空間ありません、それよりも何よりもすごいと思ったのは、あの人とこの人とその人って、ここでどうした、どうしたと、そういう話がたくさん出てくると、人の名前が。全然そんなこと考えられないと、これだけ本当に自然の中で息づいた、そして育まれた人とのつながり、コミュニティーがしっかりとある、これは理想的なところですねというお話もいただいたり、また本町に来て、イベントに来て何日間かキャンピングカーで来て、寝泊まりしながら毎年、このイベント欠かせないのだと、必ず本州からここに来て、このイベントにあわせて本別に来て何日か滞在すると。

本別の印象はということであれば、それは間違いなくきれいな町だと。きれいな町というのは街並みが新しいとか何とかではなくて、本当に町がしっかりと気風も含めて、ごみが落ちてない、また雑草がそこらにむやみに生えていない、本当に整理整頓がされて、また町民の意識がしっかりと伝わるような、もっと言えば、公園から含めていろいろなトイレがありますから、そこを全部歩くという人も中にはいたそうで、そ

の人方が感心したのは、どこの町に行ってもいろいろ課題はあるけれども、本別はどこのトイレに行っても全部きれいに清掃されている、よくこうやって町民の意識が行き届いた町だと、そんなお褒めをたくさんいただいております。

そのようなことを含めて、そういう利点がこれだけの環境をつくっています。今、高橋利勝議員の質問のとおり、そのことをしっかりと生かしながら定住、移住につなげていけるような方式をしっかりととって行って、また、もう一度言いますがIターン、Uターンの皆さんの声はしっかりと日常の取り組みの中で、またまちづくり中で聞かせていただきながら取り組んでいきたいなというふうに思っています。

もう一つは、民泊の関係ですが、民泊パーティーとかいろいろありますが、これは例えばミッチェルだとか、友好都市の部分、何日滞在するとかあるのですが、民泊の会は本当に少ない時間の中で非常に頑張っていると思いますので、また子供たちとか町を挙げてパーティーというのも、これも趣旨からしてなかなかそうなじむものではないのかなというふうに思っています。

それらを含めてどのような交流の仕方、また子供の民泊における方向などは今、取り組んでいただいているそれぞれ役員の皆さん方がしっかりと担っていただいていますので、その趣旨を壊さないように、また都市と農村との交流の思いをこれからもずっと続けていただけるような、そういうかかわりの中で我々もしっかりと取り組んで、この応援をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、せっかくのいろいろな御提案でありますけれども、その趣旨をしっかりと生かした中での我々も一緒に参画させていただくということでもありますので、御理解いただいて答弁いたします。

以上でございます。

○9番（高橋利勝君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次、3番篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、質問をしたいと思います。

まず、本別町の生乳生産についてでございますけれども、本町の基幹産業の一画である生乳生産は酪農経営安定にも最も重要と認識しています。本町のさらなる発展を図るために、さまざまな施策の展開が必要と思いますが、町長の考え方を伺いたいと思います。

現在、全国的に生乳の不足が続き、バター等が十分に供給できない状況にあります。本町の生乳生産は、4万5,000トン进行ピークに昨年は3万8,000トンの生産量であり、7,000トンの減となっております。

生乳生産現場は非常に厳しい状況にありますが、現在、農協、生産者が一体となり、畜産クラスター事業をもとに取り組んでいます。現在は、コントラクターの充実やTMRセンターの設置、複数農家による法人化、さらにはふん尿処理にかかるバイオマ

スのプラントの計画がなされています。

本年８月には農協法が改正され、農業所得の増加や６次産業化など積極的に取り組むよう求められています。町として、これらの計画に対しどのように支援し、参画していくのか町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 篠原議員の本町の生乳生産についての御質問の答弁をさせていただきますが、御質問のほとんどが昨年の１２月議会で質問いただいたこととほとんど変わらないというか、状況は変わっておりませんが、またせっかくの御質問ですので答弁させていただきますけれども、本町の生乳生産の農家は平成６年には１８６戸ぐらいあったのです。今は、平成２７年で、６４戸になったのです。これは、家族労働含めて、高齢化含めてリタイアされる方が多いということですが、半面またそのころの牛の搾乳の頭数は約１万２，０００頭だったのですが、現在は逆に１万３，０００頭に頭数はふえているのです。ふえているのだけでも、御質問のように本町の目標である４万２，２４０トンが最高で今まで、目標に届いていないと、そういうことで御質問のようにことはさらにまた９４．５パーセントの３万８，７９８トンという実績で、これは私どもいつも農協の酪対だとか、それぞれ関係の会議に必ず行ってお話させて何とか、この生産量を上げていただく方法はないかなと含めてお話をしているのです。

特に、なぜそれは特別また声を大にして言わなければならないかということは、やはり地元到这里だけ明治乳業という大きな工場があるわけです。ここの工場をしっかりとこれからも維持していただくためにも、これは欠かすことのできない原料でありますから、そのことも含めてしっかりと酪農家の皆さん直接、またその関係する団体にもお願いをしているところでありますが、そのようなこと含めて残念ながら今、申し上げましたように約１８５戸、平成６年にあったのが今は６４戸ということで、１２０戸以上減って、大変厳しい状況になっていることは事実であります。

その中で、なぜそうなるのかということ、やはり酪農家の減少によってやはり生乳生産というのは非常に厳しい労働条件の中で、この生乳を生産していただいたのはもちろんですけれども、やはりその中で輸入飼料の高騰だとか、さらに担い手の不足、また酪農経営はその中で厳しい環境の中に置かれているということでございまして、これは本町の酪農の持続的な発展を図るためには、本年１月に町がそれぞれ代表となって町とＪＡと生産者が組織をして、本町の畜産クラスター協議会を設立しました。

これは地域ぐるみで高収益型の畜産体制を実現するための、また機械のリース、これは農協が主体的にやるわけですが、また、施設の整備事業などの支援体制は、これは町がしっかりと担ってやるということでありまして、このちなみに会長は農林課長がこの会長になって、このクラスター体制をしっかりと進めていくということで設立を

させていただきました。

さらに、農協も兼ねてからの課題でありましたTMRセンター、またこれからのそれぞれ生産体制をさらに強化するという意味も含めて複数戸の法人化の取り組みが今、農協としてもそれぞれ声をかけていただきながら進めようとしているところではありますが、また畜産系のバイオマスについてはJAが中心となって設立方法及び運営方法につけても検討は活発しているということでありまして、これにいたしましても以前に申し上げましたが、私どもとしてもこれらは大歓迎の法人化でありますので、またしっかりと設立ができるように、また我々もしっかりかかわりを強化しながら進めていきたいなというふうに思っております。

これらの事業実施に向けては有利な財源対策、特に補助事業などは必要でありますので、それらの検索、情報など支援をさせていただいているところでもあります。

いずれにいたしましても、これらの問題についてしっかりと解決するために今までいろいろな政策を打ってきました。特に、農協とも協議をするのですが、飼料生産体制、前に少しお話ししたと思うのですが、飼料生産体制、せっかく明治乳業も北海道糖業もあって、篠原議員も酪農やられていた方なのでわかると思うのですが、我々子供のときは豆がら一つも無駄にしないで全部飼料にしていまして、ビートの葉っぱもそうですし、そういうこと含めて北海道糖業のあの工場の資源だとか、さらにホエイがいかどうかわかりませんが、明治乳業の資源だとか、そして農家戸々から出る、またそれからいろいろな副産物などなど含めて、それらを合わせて粗飼料もこれだけ高いのをつくっていますから、独自の飼料をつくれないうのかと、この提案は三十数年前からその話をしていたのですが、残念ながらそれをなりわいとしている開拓農協がしっかりと担っていくためにはちょっと厳しいというなどなどの御意見もあって、少し取り組みが中断したこともありますけれども、ここに来てTMRセンターをつくって、それぞれ役割分担して、それぞれ酪農家の皆さんの負担軽減をしながら、常に安定した粗飼料を提供したらどうだということ、これも言いましたけれども、若い経営者の中には飼料というのは企業でいえば企業秘密だと、私どもの生乳生産の企業秘密だから、それをTMRという形で一律にするというのはいかなものかなどなど意見もありましたけれども、でもそれはそこで頑張ってもらう人はもちろん頑張ってもらい、TMRセンターつくって本当に商業化含めて、この搾乳に専念してもらおうと。

そのためには、町内預託も含めてということで農協と協議して、ことしから町内預託の制度もつくらせていただきました。でき得れば、もう少し牧場も含めて拡張して、また育成などなど含めての体制を整えるということですが、それは農業団体としては今のところ考えていないということでもありますから、そんなこと含めていろいろな提案をさせていただきながら、具体的に相談をして、そして今回、クラスターを立ち上げて、そしてコントラも含めてこれをもっと強化して、それぞれ町内のいろいろな企

業とか、また機械力も生かしながら、そして経験豊かな、今、第一線を退いた方々の力をいただきながら何とか酪農家の皆さん方と一体となった経営体制ができないかと、こんなこともいろいろ提案させていただいていますので、それら含めて、今、既存のもの、そしてまた新しくそれにプラスして、この支援体制ができるようにこれからもしっかりと努力させていただきますことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 再質問をさせていただきます。

確かに農家戸数は減っておりますけれども、平成7年度のときに1戸当たりの平均乳量は300トンが本別町の平均乳量でした。昨年は540トンまで上がっております。戸数は減ったのだけれども、個々の乳量はふえております。

家族経営が中心な搾乳なのでこれが限界かなというふうに思っています。複数の法人化にするにしても70年以上、また100年近い家族経営を中止しての法人化でございます。なかなか踏み切るのには勇気がいると思いますけれども、非常に今、フリーストール化にすると、従来1頭当たり100万程度の経費でフリーストールの施設ができましたけれども、現在、畜産クラスター事業を利用すると200万近くかかります。

しかし、これが倍かかったからやれるかという、そんなことにはならないと思います。やはり、資金を借り入れてやると120万から150万円程度で終わりますので、もしこのことが許されるならば町として新規就農だとか、企業誘致に匹敵するような町の支援が必要かと思っておりますけれども、町長の考え方をお聞きしたいと思っております。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） いろいろな補助制度があつて、もっと言えばトラクターまで購入の補助も出るということですから、メニューによってはいろいろとあると思うのです。

ただ、問題は前にも言いましたけれども、問題なのは現場でどういうことを計画して、どうしたいのかという方向が定まらなければ、支援できるメニューだとか、町の方針とかというのはなかなかできないです。

ですから、今のフリーストールの話もありましたけれども、農機具店など行くとフリーストールももちろんだけれども、とにかく搾乳ロボットですよ。管内でも大分、ロボット入れてやっているところもあるし、トラクターもGPSでやっているところがあつて、これだけ人が少なくなると、どの町もなるべく人に頼らないで、そのIPだとかの機械で、できるところは機械でという方向でいかないと、今までの生産体制は守れないのではないかと思います。

特に本町はやはり新規就農というのは非常に厳しい、ハードルの高い部分ですから、なかなかそれが求められるのだったら、さらに複数法人化というのは、私どもも一緒に話をさせていただいていますが、なかなかこれは難しいと思うのです。

篠原議員も今、おっしゃるとおり70年や100年、個人経営がここまでして基盤つくったものですから、それがいきなり複数、隣近所の協力といっても、そうは同じ職種ばかりではありませんから、今、聞いているのは仙美里だとか、勇足だとか、いろいろな広域というか、離れたところで複数法人化すると。

それは法人化としてはちょっとまたいかなものかなという、経営的にですよ、そのようなこともちょっとは心配もあるのですけれども、本当の意味で近隣で力を合わせて法人化にして、生産体制を強化してということであれば、また話も変わっていくと思うのですが、そういう環境をどうつくるかだと思うのです。

ですから、それが、やはりそういう方向が定まらなければ支援体制についてもなかなか、こういう支援をすとか、こうあるというのはなかなか難しいということになってくるかなと思っています。

いつも申し上げますが、こういう方向でこうだという、そういう提案なり、そういうお話があれば、またそこに私どももしっかりとそこに一緒になって協議して、どういう支援ができるのか、またどういう対策を打てばよりその計画が進めるかなどなど含めてしっかり対応していきたいと思いますので、そのことをぜひ。

もう一言言わせていただければ、そういう話が総会も、総大会も一つも出てこない、こういうのも昔からそういう話をしていますけれども、これも真剣にやはり私は考えてほしいと思うのです。

こうやって経営者側というのですか、経済界というか経営者側が一生懸命、総大会などなど含めて提案するのですけれども、懇談会ではこういう話はいろいろと出てくると思うのですけれども、その中で意見としてなかなか出て来ないということを含めると、本当に皆さん受けとめて、自分の経営含めて、一歩前に出てというか、幅を広げてそういう体制が望んでいるのかどうかということも非常に難しいのかなと、そのようなことを受けてですね、ぜひそういうことももっとも多くの農業者の皆さんが、例えば酪農でいえば生乳生産でいえばこの64戸が本当にどうするのかということ含めて、いろいろ将来体制に向かって協議していただいてどうするかということで、やはりぜひそういう提案もいただければなと思っています。

ことしから始めた預託事業ですけれども、これもまだまだ今まで乳牛の導入の補助などもさせていただきましたが、さらにそこら辺も含めて、先ほども答弁させていただきましたが、確かに1戸の個数、篠原議員も言っていました1戸の頭数が多くなっているのです。ですから、これ以上はやはり限界なのかなというような、そんな気もしないでもありませんし、搾乳量も30から50ですよ。簡単に言えば約倍ぐらい搾っているのですね。

ですから、そういうことにすると努力は手いっぱいしているということですから、あとはその努力に合わせた環境、条件づくりをどうするかということだと思うのです。それを農家個々の皆さん方に問いかけても、自分のところで目一杯だから、そこまで

なかなか考えつかないということも私はあるのではないかと思います。

ですからそれを組織的に地帯別にもっと突っ込んで、一步そのからを破って協議していかなければ、今のままのだんだん、だんだん高齢化になって、担い手も含めて少なくなっていくとなるとやはり、全体として非常に疲弊していくのではないかなと、そんな気がしておりますので、何とかいい機会ですて、今、TMRもそうですし、またこの複数法人化もそうですし、そういう提案出てきましたので、これをしっかり我々としても大事にこれはチャンスだと受けとめて対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 複数法人化についてはいろいろな問題もございますけれども、できたときには町の手厚い支援をお願いしたいと思います。

農林課長に一つだけお聞きしたいと思いますけれども、現在、TMRセンター、コントラクター、バイオマスと契約段階にあると思います。農林課として、どの程度、農協との話し合いの中で進んでいるのかお聞かせください。

○議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

○農林課長（工藤朗君） 篠原議員の御質問にお答えします。

先ほど町長の答弁にも触れてはいると思うのですが、今、農協の内部ではTMRセンター、複数戸法人、バイオマスプラントの関係等々、プロジェクトが立ち上がって農業者も含め、いろいろな議論がされているところでございます。

町といたしましてと言いましょいか、農林課といたしましても、要請等もございすので、そのプロジェクトの中に入りまして、いろいろな補助事業等の検索等も協議の中で協力しているところでございすし、あといろいろな情報も行政として持っている情報もございすので、その辺もしっかりそのプロジェクトの中でいろいろお話をさせていただいているところでございす。

以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 私どもも農協との政策懇談会で話しているような、この問題も出てきたのです。いいなと思っているのですけれども、複数戸法人はなかなか経営者が手を挙げるというか、なかなかちょっと我々がかかわるということは難しいことですけれども、TMRセンターとかというのは近隣もやっていますから、ぜひこれは早くやってほしいなというふうに思っているのです。これは本当にそういう方向で来っていますからありがたいなと思っています。

もう一つは、バイオマスなのです。バイオマスも、私どもの考えですよ、大型化して20億、30億かけて、どんと地域につくってやるという、そういうことは本町としては非常に厳しいと思うのです。私も若いときからそういうようなこと研究させていただいて、一番は西仙美里の酪農家が多いですから、あの地帯に例えば農業大学を

含めてそういうバイオマスプラントをつくって、そしてモデル的に地域からふん尿集めて処理しようというようなことを計画しました。

でも、その中で1件か2件ずつこうやって離農していくと、リタイアしていくと、今度は後が大変なのです。それよりも、うちは特に1,000頭とか2,000頭規模ってないですから、できれば二、三百頭のコンパクトで個別完結型のようなものをつくって、そして言い方適当かどうかわからないけれども、余分な経費、コストをかけないで、本当に必要な経費だけで、そしてより効率のいいのはできているのですよ、いろいろ。その後、行ってもらいましたけれども、そのようなことを含めて今、すばらしくいいものができていますから、そういうものを担うべく中心的に研究をして、成長すべきではないかというふうに私どもも思うのですけれども、やはり農協の担当のほうは、できればある程度まとまった本町でいえば大型化をつくりたいということなのですが、いや、それはちょっと待ったほうがいいのではないですかという話をしているのですけれども、でも、それは最終的には農業団体の結果ですから、それはそれで受けとめていかなければならないのですが、私はそのようなふうに思っております。

もう一つ、このお話をさせていただきたいのですが、これはコントラクターです。コントラは本当に残念ながら、もともと本別農協で今のコントラ的な立場でいましたですね、現場のトラクターもいっぱい持って機械も持って畑も持って全部やっておりました。それが本町としては農協としてはなくなって、そして今、浦幌の人から、足寄の人となっているのですけれども、できれば本町でこれを立ち上げていきましょーと話をしている。それは、いきなり何々という建設会社やりますかといったら機械見たことないですから、できませんと、でもそういう機械力持っている企業だとか、人もいる企業だとか、さらに通年雇用というものを求めるのだったら、うちは北海道糖業ありますから、あそこでいつも大変苦労しているのは人材なのです、あそこは今、冬期間の製糖、それを含めていくと通年で働ける環境、かなりつくれるのです。そして、技術的にはいきなり建設企業の方にやるというのは無理だけれども、実際に運送屋含めて農家と直接、もう長い間、事業をやっている、そういう運送会社もありますし、直接かかわっている企業もあります。さらにもっといえば、後継者がいなくて、例えばいろいろな都合でリタイアした人たちも技術的に持っている先輩がたくさんいるのです。そういう人たちの力をかりて、コントラ、本別方式のコントラを組織すれば、私は有効にやれると思うのです。

でも、それこそ人は知っているし地帯も知っているし、そして技術はあるし、こういうことでいえばもっともっと効率よく、そして本町の中でそういう新しい雇用だとか、いろいろなコミュニティーが出てきてすごく農村関係もよくなっていくと、こんなことは私どもも考えながら提案をさせていただくのですが、ぜひこのようなことも含めて大事な経験をされている議員さんもたくさんおりますので、また応援もしていただければと思いますので、これは押しつけるという意味ではなくて、こういう方法

もいかがでしょうかということ含めて、積極的に提案しながら、本当に専門に努力していただける環境にするために、私どももしっかりかかわっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 従来、利用組合等をつくっての組織できたのですが、やはり個別の経営がもう搾乳頭数も限界ということになれば、JAと町で強力な力を発揮して、こういう事業を立ち上げて農家が選択できるような方法でやっていければと思います。

町長の熱い意見を今、聞きましたので、そのことは農協にも指導いただけるかどうか、最後に聞きたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 農協に指導するなんていうことは私の立場ではないので、余り言うともた、何か町長いつも何かおれらに押しつけるのか何て言われても、そんなことはないと思うけれども、そんなことにならないように、大事なことになるので、本当に大事なことになるので私もそこそこ経験者だから、言ってみれば本別にて。

だから、こんな方式もいかがでしょうかという提案なので、それは良ければいいし、だめならだめで結構ですから、そうしたら、どうやったらいい、こうやったらいいと、そういう話をしていますので、ぜひ機会あったらぜひ伝えてほしいのだけれども、別に私どもが入り込んだりするわけではありませんので、本当に街の中の農村環境がよくなるように頑張らなければならない、基幹産業ですから、そのためにしっかりみんなで頑張っていこうということでもありますので、いい方法がとれるように、それをまとめる経済団体ですから、1人は万人のために万人は1人のためにという、そういう大事な提示でもあるわけですから、そのためにも今こそ、いろいろなピンチをチャンスに生かすだけだと思いますので、一気にまた、その体制がとれるように私どもも指導はできませんけれども、一緒に参画して頑張っていきたいと、以上でございます。

○3番（篠原義彦君） 終わります。

○議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、通告をしております1問について、質問をさせていただきます。

旧ふるさと銀河線、線路用地払い下げ状況はということでお伺いをしてまいります。

旧ふるさと銀河線は、平成18年4月に廃止となり9年が経過しております。この間、枕木やレール、官舎跡地などの処分については既に終了していると思いますが、当初計画では線路用地については購入を希望する隣接地所有者へ払い下げを順次行うことになっておりましたが、その状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

まず1点目に、旧ふるさと銀河線用地については、池田町境から足寄町境までの2.1キロメートルについての確定測量が平成22年6月から平成25年2月までの間に3回に分けて行われていると思います。

勇み足地区については、それぞれ希望者に土地が行き渡り、既に活用されているようですが、街中までの町が所有する場所以外の線路用地の処分状況はどのようになっているのでしょうか、また上本別から足寄町境までの確定測量も既に終わり2年半以上が経過しております。関係者への説明は、平成21年に一度行われ今日に至っていると思いますが、対応についての考え方を伺いたしたいと思います。

次に、2点目に仙美里地区では当初から隣接希望者が少ないとは聞いておりますが、何戸の希望があったのでしょうか。線路用地購入希望者が少なくても、1日も早く希望者には手続きをして、土地を引き渡すべきではないかと思いますが考え方について伺いをしたいと思います。

3点目に線路用地購入希望のない場所の砂利については、町道の修理などに利活用することはできないのでしょうか、あわせてこの点についてもお伺いをいたします。

以上、3点について伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 小笠原議員の旧ふるさと銀河線線路用地払い下げの状況についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、勇足地区から街中までの町が所有する場所以外の処分状況と関係者への対応についてですが、旧ふるさと銀河線用地のうち、譲渡開始時において、まず本別町が譲渡を受けた全体延長が池田境から足寄境ですが、この全延長が21.028キロメートル、全体面積で47.49ヘクタール、全体の筆数ですが268筆、隣接する関係地権者数は280名となっております。御質問のとおり平成22年6月から平成23年2月までは、池田町境から北糖の裏までの用地確定測量、23年9月から24年2月までは北糖裏から上本別までの用地確定測量、そして最終の平成24年5月から25年2月までは下仙美里から足寄町境、こういうことで3回にわたって測量をさせていただきました。

最初の用地の確定測量から2年後の平成24年度から勇足地区への譲渡を開始をいたしました。平成26年度までに池田町境から本別市街までの南端、共栄地区までの譲渡処分を終えたところでありまして、今までも答弁をさせていただきましたけれども、市街地においては防災上や管理上の理由などにより残している箇所のほか、基本的には要望がある場合を除き、そのまま存置することとしているところであります。

平成26年までの実績といたしましては、延長で12.86キロメートル、面積で31.3ヘクタール、筆数で151筆、購入者の人数は35名となっております。

関係者の対応ですが、平成21年の説明の際には、まずもって用地確定測量を行うこと、その後、跡地の管理及び利用計画に基づきまして公共用地、管理用地を除いて池田町境から譲渡を開始をして、順次、北方面に向かい譲渡手続きを行う旨を説明してきているところであります。

平成25年の用地確定測量から2年を経過をして、本年度から上本別から足寄町までの処分をすることとしております。

次に、2点目の仙美里地区の購入希望者と早目の手続きについての御質問ですが、当初の計画どおり、平成26年度までは共栄地区、平成27年度からは仙美里地区から開始をするということでありますが、測量した延長で3.51キロメートル、面積で8.07ヘクタール、筆数で43筆、関係の地権者の人数は96名でありまして、そのうち売買を希望されている方は現在のところ25名となっております。

早目の手続きとのことですが、仙美里地区の場合、購入希望者が全体地区に占める割合が4分の1ということでありまして、特に継続しているところばかりではなくて、中には虫食い状態になるということも含めて、例えば明渠排水を含む残地の管理上の課題の整理、これなどに時間を要しておりますが、御質問のとおりできる限り早目の手続きの努めて農繁期を終えるころより関係地権者と具体的な譲渡協議に入ってまいりたいと存じますので、御理解いただきたいと思います。

3点目の線路用地内の砂利の町道修理などへの利活用についてであります。通常、道路の路盤や補修に使用する砂利はゼロから40ミリの砂利ということでありまして、小さな経から大きな経のものが一定の割合で混合されたものであります。

これにより、砂利同士の空隙、要するに隙間がなくなる締め方をすることができて車輦や歩行者などの円滑な通行が可能になります。

しかし、線路地にあります砂利につきましては、列車走行時の音と振動を隙間で吸収をして、線路周辺の建物などに伝わる振動を軽減させるために15から70ミリで破碎したものが使用されておりました、小さな経の砂利がほとんどない状態になっております。

したがいまして、道路の補修などに使用するには改めてクラッシャーという機械にかけて細かくしなければならないところでありまして、これをするともたさらに大変な運搬コストもかかること含めて、なかなか利用はできないところであります。

ちなみに、私どもも素人考えでこれはいろいろなところで使えるのではないかと考えていましたけれども、専門的な話を聞きますと、そういうことというのはなかなか難しい、それで砂利の碎石業者に譲渡してはどうかということで、砂利碎石業者にも自分で運んでいったらほとんど経費かからないでいいですよなんていう話も1回持ち掛けたことがあるのですが、砂利碎石業者の皆さんは非常にありがたい御厚意だけ

れども、それは商品としては使えない砂利なので、それはそのままお引き取りするわけにはいかないということに実はなったところでもあります。そのようなことも改めて、私どもは知らされたということでもあります。

今後においても、未処分となる残地などの砂利につきましては、そのまま存置をしていくということでもありますので、以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 再質問をさせていただきます。

1点目の件につきましては、大体、私も理解をすることはできました。2点目、3点目について、特に再質問をさせていただきたいと思います。

仙美里地区においては、全体の4分の1程度しか希望がないということでもありますけれども、当初から購入希望する方が少ないということはわかっていたはずのことだというふうに思います。

それで、ただいまの町長の答弁の中では、今年度中に地域の方々にその説明をして、順次払い下げをしていきますよということだったと思いますが、この間、22年の予算審査特別委員会から25年9月定例にかけて、複数の議員の中から質疑もされておりますし、できれば早い段階で引き渡しをしていくことが望ましいのではないかという御意見もございますし、もちろん私も折に触れて地域の方々からの要望もございましたので、そのことを質問もさせていただいてきておりました。

私が持っている資料の中で、一番最新のところでいきますと、早く譲り受けたいと、ですのでそれに向かって地域の皆さんとの協議をさらに図っていくのだというようなことを述べておられましたが、先ほども申し上げましたように1回切りの説明会だったというふうに私は記憶しているのです。私の記憶違いだったら申しわけありませんけれども、それらを進めていなくて、測量は既に終わって、その説明をしていない中で、ただいま急に払い下げをするということですが、どういうふうにしてこれから引き受けるところもないという場所も出てくるのですが、それらはどんなふうにして取り進めていくお考えなのか。

それから、もう1点は先ほど砂利の引き受け手がないところの砂利については何か利活用の方法がないかということで質問させていただきましたが、確かに町道や何かには向かないのかなと、私も質問しながらこういうことを言っているのはおかしいのですが、それで少し業者の方にお伺いをしてきました。

業者の方は、利用の仕方によっては利用はできると思います。ただ、飛び地になったりして、業者の方が引き受けるときにずっと延々とバックをしてきたり、直進しかできないところを重機でもって、ダンプに積んで運ぶというのは、これはかなり厳しい場面があるので、その辺のことがネックになるかもしれないけれども、利用できないということではないというふうにお話を伺っております。

それで、仙美里、勇足は大体解決しているからいいのですが、仙美里から足寄境に向けて利用を希望されない場所が出てくるのかなと思います。

それで、鉄道の歴史を考えてみますと100年近くの歴史があって、その間は私どもの足を支えてくれたレール、枕木を置いてくれた砂利ですので、何かうまく利活用ができないのかなと、その辺のことをもう少し検討する必要があるのではないかと思いますので、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 仙美里地区のその地権者協議などは一定の協議を終えていると思うのです。それで希望をとって25名ということですから、ただ、今、申し上げましたように順次、譲渡を始めるのは池田町境から来ましたので、26年までは共栄地区の町外れまでということにして、順次、そのスケジュールでやっていきますから、希望者含めては27年度から仙美里地区行きますよという話にはなっていると思うのです。

ですからそれは遅れているということではなく、順次こういうことでやるということとを議会の皆さん方もお話をしたこともあります、そういうことでありますので、購入希望者の点ですけれども、あそこは特に仙美里は御案内のとおり水田があって、水利権なんかもまだあるのですよ、組合があって、それらの調整をどうするのかと。全員が購入を希望して、それがすぽんと解決できればいいのですけれども、とびとびになるものですから、そこの管理だとか、それらの調整がまだ残っているものがあって、27年、この農繁期が終わったら順次、希望者にはすぐ対応できるということになりますから、そこら辺の御理解をいただければと思います。

砂利の関係ですけれども、砂利は希望があればそれはもちろん有効に利用してもらうことは、何も私どもも最初からそう思っていましたけれども、残念ながら勉強不足でそこまで使えないというのが非常に残念なことですけれども、でも今までも何回か議論というか、議会質問いただきましたけれども、特に防災上など含めても、一定の防波堤の役割もありますので、そういうところはあえて希望がないところを掘り起こす必要はないだろうなというふうに思っていますから、それは必要に応じて、希望に応じて対応をしますけれども、それ以外のところは現状のままでずっと、当面は残しておいたほうがいいのかなと、こういうふうに今までも答弁の中も含めて、全体の形状も含めてそのような対応にしていきたいということでお話させていただきましたので、そのようにまた御理解いただきたいと思います。

また、今まで私どもにもそういう活用の希望が、声が届いていませんが、もしありましたらぜひ、またそのようなお話をいただければ順次、現地見ながら対応させていただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 仙美里地区については、これから農作業が終わってからということでございましたけれども、上本別から東仙美里にかけては測量の期間も少し早かったというふうに思っていてまして、私が申し上げておりますのは、私が住んでおります地域でありますので、地域の方からの要望は非常に高く、議場でなくて個別にも担当課の方にはお話をさせていただいた経緯があると思っております。

御存じとは思いますが、払い下げをしていない段階で隣接所有者がもう既に工事をして、これは2年以上前だと思うのです、工事をされて、既に使用されております。御存じだと思います。

それから、最近、もう1カ所でも工事をしようというか、重機を入れて上の雑草などを取り除いたりとか、それから砂利に手をつけるおつもりかなという状況も実際にあるのです。それをやはり周りが見ておりますので、一方では1回説明あったきり何らその地域に対して説明がないと、関係地権者に説明がない中でこういうことが行われているということは、どういうふうに判断をすればいいのかという、こういう御意見が私のほうに来ております。それで今回に至ったというところなのですが、そこらをどのように説明をされるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 最初にございました既に使われている方というようなところの点でございますけれども、この間、池田町境から譲渡を開始する段階で、基本的には譲渡するときには隣接する地権者方への譲渡ということが物理的にそうなるということもありまして、実際の譲渡前にも借りたいとか、使わせてほしいというようなところにつきましては承諾してきた経緯もございます。

先ほど言われました上本別地区にあるケースについても、そういった相談を受けながらそういった部分をお話ししてきた経過がございますので、また今後、そういった動きもあるというようなところでは、できる限りのそういった部分は本当は事前に相談いただければいいというふうに考えておりますけれども、最終的に今後、先ほど町長が申し上げましたとおり、そういったところも含めまして速やかに譲渡の手続き開始してまいりたいというふうに思っておりますし、またそれに付随して、その間の説明というか、そういった部分について誤解といいますか、そういった部分があるのではというところがございますけれども、それにつきましてもちょっと一定時間は開いておりますが、またその譲渡の手続きと同時にそういった経緯も含めて説明してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） その21年の説明会のときに私が家族が都合悪くて行かせていただいて説明を受けたのです。

そのときには、どうしても早目の利用を希望する方には許可しますよというような

ことを私は聞いた記憶はないのです。

それで、私が考えますのは、これは引き渡しを受けていないものを無断でいじるということはいいことではありませんよね。だけど、私たち地域の皆さんのお話を伺っていると、少し対応が遅すぎるのではないかと、だからこういうことが起きるのではないかという御意見もあるということは事実なのです。

ですから、私は通り過ぎたことをとやかく言っても仕方ありませんけれども、この間、地域の方々もその点について不信を持っておりますので、これから説明に入るときに、その辺のところを十分説明をされて、それから遅いとなれば謝罪をする部分については謝罪をすべきだと思うのです、私は。しなければならぬのであれば、そしてそこから円満にいろいろなことが解決できるように進めていかないと、少し不信感を持たれているというふうに私は考えておりますので、その辺についてはどういうふうに対応されるのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 御指摘のとおり、もちろん町と譲渡する方々との対等な立場の中で今後、売買させていただきますので、当然、今、言われたようにそういった部分、誤解があるようであれば、そういった部分、説明も含めながら、いずれにいたしましても私どもとしては計画どおりそういった部分は円滑に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、必要なところを求められれば、そういったところも補いながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 再度、確認をさせていただきますが、27年度中に譲渡をする部分については、足寄町境までをやるということですか、それとも東仙美里までという捉え方をしたらいいのでしょうか、どちらでしょうか。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 目標といたしますのは、当然、個別の協議もございますので、時間がかかるケースもあろうかと思いますが、基本的には足寄町境まで進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○7番（小笠原良美君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次、10番阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 議長の許可を得ましたので、2問中、まず最初の1問目について一般質問を行います。

18歳選挙権、町としての対応はということで伺います。

選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法の改定がされました。町及び教育現場等での取り組みなどについて伺いたいと思います。

本年6月17日、参議院本会議において選挙年齢を20歳以上から18歳以上に引

き下げる公職選挙法改定が全会一致で可決されました。選挙権年齢の見直しは1945年以来、70年ぶりとなります。国政選挙では、来年夏の参議院選挙から適用される見通しで、約240万人が新たな有権者になるということです。さらに幅広い民意が議会に反映されることは、議会制民主主義の発展にもつながり歓迎すべきことだと考えます。

新たな法の成立を受け、既に首都圏の自治体では小中高生への政治教育や若年層への啓発活動に力を入れ、地方選挙の投票率向上にもつなげる考えとの報道もあります。

本町においても、学校現場や若年層等を対象に啓発活動等を行うべきというふうに考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 選挙管理委員会中川委員長、御登壇ください。

○選管委員長（中川祐一君）〔登壇〕 阿保議員の18歳選挙権、町としての対応はの質問についてお答えをいたします。

本年6月19日、公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、公職の選挙権を有する者の年齢について、選挙権年齢を引き下げて20歳以上から18歳以上に改められました。

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日である平成28年6月19日から施行され、施行後初めて行われる国政選挙が最初の適用対象となることから、現在のところ平成28年7月25日に任期満了となります参議院議員通常選挙から適用される可能性が高くなっているところでございます。

御質問の学校現場や若年層等を対象に啓発活動等を行うべきと考えるとのことですが、今までも小中学校の授業の中で、選挙制度についての学習をされており、また、児童会、生徒会活動においても実際の投票箱、記載台を使用するなど、選挙とのかかわりを持っていただいているところでございます。

また、公職選挙法の改正によりまして、選挙年齢が18歳以上になり、高校3年生の一部が該当することとなることから、総務省が文部科学省と連携をし、政治参加に関する教育のため、副教材及び指導用教材を作成して、全国の高等学校等に配付することになっているところでございます。

選挙管理委員会といたしましても、現在、北海道選挙管理委員会と連携し、本別高校、農業大学において、出前講座等実施が可能な場合におきましては、このような教材を活用しながら選挙の仕組みや投票参加の日に、さらに選挙権年齢の引き下げに伴い、18歳から19歳の選挙運動も認められるようになることから、買収など連座制の対象になるような重大な選挙違反を起こした場合、少年法の特例として、原則成人と同じように刑事処分されることになるため、このような事案を含めて十分な理解を深めてもらう取り組みを現在、検討しているところでございます。

また、近年の若年層の選挙離れによる投票率が低い状況にありますので、機会があるごとに町広報、ホームページの掲載、パンフレットの配布等、また新有権者の登録

時における現住地調査を実施する中で、パンフレットなどを送付し、政治参加を促すきっかけづくりを図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、選挙違反のないきれいな選挙の推進、有権者がこぞって投票に参加し、そして普段から政治と選挙に関心を持っていただきますよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 再質問をさせていただきます。

今、選挙管理委員長から制度説明をしっかりと対象年齢層にやっていくという趣旨の話がされました。

それは、当然、担当としての話として当然だと思って聞いていましたし、その中で例えば行政とか、いわゆる教育現場の部分のかかわりというのがどうなってくるのかなということが、これはなかなか選管の委員長の立場では言えない部分なのかなと思いつつ聞いていました。

例えば20歳の式典を町が行うわけですが、大人の仲間入りということでお祝いをする、18歳選挙権でそのようなことをやれという意味ではありませんけれども、そういう意味でのかかわりは町として必要になってくるのではないかなというのが一つあります。

それから、高校生はそういう学校という中にいるので、何かやるということのときにも集まりやすいのですが、それ以外の人というか、既にもう働いている方なども含めると、その辺とのアクセスがどうなっていくのかなというのが一つあります。

それから、この前の衆議院選挙から特に活発化されたSNS、インターネット等の利活用は、まさにこの18歳以上、20代くらいのところがすごい活用されることになっていくと思いますので、その辺のいろいろな知識を得るというか、今、選管の委員長が違反行為等も含めて指導していくという話なのですが、ますますその辺の部分が大切になってくるのではないかなというふうに思っているわけで、その辺のかかわりについてどういうふうに考えているのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 阿保議員の御質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

まず一般の方の若年層における投票率の向上についてという御質問かと思っております。

18歳、19歳で新有権になる場合、年間、定時登録4回、それと選挙時登録という部分で登録を行います。その登録時におけます新有権の登録におけます現住地調査、現在、本別に住んでいるかいないかという調査をします。そのときに、今回の公職選挙法等の改正によりまして、いろいろな問題、先ほど心配されるような連座制の問題とか発生する、そのようなことのないようなパンフレットも入れながらPR活動にし

ていきたいというふうに考えています。

また、一番大切な選挙時における投票率の向上につきましては、今まで同様に入場券の発行をしております。これは、選挙事務、我々にとってもスムーズな投票事務を執行する側で重要なものなのですが、あわせて新有権の方についてはやはり選挙管理委員会からそういう入場券が届くことによるPR活動の一環となっております。

そのような部分と町広報紙の掲載、それから広報車、街頭啓発等もやってきた事業をさらに充実させ進めていきたいというふうに考えております。

なお、昨年の12月に行いました衆議院選挙の数字なのですが、20代の方、20歳から29歳までですが、全体の47.64パーセントの投票率となっております。意外と投票率があったのかなというふうな感じをしております。

そのような形で今まで同様の形につけ加えながら、きちんとした選挙のPRに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（阿保静夫君） 了解しました。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿保静夫君の2問目からいたします。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） それでは、お許しをいただいて2問目の質問を行います。

新老人ホームの運営形態はということで伺います。

地域密着型特別養護老人ホームの整備計画が示されましたが、2カ所整備のうち、運営形態について1カ所目は民営、2カ所目は未定とのことですが、現職員の処遇や民営となる場合との関係等について伺います。

本年6月25日、議員協議会において本別町特別養護老人ホーム、養護老人ホームのあり方に関する基本構想が示され、今後のそれぞれの施設の整備方針がまとまりました。

特別養護老人ホームは、地域密着型で町民が入所できる施設として20人と29人の定員で2カ所を整備するとしています。また、既設、あるいは新設する小規模多機能型居宅介護事業所や高齢者居住施設との連携を図っていくとしています。

養護老人ホームは、高齢者向け共同住宅への転換を図り、2カ所目の特別養護老人ホーム及び勇足、仙美里の小規模多機能型居宅介護事業所に併設する方針が示されました。

課題の一つは、現職員の処遇と民間運営になる場合、あるいは直営、指定管理者に

よる運営など、幾つかのケースが考えられるということですが、町職員においては現行の水準が維持されるべきと考えますし、民営となる場合も一定のバランスが図られる必要があると考えます。

そこで、現職員の処遇についての考え方についてまず伺います。

これまで何回か町民の皆さんへの説明会が開かれています。私も2回ほど参加させていただきました。さらに町民の皆さんへの説明と理解を図ることが重要と考えますけれども、今後の対応について伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の2問目の質問の新老人ホームの運営形態の質問の答弁をさせていただきます。

6月に御質問のとおり特別養護老人ホーム、養護老人ホームのあり方に関する基本構想を策定して、地域密着型サービスの特性を生かしたサービス基盤の整備を進めることを基本に、現在の特別養護老人ホームについては地域密着型特別養護老人ホームに建てかえを行い、現在清流町に整備されております小規模多機能型居宅介護事業所に地域密着型の特別養護老人ホーム20床併設することで、市街地に一体的な高齢者福祉ゾーンを形成したいと考えております。

また、もう1カ所は清流町と同じ機能を備えた高齢者福祉ゾーンを整備をして、小規模多機能型の居宅介護事業所と高齢者住宅29床の地域密着型特別養護老人ホームを併設する計画であります。

新しい老人ホームにおける運営形態についてですが、これまでの本町における介護サービス基盤の整備は、町はもとより社会福祉法人、民間の活力により充実が図られてきたところでありますが、健全な運営体制により多様なニーズへの迅速な対応や専門的な介護の実施など、よりよい介護サービスが求められておりますので、清流町に整備をします1カ所目につきましては既に整備されている施設が社会福祉協議会で運営されていますことから、新設の地域密着型特別養護老人ホームにつきましても、介護サービスを総合的に提供し、実績のある社会福祉協議会の意向を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、2カ所目の新たな高齢者福祉ゾーンにつきましては、基本的な整備法人については町で定めますが、その運営形態につきましては町、社会福祉協議会、また民間も含めて慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

御質問の1点目、現職員の処遇についての考え方ではありますが、運営形態の決定に当たりましては、それぞれの施設の運営を計画する事業者から提出をされる事業計画などについて評価を行いながら、人材の確保、育成についてもヒアリングを実施をして、事業者を決定する予定であります。

人材の確保は大きな課題でありまして、町民の方が安心して利用していただけるよう、施設を運営できる環境をつくっていかねばなりませんし、できる限り町内に

ある事業者がお互いに力を合わせて支え合っていけるような体制にしていかなければならないと考えております。

現時点でそれぞれの運営形態が確定しておりませんので、具体的な職員の処遇についての考え方をお示しすることはできませんけれども、いずれにしても介護の現場を支えてくれる職員の皆さんが不安のないように、町が責任を持って慎重に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また、町民への皆さんの説明と今後の対応でありますけれども、それぞれ今までも実施してきておりますけれども、さらに基本構想の説明と同様に広く、引き続き町民の皆さんにあらゆる機会を通じて説明をさせていただきながら、御理解をいただき、最終的にしっかりとした施設整備ができるように、また町民の理解をいただきながら、それが町民の将来にとって本当によりよい施設であるためにしっかりと説明をしながら進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 再質問を行います。

現在の特別養護老人ホームは50名いらっしゃって、それぞれ専門の職員、事務関係の職員の方々が対応されていて、あわせて養護のほうも対応しているというふうに理解しております。養護のほうは17名だったか、そういう人数だったと思いますけれども、いずれにしてもそれぞれ対応しているということで、今回の整備計画では説明いただいたとおり、2カ所を合わせて49名の特別養護老人ホーム地域密着型でつくると、言いかえると町民の方が入れる施設をつくるということで、それが今までとはちょっと違う部分が出てくるというふうに思います。

それで、質問の趣旨は書いてあるとおりで、今、働いていらっしゃるその職員の皆さんが、少なくともまず一つ目の施設では来年度から整備されるということなので、その部分が整備されたときの今いる職員の方の働く形態というのはどうなってくるのかなというのがまず一つあります。

それから、もう一つはたしか28年度中に方向性、運営形態などを検討して決めて、そして取りかかっていくということだったと思いますけれども、それについてはたしかあのときは副町長のほうで説明されたと思いますが、三つの運営形態があると、民営、それから直営、それから指定管理者ということで、議員協議会の中でしたけれどもそういう言葉で説明されたと思いますので、まだ検討しているということだと思います。

いずれにしても、その運営形態がどのような形になろうとも、この間の認定こども園のときに言っていたのと同じ趣旨なのだと思いますけれども、それぞれ例えばヘルパーなどの資格を取って職員になっていらっしゃる方の新たな働き場所として、そういう場所がきちんと選ばれていくということとか、当然、給与等の関係等も現行水準をやはり

維持されなければならないというふうに思うものですから、その方向性だけは改めて確認をしておきたいというふうに思っております。

自分の父もそういう年代なのですから、入所を希望する側から言うと運営形態がどのような形でも基本的にはいいと思うのです。必要な介護なりが受けられて、うちの父の場合は国民年金ですから、それが基準となるような利用料であれば、それは利用する側からすると運営形態というのは特に余り問わないことのように思うのです。

ただ、先ほど来申し上げているように、今回の施設は町民の皆さんが入るということでは、しかも町の計画に基づいてやっていくわけですから、これは町としても民間がやるから余り関係ないよということには絶対ならないのだろうなというふうに思っておりますし、仮に民間の施設と、それから町の施設が同時にこれから動いていくということになると一般的にいうとそこで職員の給与等の処遇の差があるとちょっと変だなというふうに、一般的は思うのです。

ただ、民間と町営だから違うよという、もちろん御意見もあるとは思いますが、そういう見方もあるということでは、その辺をもう少しどういうふうに考えているのかなということを伺いたいと思います。

こども園のときには明確な答弁をいただいているので、今の水準を下げないというような答弁を、議員協議会でしたけれども、その中でそういう話を聞いているので、その内容に納得していますし、正職とか準職とか臨時を問わずとしてレベルを維持していくのだという趣旨だというふうに受けとめていますので、そのような形で今後の新老人ホームの運営もされればベストだなというふうに思っているものですから、こういう質問をしたので、その点はまた再度伺いたいと思います。

町民の皆さんへの説明は、私の知る限りでは6回ぐらいされているのではないかなと思うのですけれども、当初は何で2カ所建てるのということがまずあったのです。同じものを2カ所建てて、大きな一つを建てたほうがいいのかということとは、説明会の中では先ほど町長おっしゃったようにほかの施設との連携とか機能の充実を図るという意味では2カ所に分けていったほうがいいのかということと、あとは大きな施設を建てるデメリットも金銭的なものだと思いますけれども、あるというような話も大分、これは話を聞いた方々はわかってきているというふうに思いますけれども、先般、役場のロビーで30分ほどつかまってその話を私なりにさせていただいて、そうだったのかということになりまして、そういう説明がまだまだ大事なのではないかなというふうに思っているものですから、ここに書いてあるとおり今後とも理解を図っていくという上では今後の説明の計画というのは必要ではないかなというふうに思っております。

もう一つ忘れたのが今現在の入所者の家族等に対する説明も、これももっと重要なことだというふうに思いますので、当然、されているとは思いますが、その辺についても再度伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 御質問のとおりだというふうに、もちろん私どももその方向でこれからの施設のあり方含めて、構想つくって、どちらにしても残念ながら今の現状のままでこれからもずっといくという、そういう形態はやはり無理だと、人口減少、残念ながら人口減少進むわけですから、それら含めて高齢化率もこれからふえるといながらも、それぞれ今、先日100歳の人のお祝いもありましたけれども、これから本当にそこまで長生きして達者で頑張れるのかということ、なかなかそういうこともならないと。

あと20年たてばピークからだんだん高齢者人口も減っていくということを考えると、そのときにあえて大きな1カ所の施設で、後々どうするのかなど含めて、本当に多方面から検討してきました。職員もかなりいろいろなところで情報を収集しながら、また先進地などなどの勉強もしながら、またまちづくり会議の協議もいただきながら進めてきましたけれども、やはり最初、これだけの規模の町の数の中で担い手となる介護していただける職員の皆さんや、そして支えていただく町民のボランティアの皆さん方などなど考えたときに、そして一番はやはり入所を希望する人たちがいかに最優先で町民の方に入所してもらえるか、そんなことあわせて、それから独居の問題など含めて、これはやはり高齢者住宅、そしてまた支える小規模多機能、そしてさらにまた民間の施設、そしてそれを支えていただくのが民間の施設なり社会福祉協議会の職員の皆さん方ですから、本当に行政だけではこれからとてもとても支えることは、これは無理だということはもちろん明確でありますから、その中で本当に何回も言いますがオール本別で、それぞれ本町で頑張っているという事業者の皆さん方、職員の皆さんの協力をいただきながら、その対策をとっていこうと。

そういう意味では、残念ながら今は、これはもう特に十勝だけでなく北海道みんなそうなのですが、なかなか担い手のマンパワーの確保を募集してもなかなか集まってこない、十勝的にいうと十勝でも養成していただいている学校は3カ所、4カ所あるのですが、ここも今までは定員あふれるぐらい応募があったのですが、そこに学ぶ人も半分以下になってしまって、それはとてもとても、この十勝管内を担えるようなことではないと、それも含めてどうするかということを今、大きな課題となっておりますが、それは医療も含めて、看護も含めて、また介護も含めて同じ状況ですから、本当に力合わせて頑張らなければ、うちは何とかまだいい、私のところが大変だということところが確実に出てきて、それで本町のこれからの構想の中ではそういう言うなればなぜ少ないかというと、特に3K、4Kと言われて過酷だし、本当にいろいろなKが集まっているということが先行してしまって、本当に人の尊厳だとか、支える側のポリシーだとか、そういう大事なことが余り取り組みとされていない、また報道もされていない中で、本当にそこに行ったらみんな大変なのだよということばかりになるものですから、なかなかそこに勤めていただけないと、そういうことも含めて、私ど

もの町は特にこの福祉だとか、医療含めて私は前にも議会でもたくさんの議論をいただいておりますが、特にこの福祉というのは一つの町の産業と位置づけるぐらいの、そういう位置でありますから、雇用問題含めて、また担い手問題含めて、またこれからの後継していただく方含めて、一つの大きな町の産業として医療、保健、福祉はやはりこれからも育てていかなければならないということで、それでオール本別ということの体制をとっていただくとおり、そういう方向性を出させていただいています。

特に、職員の処遇であります、こども園のときもそうですけれども、頑張っている職員、もっと言えば一番気持ち的にぱっと切りかえられるのは、どこかほかから来て、事業者さん来て、本別をぱっと目をつける、これは一番それは楽かもしれないですね、町としても。それは話はあります、本当に。でも、それをやってしまったらまちづくりが成り立たないし、そういうことだけで人の尊厳だとか、本当に住みなれたところでみんなで暮らしていくという体制というのは、そういうつながりの中ではちょっと切れてしまうのかなと、そんなのがありまして、できる限り今まで一緒に頑張ってきていただいている町内の事業者の、そしてまたそういう支える人たちの力を合わせて頑張っていて、でき得れば同じ処遇ということで、待遇ということでぜひそうしたいですけれども、いきなりそうならないかもしれません。

ただ、その事業所のこれから計画、提案も含めてしっかりと検討を見させていただきながら、なるべくそういう同じ職種、同じく頑張っている人たちがそんなに極端な差のないような、そういう方向も含めて、何とか処遇できないかなど含めてこれからしっかり十分に調査しながら、またその処遇に近づける努力をする、そのことをこれから大きな課題として残していきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、今、職員が頑張っているものについては職員が本当にこれからもずっと頑張って、本別でその技術も、またその思いも力も出していだけるような、そして不安のないように働いていだける、その体制はしっかりつくってこれからも継続していかなければならないと思っています。

間違っってここで人材がどんどん本別町から出ていくようなことがあれば、もう大変な損害になりますし、改めてそれらの人々の、今まで積み上げてきた技術も含めて、改めて募集してもなかなかそういう体制がつかれないということでもありますから、これは運営形態がいろいろ、また新しい形態になるけど、そこにぜひ希望を持ちながら、ぜひみずからも参画していけると、そのような体制をとりながら、しっかり努力させていただければと思いますので、そのことも含めてこれからそれぞれの事業所の、また町内の職員の皆さん方ともしっかりと協議しながら進めていきたいというふうに思っています。

町民の皆さんの説明会ですが、本当にどうして同じものを2カ所つくるというのは本当に町民説明会でも何件かそのお話がありました。説明していくことによって、より密着で、地域、そしてまた本当に家族的なスキルの高い、見ても将来自分が、そう

だよ、ここで世話になりたいね、ここに入りたいねと思うような施設ということなどなど含めて説明していくことによって、本当に理解が非常に広まっていつているのではないかなというふうに思っております。

そのことは一番大事なことなので、先ほど言いましたけれども、せっかく整備したのに、やはりそこに希望がないような施設にしては何もなりませんので、全体の理解をいただきながら、ここの施設でよかったなと言っていただけの施設をつくって、働く人も、また利用する人も、そこで本町で住みなれたところでこれからもずっと暮らしていただける、そんな施設づくりのためにこれからも本当に機会あるごとに町民の皆さんに説明をさせていただいて、理解いただく努力をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 運営形態の話なのですが、私としてはやはり直営、町営がいいというふうに私は基本的に思っております。

安定感みたいな形というか、そういうものをすごい感じることなので、この間までの説明の中でいえば民営と、それからひょっとしたら直営、あるいは指定管理者というような形になるのかなというふうに受けとめたのですけれども、まだそれはこれから検討していくということと、多分、補助金の関係では民営と直営では違ってくるような気がしますので、そういうことも要するに加わってくるというような理解をしますけれども、一般論というか、私的にはやはり直営の施設と、それから民営の施設とかが違いに切磋琢磨というか、情報交換しながら当初の目的を果たしていくということが理想のような気はしておりますので、そういうこともぜひ今後の検討材料に加えていただければなという気持ちは強くありますし、それぞれ町職員がそういう場所でまた新たな施設の中で頑張っていけるという、そういう支えにもなっていくような気がするので、一つの方向性としてはぜひその方向を私としては提案したいというふうに思いますけれども、再度、答弁をお願いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 大きくはやはり地域の未来はもちろんですけれども、それを支える大きなのは財源なのです。ここも、しっかり見定めていかなければ、将来大きな間違いになってしまうということは大変なことだと思うのです。

今、国が1,000兆円以上の負債がある国がいろいろ含めて、TPPなどなど含めてそうですけれども、現実には例えば米の問題も、米の値段すごく下がっていますけれども、いずれかは国が保障していただけるのではないかと、そう思っている人たくさんいると思います。残念ながら、そうならないということです、それは。国の方針でならないというか、できないのです関税がゼロになったら。

それと同じようなことが今、介護保険もそうなのです。介護保険も、このことはだ

んだん、だんだん介護報酬下がっていきます、施設運営もだんだん厳しくなってきます。医療もしかりです。医療もだんだん地域医療がやりづらくなって、地域医療が継続しづらいような状況になっていく、それは財源もそうだし、人材もそうだし、マンパワーもそうなのです。医師が足りない、看護師が7対1になってもっともっと足りなくなっている、そうしたら養成するところに人が集まるかといったら集まらない。それで北海道に医療をつくって、これからということなのだけれども、それが皆に行き渡るかといったら、それまでみんなで持ちこたえられるかと、いろいろ含めていくと、そういうもの一つ一つ積み重ねていくと、これはもう農業もそうですし、建設もそうですし、基盤整備もみんなそうですけれども、どんどん、どんどん財源が狭まる、その中でこれから20年、30年、50年後のまちづくりを考えたときに、今までと同じ規模で物事を考えられるかといったら、それは到底そこは、それをやってしまったらだめだということなのです。

ですから、もっと言えばこれからもどんなことがあっても、よほどの天と地逆転するようなことでない限りは、何とかして、継続してそれをずっとやり続けていく、住み続けていけるという、そういうまちづくり施策をつくっていかなければならない、そのときに何をするかというと、今までと同じ処遇、待遇でないかもしれない。でも、力合わせてみんなで頑張れば、それと同じような、そういう地域の介護の基盤だとか、医療基盤だとか、保険の基盤ができる、そういう体制を目指しながら、この構想をつくっていくということでもありますから、阿保議員の御質問のとおりだというふうに思っておりますから、それはあえてもう一度言いますが、これはこの事業、この政策がまちづくりがこれからもずっと続けていけるように、継続、持続できる、そのためにいろいろな力をかりながら、そしてオール本別でまたスクラム組んでその体制をとっていくと、このようにしていきたいなというふうに思いますので、格差がついてどうこうだとかということは絶対あってはなりませんし、やはり一緒になって同じ、例えば苦しくてもみんなでお互いに力を振り絞って、知恵を絞って頑張れる、そんな絆の強いまちづくりのために努力していきたいなと思いますので、そういう理解も含めて町民の皆さんにしっかりと説明させていただきながら、また町民の皆様から協力いただけるような、そういう施設整備のまちづくりを進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○10番（阿保静夫君）　終わります。

○議長（方川一郎君）　次、2番藤田直美君。

○2番（藤田直美君）〔登壇〕　議長のお許しがありましたので、通告いたしました2問について伺います。

まず初めに、出産、子育て支援の拡充について伺います。

全国的に少子化が進む中、本別町で第3子出産、または出産を控えている方がいま

す。これは大変、喜ばしいことであり、次世代を担う子供たちの健全な育成を願い、祝福するべきと考えます。

地域経済の再生には、少子化対策、人口減対策が大きな課題となっており、子供を生み育てやすい地域にするために何が必要か、私たちの町にふさわしいサービスを提供するためには、もっと住民の声を聞くことが必要だと思います。

さまざまな環境の中で子育てと就労を継続、両立できる保育サービスの提供について伺います。

1点目ですが、本別町の出生率はわずかながら上昇しており、第3子以上、第6子出産を迎える方もいます。出産祝金を出す考えはないか、または出産記念品の種類をふやして生活必需品などを加え、選択制とする考えはないか伺います。

2点目ですが、パートタイムで働く母親もふえ、代替業務など短時間就労で常設保育所の入所要件にあわない人が支援センターの一時預かり保育を利用しております。就労に限り、一時預かり保育も第3子以降無料化にする考えはないか伺います。

3点目に、職種や就労形態によって休日保育を必要としている人がいます。特に農業をされている方や介護現場で働いている方など、若い世代の人材の確保にもなると思いますが、休日保育をする考えはないか、以上、3点について伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 藤田議員の出産、子育て支援の拡充についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の出産祝金、出産記念品についての御質問であります。少子化、過疎化に悩む地域を中心に全国でも多くの自治体がいろいろな工夫をしながら、また特徴のある出産奨励制度を実施していることを私どももよく耳にします。

十勝管内におきましては、7町村におきまして出産祝金を支給しているところであります。平成27年度から平成31年度までの計画といたしました本別町子ども・子育て支援事業計画、これを策定する際にアンケート調査をさせていただきました。

子育て支援に対する自由回答欄は、その中に出産祝金を望む意見も中にはありました。子育て支援に対する自由回答でありましたから、いろいろな御意見がありましたけれども、その中で特に多かったのは一時金的な支給よりも、子育て施策のさらなる充実を望む声が多く寄せられたところでありました。

また、これまで出産奨励制度を取り組んできた自治体の中には、なかなか効果が見られなくて出産奨励制度を取りやめて、子育て支援施策の充実に変換していく自治体が見受けられてきています。

本町におきましては、この出産一時金の検討も何度か実はしました。特に第5子、第6子というのも今まで本当におりましたが、そういう特別表彰状なんて、そのような話も本人の前で話したことがありましたけれども、それよりももう少しいろいろな実効性のあるものとか、それぞれ家庭として望むものなどなど含めていろいろ検討、

協議してきました。

現実、現金で支給することもいいのかどうか含めて検討してきましたけれども、なかなかそれは受けるほうも、いろいろな考え方もありながら、それは今まで実現してこなかったことも事実であります。

また、これらアンケートなど含めた中で、今まで出産一時金の施策はなく、ゼロ歳から18歳まで、生まれてから高校卒業するまでの18年間を通して継続した子ども、子育て支援を展開していくということにさせていただいております。

次に、出産記念品であります、昨年度から本別町では誕生した子供たちに本町にとっても大切な宝物でありますから、生まれてきた子供たちの健やかなる成長を願いながら、本町のカラマツ材を利用した積み木を4カ月健診のときにプレゼントさせていただいています。

出産記念品の種類をふやしてはどうかという質問であります、積み木につきましては子供の自発性を育て、また想像力から創造性を豊かにして、子供の限らない可能性を引き出すとされていますことから、これは継続してまいりたいと思いますが、第2子以降は選択可能な品物を用意すべく、今、新しい木製品の記念品を検討しているところであります。

なお、積み木とあわせて送っております埋め立て用ごみ袋20リッターの20枚ありますが、子ども、子育て支援の観点からゼロ歳から満3歳の誕生日を迎える3年間について、おむつ用の埋め立てのごみ袋無償配付を今、検討しているところであります。

2点目の子育て支援センターで行っている一時預かり保育の保育料を第3子以降の無料化についての御質問であります、一時預かり事業は保育所などを利用しない家庭において、日常生活上の突破的な事故や社会的な参加などについて一時的に家庭での保育が困難となる場合、また核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、育児に疲れたり、また保護者の心理的、身体的負担を軽減するための支援として、平成11年5月から実施をまいりました。

平成26年度は1,272人の幼児をお預かりをして、その約6割が就労による預かりとなっているところであります。

質問の第3子以降の保育料の無料化ですが、本町の一時保育料につきましては、管内でも低額の設定で1時間当たり200円とさせていただいておりますが、保育所などとの保育料との均衡を保つためには最低限必要な料金と考えているところであります。

また、現在、本別町就労前教育、保育のあり方の中で、こども園を含めた本町の子育て支援拠点施設を計画しておりまして、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業の今後の展開とあわせて、平成29年度にさらに開設を予定しておりますので、その時点での協議を検討させていただきたいなと思っております。

せっかくですから、新しいそのセンターができるときに、今から実施をして、また

それぞれまた別な施策というわけにはいきませんので、スタートにあわせて、運営していただくその事業の内容の中にも盛り込んで、今、御質問の方向に向かって十分に検討させていただければなというふうに思っております。

第3点目、休日保育についての御質問ですが、現在、本町が行っております保育事業は月曜日から土曜日まで、この週6日間で休日と祝日は保育を今お休みをさせていただいています。社会経済情勢の変化、就労形態の多様化、本町には御質問にありましたように、農繁期の労働力や、またさらに介護現場、医療現場など含めて土日に関係なく就労していただいているお母さん方もたくさん、またお父さん方もたくさんおりますので、それらの実態にあわせながら社会経済の変化、また就労の多様化にあわせて休日保育を希望する声は私どもも聞いているところであります。

休日保育につきましては、十勝管内で帯広市と音更、そしてまたへき地では鹿追町が一部実施をしているということではありますが、一昨年行いました本町のアンケート調査でも約2割の方が休日保育を望んでいるという結果が出てきておりまして、農繁期や曜日による就労でない、先ほど申し上げたような保護者の方々など含めて、地域のニーズを丁寧に吸い上げながら、今後の利用の見込み、またそれを勘案しつつ子供にとっても、保護者にとっても最善の方法を見出せるよう休日保育のあり方についても十分に検討させていただきたいと思います。

もう少し、お時間をいただいて結論を出すまでに時間をいただいて、協議をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 藤田直美君。

○2番（藤田直美君） 再質問させていただきます。

現在の出産記念品の積み木は、子供にとって脳の発達にもよく、本別産のカラマツ材を使った大変、意味のあるものだと思いますが、先ほど言われたように第1子、2子以降も同じものより違うものがよいとか、母乳が出ない人は粉ミルク、紙おむつがよいなど、紙おむつを捨てるための埋め立てゴミ袋がよいという声を多く聞いております。

出産祝金についてですが、支給する市町村もふえております。金額は市町村によってさまざまではありますが、祝金と記念品をセットで支給しているところもあり、第1子から1人につき20万円を支給しているところもあれば、第3子に100万円を支給するところもあるようです。

大手企業では、第3子200万円というところもありますが、本別町ではなかなか難しいと思われます。

平成26年度本別町に出生届けが出された子供の数は44人です。ぜひこれは提案したかったのですが、44人中で第1子が16人、第2子が17人、第3子が9人、第4子が1人、第5子が1人という出生の数でありました。

例えば、第1子10万円として、1人ふえるごとに10万円加算していくと過程した場合、860万円ほどとなります。子育て支援を通して定住、移住施策を行っている市町村もあり、引っ越しを考えると子育て世代はまず子供を生み育てる環境を考えております。魅力ある地域づくりに向けた取り組みになると思われますが、本別町の考えを伺います。

また、休日保育に関してですが、子育て時期にかかる25歳から35歳の労働力が不足していると全国的にも言われております。特に介護現場では、働いている方も高齢化しているため、フルタイムで働くのは体力的に厳しい、短時間就労なら続けたいがという声も聞かれます。

子育て時期の人も家族に負担をかけない程度に働いて家計を支えたいと思っている人もおります。若い世代が生き生きと子育てと就労ができる保育サービスを充実させていただけるよう、町長も先日の行政報告の中で町民生活に密着した事業の確保と、町民が夢と希望を持てる施策の展開を進めると言っておりました。ニーズがあれば、1人でも休日保育に対応していくべきだと思いますが、お考えを伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、出産奨励金につきましては、もっと研究したり、いただいて嫌だという人はもちろんいないでしょうけれども、ただ、そのことが本当に直接、子供を生み育てるのにつながることで、決してありませんけれども、その子供たちに目を向けて、そういう祝金を出しているという町もありますけれども、私どももそれも一つの方法だということは間違いないと思いますが、ただ、やはりそれよりも生み育てていただいている中での、本当にもっともっと行政がかかわりを持ちながら、そういう子育てのしやすい環境だとか、いざ困ったときに手を差し伸べるそういう条件だとか、そういうふうにもっと力を入れていくべきではないのかなと、そのようなことで今、内部のほうはそれぞれの施策に取り組んでいます。

御質問にありますように、休日保育などなど含めてそうですけれども、本町はいち早く保育所も延長保育を実施したり、また一時保育も本当に何でもただという意識ではやはりまずいので、これも最低限ということで1日200円という単価の中で実施をさせていただいて、本当に多くの人に喜んでいただいているということです。

それら含めて、そういう多岐にわたった子育ての支援、また条件、環境づくりを進めながら、さらにまた生み育てていただけるような体制をしっかりととっていききたいなというふうに思っております。

また、記念品につきましても、ただ今までは第1子も第2子も同じ積み木をもらってもなかなか、すぐ壊れたり、なくなるものではありませんから、同じものを何個ももらってもという、そういう議論ももちろんありますから、それはまた先ほど答弁させていただきましたように、いろいろ選択肢のあるような、できるような記念品を用

意して、またその普段の生活の中にもっと直接必要とされる、子育て時期だからこそ必要とされる、おむつの処理など含めてのそういうゴミ袋だとか、生活密着型のそういう記念品も含めて、さらにまた充実していきたいということで、御質問の方向に向かって努力をさせていただければなというふうに思っております。

休日保育については、すぐやれますよということで実は言えば一番いいのですが、ニーズは藤田議員が御質問のとおりニーズをしっかりと把握しながら、どういう方向、どの場所でどうしたらいいのかということ含めて、ちょっと時間をいただいて、すぐにまた今までのアンケートなど含めてありますので、さらに新しくまたそれらの若い世代のお父さん、お母さん方にも御意見聞きながら、そういう体制がもしとれるとしたら、どの場所で、どのぐらいやったらいいのかなど含めて、条件も提示しながら検討して、早い時期に結論出せるように、今後は努力させていただきたいと思っておりますので、その辺の御理解をいただきたいなと思っています。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 藤田直美君。

○2番（藤田直美君） それでは2問目に入らせていただきます。

移住、定住促進のための取り組みについてです。

安心して結婚、出産、子育てができる環境づくりに、特に若い世代の移住や定住促進、環境整備等の取り組みについて考え方を伺います。

まず1点目に、一般住宅改修と助成事業を展開して、経済効果など成果が見られますが、本別町に移住、定住を考えている方や子育て世代にマイホーム、新築などの費用の一部を支援する考えはないかを伺います。

2点目に、勇足定住促進団地が区画整備されていますが、若い方を含めて市街地の土地を購入したいという声を多く聞きます。老朽化したリフォーム不能な空き家などを整理して、土地を購入しやすくする考えはないか、以上、2点について伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 藤田議員の2問目の質問の移住、定住促進のための取り組みについての答弁をさせていただきますが、まず1点目の住宅、新築費用の一部を助成する考えはとの御質問であります、この間、議会の一般質問などの要望によりまして、住宅リフォーム制度、これは地方創生の先行事業として本年4月から実施をさせていただきます。

この制度の立案に際しましては、平成26年8月に定住対策プロジェクトチームを立ち上げて、主として住宅整備に特化した施策の立案作業を行ってきておりまして、リフォーム制度とあわせて新築時の支援制度についても検討を実は行っております。また、平成26年11月からは、高齢者等住まい・生活支援検討委員会による空き家の実態調査と今後の有効活用などの調査を行い、福祉の面から見た住宅環境の改善につながる取り組みも現在、継続して進めているところであります。

新築支援制度の検討に関しましては、定住促進、移住者への対応、子育て世帯の対応などのほか、八つの視点を設けて専用住宅のみならず、借家住宅の新築時の支援制度も含めた内容、検討を進めてきたところでもあります。

今後、制度の検討実施に当たる前段の作業として、住宅リフォーム制度の評価と見直しに加えて、町内プロジェクトでの検討事項、さらには現在、策定中であります地方人口ビジョン、地方版の総合戦略とのすり合わせを行う必要がありますので、一定の整理を加えて結論づけをしてまいりたいというふうに考えております。

途中経過を申し上げますと、地方人口ビジョン、地方版の総合戦略策定の住民会議からの意見といたしましては、新築支援制度の必要性、妥当性、有効性については理解を示す、他の自治体で講じられている金銭給付による支援については、その他の給付による無料化施策と同様のものになってしまうことから、慎重、反対論が多くあるのも事実であります、公平性や独創性、また優先性に配慮しながら、施策の構築が望まれているというところでもあります。

また、この支援制度を実施することによって、また地元の意識も高まり、またさらに企業の育成はもちろんですけれども、それが呼び水になって、今までこの技術の検証、特にこういう現場体制の技術がどんどん高齢化も含めて、また町外に流出している、これは十勝管内も全部言えることですが、それらを含めて、この町内に今までの技術力だとか、企業力だとか、そういうものをずっとこれからも継承していくためには必要な制度の一つではないかと、私どもも考え方を持っているところであります。

このようなことから、住宅新築時だけの支援に限らず、住宅支援制度として新築、改築、中古住宅の購入、賃貸住宅建設など、あらゆる支援のあり方におけるメリットやデメリットの検証をさらに深めながら町民の皆さんの理解が得られると同時に魅力ある施策の企画立案に努め、次年度からの開始を目標に検討を進めてまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の老朽化した空き家などを整理して、土地を購入しやすくしてはいかかという御質問でありますけれども、最初の答弁と若干、重複いたしますけれども、土地取得に関しましても、移住、定住促進の施策と密接に関連がございますので、住宅支援制度の仕組みづくりの中で同時に検討を進めていくべき課題であると考えております。

空き家や空き地の関係につきましては、さきに御説明を申し上げましたが、高齢者等住まい・生活支援検討委員会による実態調査の結果によりますと、本別市街地区だけで約250件の空き家60カ所、こういう空き地があることが判明しておりますが、今後、所有者の意向調査も経て、利活用が可能な物件につきましては高齢者や生活困窮者を初めとする所期の目的に沿った政策、検討に資するものとしておりますが、ここでやられた貴重なデータにつきましては、定住対策及び移住対策の検討に活用してまいりたいと考えております。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 藤田直美君。

○2番（藤田直美君） 前向きな御答弁をいただいたと思っておりますが、再質問をさせていただきます。

空き家対策については現在、調査中ということも聞いております。本別町に空き家と思われる古い家屋や国道沿いの空き店舗など点在しております。あくまでも個人の財産であります、売る側、買う側にとっても解体費用が宅地を取得するための障がいとなっているとも考えられております。

持ち主が不明とか、税金未納など、管理不能な家屋や土地があれば、その取り扱いを検討し、今後の施策に反映、移住、定住を考える方や子育て世代の宅地、マイホーム取得のための総合的な政策を考えていただきたいと思いますと思っております。

景観、防犯、衛生上の観点からも解体費用の補助などの施策の考えはないかをもう一度伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 藤田議員の御質問にお答えいたします。

今、おっしゃられていました土地の取得に際しての現状の住宅の問題だとか、そういったことも当然、今後の持ち屋政策やなどに関しての関連というふうになってきますので、この部分につきましても今、いろいろと金融機関などでも融資制度や何かということで、こういった地方人口ビジョン、地方版総合戦略とあわせて、そういったものが紹介されていたりということもありますし、また町といたしましても、今後、これらのことも含めて、一体的な中での検討というふうになろうかというふうを考えておりますので、そういった部分含めてまた企画立案してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○2番（藤田直美君） 終わります。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午後 2時22分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番大住啓一君。

○4番（大住啓一君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました3問について質問をいたします。

まず冒頭に、先週の10日にかけてまして台風18号の影響による記録的な豪雨により亡くなられた方、または被害を受けた方々に対し、御冥福をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、1 問目の出来秋の見通しと農業予算の考え方について伺います。

本町の主要作物の収穫は、これからピークを迎える作物もありますが、現時点での作況はどのようになっていますか。

また、農業を取り巻く状況は非常に厳しい中、来年度に向けた農業予算について考え方を伺います。

ことしの農作業は順調に推移し、特に小麦の収穫は大豊作との報道がありました。これから収穫予定の作物の成育状況はどのような状況ですか、それをお聞きます。

馬鈴薯、豆類、ビートなど、ほとんどが順調ではないかと聞いております。このまま推移した場合、すばらしい出来秋となりますが、今の結果は結果として、来年に向け本町の基幹産業である農業をさらに発展させるべきと思います。

来年度の予算編成に向けては基盤整備事業の推進はもちろん、J A 本別町と連携して新たな雇用を生み出す組織の構築、J A において撤退を予定している勇足、仙美里、美里別の各事業所に関しての対応、さらには北海道糖業、明治本別工場とどのような形で協力し、連携していくのか、行政としてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の第 1 問目の出来秋の見通しと農業予算の考えの質問の答弁をさせていただきます。

まず、1 点目の出来秋の見通しについてでありますけれども、今議会の行政報告をさせていただきましたけれども、小麦、きたほなみにかわってからですが、今までにない収穫の状況を報告をさせていただきました。乾麦の平均反収で 1 2.5 7 俵、J A 本別史上最高の収量との報告もいただいたところでありますが、他の作物の作柄については、9 月 9 日に私も参加をさせていただいて、営対協で作況調査を実施いたしました。若干、地帯とか個人の差はあることはもちろんですが、いずれも予想収量でありますけれども、大豆については平年比 1 4 2 パーセント、小豆については平年比の 1 3 0 パーセント、金時については 1 2 0 パーセント、手亡については若干、これだけがちょっと収量的に落ちるかというような予想で 9 5 パーセント、あとは馬鈴薯についても 1 2 0 パーセント、てん菜については 1 0 9 パーセントということではほぼ順調ですが、手亡を除いては作柄は良というところで判断をさせていただきますが、今後、このまま順調な生育を続けると、まさに久々に大豊作の年となるのではないかという期待をしております。

2 点目の農業予算の考え方ですが、農業は本町のもちろん基幹産業で経済を支える大きな役割を果たしていただいていますから、これも十分、御理解いただいているというふうに思いますが、しかしながら農業は円安による国内経済の影響、不透明、不安な、やはり何といても T P P 問題など、経営の環境は依然として厳しい状況下にあります。

来年度においても本町農業の持続的発展に向けた切れ目のない予算を編成したいと考えておりますし、特に基盤整備につきましては平成7年度、畑総事業であります、これは進捗率は69パーセントでありますけれども、本年度を例にとると当初予算5億3,200万円の予算の要望をしておりましたが、それは結果としては51パーセント減、半分以上の2億6,000万円の実績となって、厳しい事業推進となってきているところであります。

新年度におきましては、早期の事業完了を目指して、国、道には計画的な予算の配当を要請をしてまいりたいというふうに思っています。

J A本別との新たな雇用の創出の組織については、先ほど篠原議員への答弁もさせていただきましたが、TMRなどの運営方法などに要請があれば、さらにまた協議をして、町内でのそれぞれ設立も含めてしっかりと取り組んでいく方向で進めていきたいなというふうに思っています。

また、各事業所については、残念ながら3月19日、来年、閉鎖するということがあります、具体的にはまだそれぞれの協議はされておりませんが、また今、農協の広報など見ても買い物で正組合員のみということを書いてありましたけれども、広報の中に、それぞれ電話で受け付けをして、そして宅配をすると、そういうような方向であります、また、町はその以前から高齢者等住まい・生活支援検討委員会の中で商工会、J A、それから社協が入って買い物の支援などの中心的なこの見守り含めた協議も進めさせていただいていますが、地域にとってはいつ、この店舗がなくなるということ含めて、非常に暮らす上での不安というのは高まるということでもありますから、経済団体といっても、当然、経済に伴うものというのは非常に厳しい、経営というのは厳しいというのはよくわかりますけれども、それもどういう方向だったということ含めて、今まで何度も話をしましたが、大住議員も承知してくれていると思うのですが、例えばの話ですけれども勇足、仙美里、美里別支所、支所機能を農協と町と一緒にしながら、特に美里別は郵便局も一緒に協力していただいて、それぞれの支所機能と、そこでまた、あそこは唯一、一番最初にお酒の許可を持っているところでありましたから、もともと宅配がすごく充実して、私どもの自治会までも配達してもらったというような経過もずっとあるところですから、そういう面でも非常に卓越した職員の方もおられるのではないかと思います、そのようなこと含めて何とか協力して地域を守らなければならないかなと、そのようなこともお話させていただくこともありました。

また、仙美里、勇足も国道に面しているということでもありますから、今の建物、特に勇足は古くなって、少し駅側にありますから、例えば国道縁のところは今風のコンビニではないですけれども、コンビニ的なプレハブの中で、3分の1は事業者が持って、町もその支所機能に支援をさせて、財政的な支援をさせていただいて、町の支所も農協の人と一緒に運営してもらいながら、今、経営している方もおられますので、

そういう支援があれば、その店舗も含めて、また待っているだけでなく、もともと勇足地区も町もそうですけれども、もともと自転車の時代から農家含めて、地域回って商品を届けていたという、そういう歴史もありますから、それをできればその地域も含めた宅配の、また予約含めて、そしてその元町、市街地区、近隣にいる人たちで最低限の物でも間に合うような、子供たちがちょっとおやつが買えるような、そのような品揃えも含めてできないのかなと、そのようなこと含めて今まで考えながらお話をさせていただいていますが、まだまだそれは少しまだ道が非常に厳しいというか、まだできておりませんが、何かそのような方式をとっていかなければ、地域の人たちの暮らしというのはより住みづらくなっていくのではないかなと思っております。

あと、商工会を含めてのお話は、以前のようにあるスーパーが買い物、車をしっかりと仕立てて、それで地域を歩くと、曜日ごとに歩くと、そういうこともあるし、もっと言えば軽トラに箱つけて豆腐だとか、油揚げだとか売って、帯広方面から来てやっている方もおられたり、魚を水曜日だったか、金曜日だったか待っている地域が多いものですから、そのようなことが町内で商店街、そしてJAと地元みんなで協力して、そのような方法とれないのかなと、こんなことも含めて考えていくことが、また地域の安心、安全だし、またそこで特に農業者の多い地帯ですから、休憩時間に幾ばくかのそういうおやつ的なもの、また、最低限必要なものはすぐ手に入るような、そういう方法も含めて十分に今、これからは検討していかなければならないと思っております。

まだ、今、現にまだ支所ありますから、店舗もありますから、そんなにそんなにまだ実感としてまだわからないかなということはありますけれども、いざなくなると、そのことが本当に大きくなりまして、特に仙美里は農協の店舗しかありません。そして美里別ももちろんですし、勇足も本当に一、二店舗が民間頑張ってくれていますが、それも効果としてはもう一つあることによって大きな買い物に来ていただける効果も非常に多いものですから、そんなこと含めて何とか地域の要望に少しでも答えられるような、方法がとればいいのかと、そのようなことを含めて高齢者、介護支援、業者に宅配していただくなど含めて今、協議させていただいております。

そういうことを含めて地域を何とか、特に農村部、そして市街地区、全員で力を合わせていけるような方法をとっていきたいと思いますので、以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） ただいま町長からすばらしく前向きな御答弁をいただきました。

その中で二、三点、確認といいますか、再質問をさせていただきたいと思いますが、特に農業者の方々が一番重きを置くのが、私はやはり基盤整備事業でないかと思っております。

私も傍聴等々の関係者の方から聞こえますと、ことしにかけてからは空知、上川の米所のほうに基盤整備事業が重点的に配備されているようなお話でございました。

町長も十勝町村会長を長く担っていただいておりますので、十勝の声として基盤整備事業をこの本別を中心とした十勝に持っていただきまして、生産力アップにつなげていくべきと私も考えておりますので、その辺のお考え方を再度、確認させていただきます。

それと、買い物のなかなか困難になろうとしている部分、これは経済団体が事業所云々ということは、これは仕方のないことといたしますか、考え方ですから、ただ、行政というのは利潤が上がらなくてもある程度はやらなければならないというような、これも町長も当然、お話してございますので理解していただいていると思いますが、その辺で今、すごく建設的だったのはやはり農協の部分と行政の部分を一緒にできないのかという、私も前からこの考え方は思っておりました。

来年、撤退するということになれば、あと半年ぐらいの話ですけれども、12月には予算編成等も行政サイド控えておりますので、その辺、農協の先ほど篠原議員とのお話とダブりますけれども、結構、協議する面も多々出てきておりますので、この点は農業者でない勇足市街、仙美里市街、美里別の中心部にお住みになっている方もかなりおられますので、その辺はぜひ、一般町民の方々も交えた中で買い物弱者なくすという観点から進めていただければというふうに考えているところでございます。

また、午前中、質問にありました牛乳の関係でございます、生乳の関係でございすけれども、これは先ほど明治本別工場の話もさせていただいております。関係者からお話を聞きますと、非常に8,000トンも下がって、生産量が下がってきているという状況の中でございますので、明治が日本の中でもトップクラスの一流企業ではございますけれども、本別の工場云々ということになっては困りますし、ならないと私も思っておりますけれども、何分、もとになる生乳が入ってこないことには話になりません。

これは、行政として、行政が言ってもなかなか農家の人たちの経営状態もございすので、これはJAの方々とも協力し合いながら、これから収穫を終えて、当然、営農計画等も入ってきてございますので、その辺も行政としての考え方を述べていくべきでないかと思っておりますのでこの何点。

それと、雇用を生み出すということでございますが、午前中にも答弁いただいております。細かくお話させていただきますと、例えばコントラの中でございすけれども、例えば酪農ヘルパーの関係だとか、春先の播種期の重点的に多忙になる時期どうする、これから収穫時期どうするということもございすので、それらをまだまだ元気で動ける方々がおられますので、若い方も含めた中での雇用も促進できるのではないかというふうに考えてございますので、その辺の考え方をお伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、これは基盤整備はやはり御質問のとおり最優先なのですよね。去年の予算までは、当初の予算は少ないのです。補正でもっていたものだから、対前年比で比べたら遜色ない予算になっているのですが、例えば当初予算が10としたら、補正が50ついているものだから、前年と比べたら遜色ないようだけれども、中見たらがっばり違う、だから配分が半分以下なのです。こんなことでは計画にならないでしょうと、ただ聞くと、今、御質問ありましたように、本州全体で要望が多かったから少ないと、要望があったから少ないというのは、それはわかったわけではないけれども、限られた予算だから、でも計画始まってこの事業、例えばうちの営農用水が24億かかります、18億が24億になったわけだから、24億を複数年でやるとしたらちゃんと計画して出しているわけだから、畑総も22億かかります。22億を6年、7年でやりますと出しているわけだから、それはそれでやってもらって、新年度の新規の事業はそれぞれ時間かかりますというのはわかるけれども、もうスタートしたやつが途中で事業できなかつたらやはり半分にしてちょうだいと、こんな予算ってないでしょうということを今、強く求めているのです。もちろん本別だけではないですけども、十勝全体、大きな事業ですから、本当に雨降って、三日降っても1日たてばもう畑入れるぐらい基盤ができて、本当にこの作業としては物すごく進みやすい、本当に基盤整備のおかげです。

こういうこと含めてしっかりと予算をつけていただけるようお願いして、今、概算要求もかなり予算をしているのですが、ただ、それぞれの省庁が概算要求しても本当は一つしかないから、どうなるかわかりませんが、でも最大限、予算とっていかないと大変な年数がかかってしまうので、一日も早く基盤整備ができることによってそこから、しっかりとした宝物が生産できるわけですから、それをしっかりこの予算の役割として全力を尽くしていきたいなというふうに思っています。

また、生乳の関係などそうですけれども、これは前から何回も言っていますけれども、私も牛持っていないから、これでやるといってもできないのだよと、皆さん方をお願いするしかないのです。だから酪対でも含めていろいろなところでお話するのですけれども、そのためには例えば明治の職員の方も必ず来てくれていますから、その紹介や何かには生乳の量もそうだし、また質も上げてくださいと、管内の人は残念ながらトップクラスのほうにまだ行けないというのはあるので、それらを含めて農協も指導しているし、またそれぞれの農産物とか関係団体に指導しながら頑張ってもらいたいということでもありますから、特に本当に30年前に明治がどうだ、こうだという話が出たときから、本当に何とか存続するために、いろいろなことで働かせていただいた立場ですから、二度とあのようなことにあわないように全力を尽くしてまいりますし、特に明治乳業と北糖のあるこの本別の農業の体系の中で、乳製品の、そして酪農の代表する工場と畑作の代表する製糖工場、これは本当に宝物ですから、これは何としても守るため、だからビートも1列でもいいから、畝1本でもいいから本当に多

くつくってください、まず原料がなければだめなので、ということ含めていつもお願いしながら、そのためにはつくっていただいたら何がよいとずっと農協と協議してきました、種がよいのか何とかと、土壇場でひっくり返ったなどいろいろありますけれども、それでも最終的にはつくっていただいた分の面積は基盤整備でいきたいと思います、町独自とそれぞれ独自の予算の中の基盤整備、そして基盤整備して、またそこでずっと4年たてば輪作ですから、全圃場に行き渡ると、最近、サブソイラーを入れないと、結構固まって暗渠の効果が出ないと結構、これは畑により出ていますから、そういう地帯がないように、しっかりとまた全体をいい圃場にするように含めてありますから、それぞれ必要な協議、必要な対策というのはしっかり協議してやっていますから、とにかく北糖は少しでも原料を多くして、明治乳業は量もそうだし、そして本当に質のいい牛乳を出してほしいと、こういうことを含めてありますので、特に今、本町は粉ミルクから生ミルク、クリームになりましたから、よりこの品質が非常に高く評価されて、日本中の大手の大きなお菓子だとか、それぞれのメーカーが使っているというふうに、本当に代表的なところですから、これを何とか持続継続していけるよう頑張っていかなければならないと思って、それは協力いただけるように、しっかりと農業者の皆さんにもお願いしていこうと思っています。

残念ながら、このコントラクターとかヘルパーの関係については今までやってきていますが、それぞれちょっと環境が変わるようなことがありますけれども、ヘルパー協議会などからもちょっとお願いされていまして、またそれにあわせて何回も答弁していますけれども、個体の導入の補助だとか、また預託だとか、また牧場の圃場のいろいろとそういう環境、条件、牛を飼っていただく、搾るまでの環境整備いろいろ対策を講じてやらせていただいていますから、それら含めて、またことしもJAとの政策協議もありますから、その中でも新しく、またいろいろな事業について協議を行える、懇談を行いながら必要な対策を講じていきたいと思っています。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 細かく答弁をしていただきましたが、事業所の関係で午前中の質問にもありまして、かぶっている部分もございますけれども、先ほども質問したようにこれから予算編成等々ありますので、来年度まであと半年ぐらいでございますのでより一層農家の方でない方も含めた、特に農業者の方々、そういうことも含めて、なかなか宅配だけでもこれはなかなか難しい面もありますので、できれば市街地に住んでいる高齢者の方、足のないの方々には便宜を図るようなスタイルをJAさんとも協力をしながらやっていくべきではないかと思っておりますので、その点の確認を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 先ほど一部、名称を挙げましたが、高齢者等の住まい

・生活支援検討委員会というのを立ち上げて、J Aと商工会、社協、そして町とあわせて今やっていますので、特にこれは買い物のメニューを決めていただいて、それを直接、お客様のところに宅配をすると、そういう方式、それとあわせて見守りだとか、種々のいろいろな手続き含めて、その中で支援をしていこうという、そういう方向ですから、ぜひここにもJ Aも商工会も含めて積極的に参加をいただいて、ただJ Aは別ですけれども、商工会になると直接自分で店舗持っていないから、それは伝えるとか、取り組みを推進、言ってみれば促進させる立場ですけれども、でもその中でも特に商店街の人、できれば一つ買い物したらぽんと用意して街中、農村部を御用聞きのように毎日歩いてもらうとか、そういうのって本当にやってほしいなと思うのです。

行けば本当にあれですよ、俗っぽいけれども、商売に絶対になるから、しているんだからと言ってやっているのですけれども、誰か若い人たち何とかして力を入れてやってくださいと、まず仕入れなんか一番ありますから。そういう意味では、環境なんかすごく割りと届くところなので、ぜひそのようなこと含めて、もちろんそういう買い物だとか、そのようなこと含めてもちろん、ただ売れたか売れないかと聞いているだけでなく、我々ももちろんみんな協力をして、そういうことが実現できるような方法をとっていきたいと思いますので、それは随時、このせつかくの検討委員会ができていますので、この中でしっかりと地域の人に少しでも喜んでいただけるような体制をとっていきたいと思いますので、以上であります。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 次、2問目に移ります。

本別高校存続に向けた対策について伺いいたします。

昨今の公立高校配置計画によりまして、本別高校が統廃合の対象となった場合、地域への影響は計り知れません。本別高校存続に向け、どのような対策を講じているのか伺いいたします。

本別高校は、昭和17年2月、旧制中学校として本町に設置されて以来、長い間、本別町教育の中枢を担い現在に至っております、しかし、近年の少子化により地元や近隣中学校の卒業生が減少している中、本別高校の生徒確保が難しい状況となっております。

本町においては、町民の方々による本別高校の教育を考える会を設置し、活動をしています。町からは、本年度において約1,900万円の補助金を出しており、事業としては各種の運動、関係機関への要請、また存続を図るための調査、特色ある学校づくりの支援など、多岐にわたり活動しております。

会員の皆さんの御尽力に敬意を表します。

今後は、北海道教育局など関係機関に対してJ Aの方々や商工会の方々と連携し、全町挙げての要望や本別高校の教育を考える会の皆さんとのさらなる連携が必要と思いますが、考え方を伺います。

○議長（方川一郎君） 答弁、中野教育長、御登壇ください。

○教育長（中野博文君）〔登壇〕 大住議員の御質問でございます、本別高校存続に向けた対策について、御答弁申し上げます。

本別高校の生徒確保対策につきましては、先般の6月定例町議会におきまして林議員の御質問に御答弁させていただいておりますが、中学校卒業生が減少している中、魅力ある高校、夢を実現できる高校づくりを側面から支援するため、本別高校の教育を考える会を初めとして、各関係機関及び団体の御理解と御協力を賜りながら、活動を展開してきているところであります。

御質問の関係機関に対する要望活動についてでございますが、過去には本別高校の間口減少を北海道教育委員会から案として示されたおりなどに数回、町を挙げての陳情団を結成し、大がかりな要望活動を行った経緯がございますが、特に状況が変わらない見込みの年にあっては、慣例的に町長、本別高校の教育を考える会の代表、それと私とで年一度、また私を含めて全教育委員で年一度、北海道教育長を訪問し、御挨拶を兼ねながら現状を説明し、本別高校へのさらなる支援をお願いしているところであります。

本別高校の現状につきましては、議員も御承知のとおり現在に至るまで何とか2間口を確保してきており、公立高等学校配置計画において統廃合の対象とはなっておりませんが、今後の状況を注ししつつ、全町的な運動を展開する必要が生じた場合などには、適切に判断をし、場合によりましては町議会を初めといたしまして、JAや商工会など、各関係機関の御支援をいただきながらオール本別での展開もしてまいりたいと考えております。

また、本別高校の教育を考える会との連携につきましても、役員を初め会員皆さんの御意見を賜るなど、さらに連携を密にしながら本別高等学校を存続するため、より一層の努力を重ねてまいりますので、引き続き議員各位におかれましても、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます、御答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） ただいま、教育長のほうから細かく答弁をいただきました。何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

私の質問の中で全町的というような言葉を使わせていただいております。当然、私どもも町民の皆さんと接することが非常に多い、議員として皆さんそうでございますので当然、議会にそういうお話がある前でも結構なのですが、あれば全町的に組織をつくって云々というのは当たり前のことだと思っております。

したがいまして、それらをいつ、今ありましたようにいつそういうものをつくるのかということが1点と、北海道の教育長の新任といえますか、6月に私の記憶であれば新しい教育長にかわっていると思いますが、6月はことは統一選挙だったものですから、6月の人事異動だと思いますけれども、その部分で新年度からでもいいので

すが、特に6月以降といいますか、その部分で今、教育長からお話がありました教育長御自身が何回ほど行っているのか、教育委員全員の方が何回か行っていると思いますけれども、その辺が何回行っているのか。

それと、教育を考える会の方々も何回か行っていると思います。当然、町長も札幌に出たときには寄っていたと思うのですが何回ほど行っているのか。これは、私は名刺の数ではないというようなお話もあるかもしれませんが、やはり実情を知っている地元の携わっている方々が札幌の道教委という組織の中の担当の皆さんに実情を訴えていくというのは、これはもう至極当たり前の話だというふうに認識してございますので、回数がどうのこうのという質問は余りしたくないのですけれども、それだけ行っているということになれば、私どもも町民の皆さんに聞かれたときに、それだけの数は行っているようだよということもお話できることもございますので、その辺も含めて御答弁を求めるものでございます。

さらに、ことしの7月だったと思いますけれども、本別高校存続に関しまして町民の方々から、これは支援学校の部分で、道教委のほうに出向きたいのだというお話があり、私もその教育長のところにお邪魔したときに同席をさせていただいてございます。あと、複数の町議会議員も同席しておりますけれども、そのときに教育長がおっしゃった言葉の中身的には、ちょっとニュアンスは変わるかもしれませんが、今、道教委のほうに出向くということになれば、本別高校の存続がなかなか大変になると、直訳しますと、そういうようなお話だったと思いますので、その支援学校の要望については、道教委に行くということについてはやめてございます。

したがいまして、それを私は何を言いたいかといいますと、同時期に支援学校と存続の問題を一緒にすることがマイナスになるというようなことであれば、それなりのお考えをお示しいただきたいのと、私は本別高校の存続は存続、そちらのほうはそちらのほうということで、きちんと道教委のほうにお話をしていくべきでないかというふうに認識してございます。

今回の通告の中身については本別高校の存続でございますので、その辺の兼ね合いだけをお聞かせいただきたいということでございます。

それから、先ほどからも言っているように、考える会、予算が1,900万円ほどの予算でございます。これは多い少ないということではございませんけれども、町民の皆さんがフリーで本別高校の熱い思いで存続させるのだということでの御協力をする補助金だというふうに認識してございますので、その辺、来年に向けての予算の関係でございますから、教育長としてどのようにお考えになっているのか、この3点を確認させていただきたいと思います。

○議長（方川一郎君） 中野教育長。

○教育長（中野博文君） 3点ほどあったかと思いますが、まず1点目についてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど御答弁申し上げておりますが、過去には、これは平成15年であります。4間口ありました。そのうち、1間口が商業科、3間口が普通科という中で1間口減ということが北海道教育委員会のほうから案として示された年であります。

また、平成18年度、これは残念ながら3間口になって、これがまた新たな高校教育に関する指針が平成18年に示されました。3間口以下は再編整備の対象になるということでありまして、その年に3間口を2間口にするというような案が示されました。

その折々には、当時、国・道関係機関等存置運動促進協議会というのが、町の中で設置されておりました。そこは、オール本別、J A、商工会、自治会連合会等々主だった団体が協議会の構成メンバーとして入っていただいている協議会がありました。その協議会は、本別高校の教育を考える会とが連携して、大がかりに陳情を行っております。

また、御承知のとおり25年の1月には本別高校入学者がどうも1間口になりそうだというようなときに、これは議会、そのときは議長さんが所用で副議長さんに行ってくださいました。商工会、P T A連合会の会長さん、本別高校のP T Aの代表、それと町長、私行っております。

これは中規模で行っております。というのは、余り大規模で行くというようなことをいたしますと、逆に心象を悪くする可能性があるということで中規模で行っております。それと同時に、1間口になりましたけれども、次の年の募集が2間口になる可能性が大きかったということもあって中規模でいったということでもあります。

ことしの6月に道教委の担当しております高校づくり推進室の室長さん等が変わりました。私は、7月にこれは前教育委員と一緒に御挨拶に行って、本別高校のチラシ等も、資料も持って持参しまして説明をさせていただいております。今のところまだ1回です。

要望等については、先ほども申し上げましたけれども、以前はその協議会、存置協議会がございました、それが解散しましたので、その時々状況を踏まえながら議会も含めて各関係機関、経済団体にその都度、陳情団をつくって展開してまいりたいと。

その折と申しますのは、情報を確実に収集をしながら手遅れにならないような状況の中でやって陳情してまいりたいなというふうに考えてございます。

2点目の特別支援学校の関係であります。前にも議会の一般質問でお答えを申し上げますが、当初、特別支援学校の誘致は仙美里中学校の閉校した跡地を道教委が十勝の特別支援学校の中学卒業者がふえる見込みがあるので、小中学校の空き教室、閉校した学校等の候補地があれば手を挙げてほしいというようなことを受けまして、私どもさっそく手を挙げさせていただいたということでもあります。

それが残念ながら他の町に決まりまして、その折には私ども、一度は特別支援学校、これはなかなか難しいなということでありました。その時期にその会の皆さん、署

名活動、運動していらっしゃって、私どもに特別支援学校のことで署名活動しているので、道教委のほうに要望してまいりたいというなお話があったので、共に行きまして特別支援学校ということよりも、特別支援教育の充実をお願いをしながら伺ったところであります。

非常に前にもお話ししたとおり、特別支援学校の誘致というのは非常に難しい状況であります。可能性としては薄いと、そういう状況であります。御承知かと思いますが、最近是新得もそうですが札幌、あるいは愛別等々の高校が廃止した施設を特別支援学校にしているというようなことがあります。

そういう中で、特別支援学校の誘致について要望するというのは、一つは本別高校に対する特別支援学校を分校といいますか、誘致をして、それが廃校に向かってしまう、普通科をなくしてしまうというようなことがあったら、それはちょっと困った話だなということの中で、しばらくその部分については様子を見たいのと、特別支援学校誘致の要望、運動は当分は避けたほうがいいかなということでお話を申し上げたところであります。

3点目の考える会の予算についてでございますが、今、1,900万円の予算を組んでおります。ほかの町から見て本町の予算、決して多いほうではありません。私どもとしては、費用対効果も考えながら大切な税金でありますから、ただ、ただ予算額が大きければいいというものではないと思いますので、今後についても来年度予算についてもこれから検討してまいります、議会にもその折は御説明をしたいと思いますが、今、考えている点はございます。もしかしたら、若干、上乘せすることもあるかもしれませんが、いずれにしても費用対効果を考えながら最大限効果があるようなことで考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 私も何回か行っているかという質問ですから、前の教育長もそうですし、今の教育長もそうですし、本当にいろいろな部局が知事部局にいて、かなり一緒にいろいろなことをやってきましたから顔なじみばかりでありますから、札幌行ったときに時間があれば必ず寄ってきていることは間違いありません。

プラス、新しい教育をつくる会、ここはやはり一番肝心なので、元の十勝と教育局长さんがことしの4月までいましたら、それら含めて必ず寄って参事さんだとか、課長方もほとんど顔見知りでありますから、行けば何にしに来たかというのがわかりますので、それは行っています。

そのほか、教育長は特に道職員の幹部との懇談会だとか、また懇親会いろいろな場面で合うことがありますから、特に優しく言いながら厳しく、絶対にわからさすぞと、特に十勝の町村会というか期成会で要望したときは、全道的に、今、地方創生と言っているときに、地方創生と国が言って、それに取り組んで、これから子育てだとか人口減にいろいろ取り組むときに、高校の間口、あなたのところ減らしますよなんてい

うことになったら、全く逆でしょうと、水差すことだから、とにかく地方創生の計画つくる5年間は新しく統廃合だとか、間口減のやつは話題にしないでほしいと、そういう要請もしながら、落ち着いて、しっかり地域でこれからの教育だとか、子育てとか、人口減だとかに取り組めるように、そういうことも道教委と知事部局に一応、制度かかわっているのもありますから、知事にも新しい柴田局長にもそのことはしっかりと伝え、そういういろいろな面で協力してもらえるように話をして、もちろん我が町だけのこともありますけれども、全体の中でやはり今、本当に地域から学校がなくなるとか、子供がいなくなるというのは大変なことですから、そういうことも地方創生なんか成り立たない話だから、そのことは北海道の町村を応援するように、そういうような施策をもってほしいと、このようなことを要請していきますので、これからもそのことはしっかりとやっていきますし、特に本別高校にこの特別支援教室をつくって頑張っていくというようなことは、後に署名を持って行ったときにお話いただいたのは知事から直接、学校は新得に決まるけれども、本別高校の間口の中にそういうことも考えられないのかというお話もいただいています、そのこと含めて特別支援のよろしくをお願いします。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 町長の御答弁もいただきました。この件については最後に確認させていただきましても、教育長盛んにおっしゃっていましたが、全町挙げてということと、お金の関係については費用対効果というお話をされております。

本別高校を残すことが最大の効果だというふうに考えておりますので、お金の額はともかくといたしまして、本別高校を残すために全町挙げてどのようなことを早急にやらなければならないのだということを皆さんで練っていただきたいと、当然、議会としても相談といいますか、考え方があれば議員協議会なりを、これは議長の権限になりますけれども、私どももそういう考え方で持っていくべきだと思いますし、今、町長の御答弁にもありましたとおり、本別高校をなくするということには間違ってもならないという、全町民の方々皆さんそういうふうに思っていると思います。

それに向けて行くのが最大の効果だというふうに認識してございますので、全町挙げてという考え方を再度、確認させていただきたい。

○議長（方川一郎君） 中野教育長。

○教育長（中野博文君） 今後の中学卒業者の見込みは、しばらくは50人台でまいます。平成34年には、本町の中学卒業者は30人台になります。

つまり、全員が本別高校に入学しても1間口に満たないと、そういう状況が7年後に訪れます。それまでに私どもは何とか2間口を確保するということで近隣の町村へPRに行っています。ことしは初めてですが帯広の中学校も歩いています。

本別町内だけの子供で本別高校、これは例えば一貫教育とかありますがそれでも追いつかないという状況でありますので、本当に厳しい状況であります。

そういう中で、繰り返しになりますが、要望等道教委、あるいは教育局等の要望につきましては、適切に行ってまいりたいというふうに思っております。その折には、もちろん議会の御支援もいただかなければなりませんので、そのときには御相談を申し上げたいというふうに思います。

予算等につきましても、今、いろいろと先ほど申し上げました帯広から中卒者を本別高校に入学していただいた、そうした場合には当然お金もかかってまいりますから、そういったことも例えばの話ですけれども、そういったことも議員の皆さんに御相談を申し上げながら、本当に本別高校、大切なものでありまして存続をしなければならないということでもありますので、考える会の皆さんはもちろんでありますけれども、関係機関の皆さんに御支援をいただきながら最大限、頑張ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） それでは、3問目に移ります。

人口減少対策と市街地の活性化対策についてお伺いいたします。

人口減少は、まちづくりを行う上で大きな問題でございます。また、市街地における空き店舗の活用も重要でございます。自治体の基本となる人口対策と市街地の活性化対策について考え方を伺いいたします。

1点目といたしまして、本町の人口は昭和34年の1万8,705人をピークに減少を続け、平成12年の国勢調査で1万211人、平成17年国勢調査で9,072人、平成22年調査では8,276人でございます。

また、直近の今年9月の町広報では7,586人という数字でございます。また、本年6月の新聞報道では、平成26年におきます十勝管内の人口動態で最も減少しているのは本別町の180人という報道内容でございます。

若い人が安心して結婚、子育てができる総合的な施策の展開や体験移住などの施策も必要と思いますが、考え方を伺いいたします。

2点目といたしまして、商店街の空き店舗がふえる中、体験移住用の住宅や農家の直売店などの施設として利用することも必要と思います。これらのことを行えば、ある程度の予算出費が想定されますが、市街地の活性化には不可欠であると認識していますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の3問目、人口減少対策と市街地の活性化対策についての質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目、若い人が安心して結婚、子育てできる総合的な施策の展開や体験移住などの施策に関する考え方ですが、平成26年12月に閣議決定されました国の長期ビジョン、総合戦略を勘案し、都道府県及び市町村が地方の人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定することとされています。

これまでも一般質問における答弁でも申し上げておりますが、現在、これについて策定作業中でありまして、この構想案の基本目標としては国の総合戦略の基本目標に即し、一つには地方の雇用の創出、二つ目には新しい人の流れのつくる、三つ目には結婚、出産、子育ての希望をかなえる、四つ目には安心、安全な地域をつくるといった4点を掲げて、これらに具体的な施策と取り組み内容をぶら下げ、施策を展開することとしております。

また、地方版の総合戦略につきましては、議会と執行部が両輪となって推進することが重要とされておりますので、策定途中の段階を含め構想案の内容を議会にお示しをし、意見などをいただく予定としております。

したがいまして、御質問にありましたとおり4点の基本目標が達成できるように総合的、かつ立体的な施策の展開に取り組む所存でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、体験の移住につきましては、これまでに答弁をさせていただいたとおり、お試し暮らしプログラムを設けまして、短期間としては5日から7日間を本別で暮らしていただくものとしております。

体験型の特徴といたしましては、気軽に本別町での暮らしを体験してもらえる町を知るコースと町を体験するといった移住体験プログラムコースを滞在期間内に取り組むものとしていところであります。

長期型としては、移住を検討中ではありますが、いきなり移住が不安である方につきましては、町内に移住先を探すのに長期滞在したいと考えている方に向けたもので、最長で1年以内の居住期間を設けまして、本別町での生活体験をしていただくものとなっております。

次に、商店街の空き店舗についてですが、体験移住用の住宅や農家の直売店などの施設としての利用に関することについての御質問であります。空き店舗の体験移住用の利用につきましては、本別町の特徴として店舗と住宅の併用となっておりますので、空き店舗となってもなかなか物理的な理由で困難な場合が非常に多い状況となっておりますが、体験移住用の住宅につきましては、先ほどお答えをいたしましたお試し暮らしプログラムに基づくもののほかに、用意する側と受け入れ側だけの視点ではなくて、体験移住を希望する方々のニーズの以降を踏まえつつ、制度拡充可能なものにつきましては、これに向けた検討をしてまいりたいというふうに考えております。

また、農家の直売店の施設として利用してはいかがかという御質問であります。これらにつきましても実際にこれを志す意向をまず持っていて、大切に、また小さな規模からの企業でありますけれども、事業所の増加と雇用拡大の可能性も持つものであるというふうに認識しておりますので、行政主導だけの取り組みでなくて、これらも当然のことにJ Aや商工会とも連携をとりながら、住民の方々との協働の視点により、起業家支援の検討、充実を図っていききたいというふうに思っていま

す。

なお、24年度からスタートいたしました起業家支援、これで店舗だとか街中の、特に商店街大通りに面したところにあるものにつきましては、この起業家支援で予算の心配もいただいているようですけれども、店舗の改修など含めても300万円、また新規商品の開発には20万とか、そういうような支援制度もありますので、この300万円の事業費の中のそれぞれ違いますけれども、それであれば本当にここで何かやりたい人、今まで何件か出ましたから、そば屋さんから店舗からいろいろ出ましたけれども、そのようなことを含めてぜひそのような希望があれば、またそのような計画があればぜひ、私どももしっかりと情報を寄せていただきながら、そのしっかりと応援をしていきたいなというふうに思っています。

一つでもシャッター商店街がなくなるよう、空いている商店がなくなるようにできれば、そこに店舗に張りついて、またいろいろな事業を展開していただくことが一番私ども望ましいことだというふうに思っておりますので、空き店舗のこの活用でしっかりとまた新しいこの取り組みの中で、ぜひそのような人材が育ってきてくれること、また、ほかからも移住しながら来ていただくことを願っておりますので、またそれについては起業家支援を中心にしっかりと応援させていただくということでもありますので、以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 町長の御答弁にもありましたように、この人口減少問題については、なかなか特効薬といいますか、それが無いのは私も十二分に承知をしております。

ただ、先ほどマスコミで報じられた数字を挙げさせていただいたのは、いろいろな要因があると思いますけれども、本別町がちょっと残念な結果になって非常に多かったということでございます。これは、生まれる方が50人、亡くなる方が120人で70人の自然減ではなくて180人ということは、110人ほど転出しているということになるかと思います。

これらのことがありますものですから、地元で先ほどの農業関連の御質問、私の前段での藤田議員の質問、答弁もありましたように、いろいろなことがこれから想定されます。町長おっしゃるように商工会の方々とか、JAの方々と協議すると。ただ、何もないのに協議にならんべ、というようなお話が今ありましたけれども、すばらしい能力ある担当の方々が行政職員におられますので、そういうプロジェクトみたいなのをつくった中で、これから空き店舗の解消に向けてどうする、これから例えば直売店云々の誰か希望がないのにそれはできないのではないかとということではなくて、そういうのもいろいろ、同じ職員の、JAの職員の方々だとか、商工会の関係、特に若い方々との関連も当然、あろうと思いますので、その辺で情報をお互い共有した中で、この町をどうする、こうするという部分が必要ではないかというふうに思っているも

のでございます。

また、これもマスコミの話でございますけれども、国税庁が発表している路線価の関係でございます。これも余り下落率がどうのこうのということで載ってございましたが、本別の路線価が結構下がったという内容でございますけれども、この路線価の評価はイコール固定資産税の課税評価額の算定に結びつくのかつかないのか。

なぜこういうことを聞くかといいますと、もし何年か、1年後ぐらいにその評価する額がある程度確定できるということになれば、当然、今より路線価が下がっているということになりますと、その率に乗るとは思いませんが下がってくるということになれば、企業を呼び込むときにも固定資産税も相当安く対応できますよというような話の持っていく方もなるものですから、細かいことかもしれませんが、そういう逆手に取るとか、そういう発想も私は極めて重要ではないかと思しますので、この辺のお考え方をお伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、起業をしていただくとかというのは非常にやはり大事なことで、今、質問にありましたように全体的に十勝管内では人口減少多いですね。時期によっては農大の出入りなどありますから、ぐっと減ったり、またぐっと戻るとか、戻ってきたら報道されないけれども、減ったところは特出するということもあるのですけれども、ただ、本当に今、御質問ありましたように、亡くなる方、生まれる方が本当に15年その前だったら大体、一緒だったのですが、ここもぐっと下がって行って、倍以上ですね、でもそういう人口減でありながらね、やはりこれは官公庁だとか、それから農業もちろんあるのだけれども、でもやはり午前中も言いましたけれども、自治会長さん方、本当にたくさん来ていただきましたが、例えばもともと自治会長さん、例えば営林署のOBの人が多いですよ、ね、郵便局のOBの人も多い、農協の人も多いとか、そういう職場単位で結構、協力してもらっている人が多いです。自治会が活性化してきたのですけど、そういう人が本当に少なくなっています。やはりこれは銀河線の廃止の影響もあるし、それに伴って学校の間口の減だとか、いろいろな理由たくさんあるのだけれども、そういうのを社会現象でいえば非常にやはり厳しい状況になってきているのはもちろんです。

でも、総体的な人口から見たらそうでもないけれども、やはり減り方というのは今、人口ビジョン、戦略をつくっているのですけれども、人口問題研究所では30年たったら3,000人とか、こう言っているのですけれども、今、御質問にいただいている例えば1年に1組でも2組でも例えば移住だとか、定住してもらえれば、家族3人から4人となれば、10年たったら何十人になりますよね、これ、人口のパーセントって非常に大きいのです。何パーセントにもなるのですね。だから、こういうことも本当に質問にあったように、小さいかもしれない、少ないかもしれないけれども、そこを地道に積み上げて広げていくというのが本当に大事なことで、今、そのよ

うな戦略を今、つくりながら国に総合戦略の要望を出そうとしているのですけれども、そのためにはどういうことをしなければならないことというのは、やはりもちろん起業家もそうですし、また子育ての支援もそうですし、総合計画トータルなまちづくりをしていかなければならないということですから、その辺も含めてしっかりと人口の減少を少しでも食い止めたいと。

また、今、お話のありました高校間口もそうですけれども、学びのところとか、今あるものが最低限、何とか継続、持続していかなければ、どこか一区画崩れたら、それに関連して大きく崩れていくということになりますので、何とかしてそこら辺も含めてバランスよく頑張っていかなければならないと思っています。

路線価、御質問のとおりで、この路線価というのは本町の経済のバロメーターでしたから、必ずこの路線出ると本別の駅前が出るのです、もちろん、ずっと。だけど、やはり私、地権者でないから勝手に言うんだけど、やはり本別高いなと思ったのです。

今は別ですけれども、今までは長い歴史の中では借家を持たれてる人、アパート、マンション、やはり家賃に跳ね返るのですね。そうなると、なかなか、そしてまた住宅を新しく建てたいから土地購入となると、本別高いね、帯広と変わらない、音更と変わらないよねということが話題になって、向こうのほうが安かったよなんていう話になって本別に勤務した人が何人か建てたとか、そんなこともあって、非常に悔しい思いをしているのですけれども、でもそれが、路線価が下がって喜ぶということになると、またそれもちよっと力がないのなど、複雑な心境なのですけれども、その路線価がどのような影響になっていくかというのは担当のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 2点目の国税庁が発表いたしました路線価、9.1パーセント下落ということですのでけれども、これにつきましては道内に30税務署管内がありまして、そのうち十勝池田税務署管内の最高路線が本別町北3丁目ということで、この地点の路線価が昨年2万2,000円だったのが9.1パーセント下回って2万円になったということで、この30税務所管内では一番の下落率だったということで報じられております。

この国税局が発表します路線価というのは、相続税ですとか、贈与税の算定基準となる土地評価額となっております。

一方、市町村の固定資産の評価というのは、この国税庁の路線価とはまた別のもので、市町村の固定資産については総務大臣が定めました固定資産評価基準に基づいて行われます。この価格をもとに課税標準を算定することとしております。

町内には路線価、固定資産税という路線価435路線がありまして、平成26年度と平成27年度を比較しますと、平成27年度は前年比2.84パーセントの実質の減なのですけれども、この部分については急激な上昇、下落も負担調整措置というのが

ありまして、先ほど2.84と申しましたけれども、この負担調整によりまして前年比2.72%の下落となっております。

当然、この路線価下落しておりますので、固定資産税のほうにも影響はしてきますけれども、その他の部分もありますので、一概にこれで全部下がるとは言い切れない部分があります。

○議長（方川一郎君） 砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 若干、補足をさせていただきます。

議員御承知のとおり、固定資産税の評価額というのは鑑定価格で今やっておりますから、国税の路線価も鑑定価格ということで、鑑定する人は違いますが、その地価が下がっているとなれば当然、相続税も下がってくるし、固定資産の鑑定価格が下がってくるという要因になると考えています。

以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 非常に担当課長からも、副町長からも税金の関係まで細かくいただき。

私が言わんとすることは、町長の答弁にもありましたとおり、余りマイナスイメージがどうのこうのということではなくて、本別町に来ていただいてもこれなりの店舗もありますし、こういうことも可能ですよと、今までが余りにも高かったというのは私も行政職員でいましたので、それは認識してございます。

ですが、これから道東道の開通、延伸も来年の年度末までありますものですから、それらをいい方向でのコマーシャルをしていくべきではないかということからお尋ねしたわけでございます。答弁いただいたことには感謝申し上げます。

それと、結びになりますが、1点だけ確認させていただきたいのですが、町長のほうから本当に人口減というのは、本当に3人、5人から、一つの家族が来ていただいてふやしていくと、歯どめをかけていくというのは基本だと思います。

それで、これでどうのこうのことはございませんけれども、今介護サービスの適用する部分で、住所地特例で本別町から介護サービスの料金を払っている方が何名かおられると思います。その辺を把握している数字をお知らせいただきたいのと、非常に私もいろいろ聞いて、町民の方から聞き及んでいるのですが、2点目といたしましては本別に仕事で来ている方々が結構な数いると。

ただ、帯広近郊から通って1時間ぐらいかけて通ってきてございますので、その方々に空いている住宅をリフォームかけて、公の住宅で民間の方々のアパート経営とかもありますものですから、一概には言いませんけれども、それらのことも検討していくべきではないかというふうに考えてございます。

それと、最後1点だけ確認いたしますけれども、本別町役場にお勤めの方で、町外から通っておられる方は今現在、何人おられるのか、それを確認させていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 住所地特例のやつは今、担当のほう調べていますからちょっとお待ちください。

この事業所で帯広方面から通っている人、特にふえたのは銀河線が廃止になってふえたのです。何人も私どもが目につくのはやはり子供さんを高校に入れるのに、特に女の子のお子さんを持っている親方は、例えば家族、中にはおばあちゃんたちと暮らしていた人も子供通えないから帯広近郊に住宅借りなさいと、借りているうちにどこか建てなさいとなっている人、結構多いのです。

それで転勤に合わせて行った人も結構いるのですけれども、今、逆に帯広周辺からこっちの本別の事業所に通っている方が何人もいるのです。それはなるべく早くこっちおいでよと言っているのだけれども、子供卒業したら来れるでしょうと言っているのですけれども、なかなか、戻ってきてくれた人もいるのですが。

そのほか事業所、例えば大きなたくさん雇用している人、また運送会社だとかたくさんありますけれども、建設もそうですけれども、特に運送会社の方というのは平均して通年雇用ですから、できる限り社長さんに気遣っていただいて、ちょこちょこ連絡もらうのは、公営住宅入れないか、空き家ないかいというのは言っていただきます。それで、かなり気を使って本別町に住むと、事業主さん自体が本別町に事業所あるのだから本別に住まなければだめだよということを職員の皆さんによく説明したり、理解いただけるようにしていただいていると、非常に私ども嬉しく思っているのですが、そういう努力、非常にやっています。

答えるように、その住宅の整備など含めて、しっかりしていかなければならないなというふうに思っています。また、介護など含めて外から通っている方も何人もいますし、社協だとかいましたから、なるべく低家賃で入れるようなところを議会にもお諮りしていただいて、もとの保健所住宅を改修して、住んでいただいたりしていますが、今、職員で看護師の方、一部、どうしても技術で通っている人いますけれども、今、事務方で通っているというのは2名かな、確か。事務方は2名ですね。

一時は結構いました、結構って何人かいましたけれども、私が町長にならしていただいてから、採用条件は本別に住むことを第一の採用条件とさせていただきますから、そこはよほどの理由があれば別ですけれども、当然、本別町に働いて、本別町のまちづくりするのに、よほど事情があつて外から通うのは仕方ないですけれども、住まなければそれは町民の皆さんと一緒に仕事なんかできるものではありませんから、そういう町民の皆さんに雇われるというか、本別町の職員になっているのですから、それは住むことは当たり前だということを含めて、そういう採用状況でありますから、今のところそういうようなことでやっています。

あわせて、ちょっと離れますけれども、今、町村、みんなそうですけれども、特に学校の先生方も特に住宅が立派でないかもしれないけれども、ちゃんと宿舍は用意し

て、こうやって町村みんな努力しているのですから、ぜひ子供たちと一緒に空気を吸ったり、星空見たり、一緒に感性、子供ができるようなところでぜひ住んで、教育をしていただけないでしょうかと、そんな話もしています。

もっと厳しく言えば通勤するような先生要らないよというようなことも言う、そういう人達も出てきたりして、本当に今、その地方創生があるという意味だけではなくて、やはり基本的にはその町に住んで、そこで一緒に働いて、一緒に暮らすということが基本だというふうに思いますので、私どもも住民の皆さんそういうお願いをする立場でありますから、一層また自分たちも、職員も含めてそういう部分の緊張感持ちながら努力させていただきたいなと思っております。

住所地特例の部分については、担当のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君） ただいま大住議員のほうからありました、住所地特例の人数なのですが、ちょっと今、手元に特別養護老人ホーム、養護老人ホームに入所されている方の7月末現在の7名という人数はございますけれども、その他の部分もございますので、はっきりした数字がわかり次第お知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 突然の住所地特例の質問であつたと思いますが、介護サービスの住所を移してもなお、本別町の持ち分をその市なり町に、その施設のあるところにお支払いしているということでございますので、できることであればそういう方々が本別に残りたいということであれば解消されるという部分で、町民の皆さんも御心配しているものですから、あえて質問したということでございます。数字がわかり次第、定例会開会中にでもお知らせいただいても結構です。今は7名ということの確認ですね。

それと、町長のほうから教員の関係まで御答弁いただきました。この件に関してはまた、いろいろな予算、決算のときにも御質問できることと思いますので、この辺にとどめておきたいと思いますが、最後、その旨、考え方だけお聞きしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 高齢者の方々もその施設を希望してもなかなか空きがない含めて、本当に御苦労していろいろな相談しながら入所できる場所を探して、行っているのも事実なのです。それで住所特例というのが出ているのですけれども、これは本当に障がい者もそうですし、高齢者もそうですし、ここにそういうサービスがない、だからほかに行かなければならないと思うのですけれども、障がい者も含めて、前からお話ししておりますが、できれば障がい者も含めて、高齢者も含めて、できるだけやはり住みなれた本別でずっと住み続ける、もっと言えば最期まで本別町でずっと

暮らしていけると、そういうような環境、1人でも多くの人に来ていただけるようなものを含めてしっかりとまちづくりをしていきたいと思います。

以上です。

○4番（大住啓一君） 終わります。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時53分）

平成 27 年本別町議会第 3 回定例会会議録（第 3 号）

平成 27 年 9 月 17 日（木曜日） 午前 10 時 00 分開議

○議事日程

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 56 号	平成 27 年度本別町一般会計補正予算（第 6 回）について
日程第 3	議案第 57 号	平成 27 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 4	議案第 58 号	平成 27 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 5	議案第 59 号	平成 27 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 6	議案第 60 号	平成 27 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 7	議案第 61 号	本別町特別用途地区内建築物の制限に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 62 号	本別町消防団の設置等に関する条例の制定について
日程第 9	議案第 63 号	本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の制定について
日程第 10	議案第 64 号	本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例の制定について
日程第 11	議案第 65 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 12	議案第 66 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 13	議案第 67 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 14	認定第 1 号	平成 26 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について

○会議に付した事件

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 56 号	平成 27 年度本別町一般会計補正予算（第 6 回）について
日程第 3	議案第 57 号	平成 27 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 4	議案第 58 号	平成 27 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1回）について

日程第 5	議案第 59 号	平成 27 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 6	議案第 60 号	平成 27 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 7	議案第 61 号	本別町特別用途地区内建築物の制限に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 62 号	本別町消防団の設置等に関する条例の制定について
日程第 9	議案第 63 号	本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の制定について
日程第 10	議案第 64 号	本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例の制定について
日程第 11	議案第 65 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 12	議案第 66 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 13	議案第 67 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 14	認定第 1 号	平成 26 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（12名）

議長	12 番	方 川 一 郎 君	副議長	11 番	林 武 君
	1 番	矢 部 隆 之 君		2 番	藤 田 直 美 君
	3 番	篠 原 義 彦 君		4 番	大 住 啓 一 君
	5 番	山 西 二 三 夫 君		6 番	黒 山 久 男 君
	7 番	小 笠 原 良 美 君		8 番	方 川 英 一 君
	9 番	高 橋 利 勝 君		10 番	阿 保 静 夫 君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	吉 井 勝 彦 君	総 務 課 長	大和田 収 君
農 林 課 長	工 藤 朗 君	保 健 福 祉 課 長	村 本 信 幸 君
地域包括支援センター所長	飯 山 明 美 君	住 民 課 長	千 葉 輝 男 君
子ども未来課長	大 橋 堅 次 君	建 設 水 道 課 長	能 祖 豊 君
企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也 君	老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美 君

国保病院事務長	毛 利 俊 夫 君	総務課主幹	小 坂 祐 司 君
建設水道課長補佐	高 橋 優 君	総務課主査	長 屋 聖 子 君
教 育 長	中 野 博 文 君	教 育 次 長	佐々木 基 裕 君
社 会 教 育 課 長	菊 地 敦 君	学校給食共同調理場所長	久 保 良 一 君
農委事務局長	郡 弘 幸 君	代表監査委員	畑 山 一 洋 君
選管事務局長	大和田 収 君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷺 巢 正 樹 君	総務担当主査	松 本 恵 君
総務担当副主査	塚 谷 直 人 君		

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第 1 諸般の報告を行います。

報告第 13 号平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 報告第 13 号平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告いたします。

次のページをお開きください。

1、健全化判断比率。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字となっており該当はありません。実質公債費比率 10.2 パーセント、将来負担比率 14.8 パーセント。参考といたしまして、早期健全化基準として、実質赤字比率 15.0 パーセント、連結実質赤字比率 20.0 パーセント、実質公債費比率 25.0 パーセント、将来負担比率 350.0 パーセント。財政再生基準といたしましては、実質赤字比率 20.0 パーセント、連結実質赤字比率 30.0 パーセント、実質公債費比率 35.0 パーセントでありまして、健全化判断比率のうちいずれかが基準以上の場合には、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません。本町はすべて基準以下であります。

次の 2、資金不足比率ですが、水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計のいずれも資金不足額は生じておらず、該当はありません。参考といたしまして、経営健全化基準の資金不足比率は 20.0 パーセントであり、全会計とも基準以下であります。

以上、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

◎日程第 2 議案第 56 号

○議長（方川一郎君） 日程第 2 議案第 56 号平成 27 年度本別町一般会計補正予

算（第６回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第５６号平成２７年度本別町一般会計補正予算（第６回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、旧仙美里中学校利活用公募関連事業、旧営林署跡地南広場利活用関連事業、地域プレミアム付商品券追加発行支援事業、住宅改修助成事業、栄町団地建替事業及び教育委員会用車両購入事業の追加、諸統計調査事業の確定による調整、自立支援給付事業等の扶助費の増額などが主な内容であります。

予算書の１ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７，５３９万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６３億３，０８７万４，０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明を申し上げます。

１１ページ、１２ページをお開きください。

２、歳出でございますが、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費１１節需用費中、修繕料２４９万５，０００円の補正は、役場庁舎動力制御盤装置の老朽化に伴う修繕及び地下排水ポンプ電線の劣化に伴う修繕を行うものであります。

次の８目企画費９節旅費中、１０万２，０００円、次の１１節需用費修繕料中、１０万８，０００円、次の１２節役務費中、広告料１０万８，０００円、手数料５０万円、企業情報サービス１３万円の補正は、いずれも旧仙美里中学校跡地利活用公募関連事業に係るものであります。

次の１３節委託料中、南広場地形調査及び子ども未来ゾーン開発行為申請書作成６４８万円の補正は、南広場利活用関連事業といたしまして、南広場敷地全体の地形測量及び子ども未来ゾーンの開発行為申請書作成に伴うものであります。

その下、用地確定測量３００万円の補正は、旧仙美里中学校利活用公募関連事業といたしまして、用地確定測量を行うものであります。

次の１７目諸費１９節負担金補助及び交付金２５０万円の補正は、本別町自治会連合会に補助をし、アルミテント６張、テーブル８台、椅子４００脚を購入するもので、自治会活動及び町内の各種イベント等に使用するもので、全額コミュニティ助成事業助成金となります。

次のページをお願いいたします。

３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費２０節扶助費４９８万３，０００円の補正は、就労移行支援サービスの利用期間延長によるもの。

次の２３節償還金利子及び割引料３９３万７，０００円の補正は、障害者自立支援給

付負担金等、実績にもとづき精算するものであります。

次の4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費11節需用費25万1,000円の補正は、循環バス運行路線見直しによるものであります。

その下、19節負担金補助及び交付金15万円の補正は、不妊治療費助成事業費として、対象者の増によるものであります。

次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金中、青年就農給付金450万円の補正は、補助対象者の増によるもの、次の経営体育成支援事業176万1,000円の補正は、事業採択のため増によるもの、その下、6次産業化ネットワークづくり支援事業21万8,000円の補正は、農業者6次産業化による新商品開発、販路開拓事業の追加によるものであります。一番下段の、7款1項商工費2目商工業振興費19節負担金補助及び交付金1,332万円の補正は、本別町商工会へ補助をし、いきいき商品券事業としてプレミアム商品券を発行するもので、助成率20パーセントの上乗せ分1,200万円と事務費132万円とする内容であります。なお、全額北海道からの補助金となります。

次のページをお願いいたします。

次のページ中段、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費19節負担金補助及び交付金620万円の補正は、6月にも増額補正をさせていただきましたが、住宅リフォーム申請者の増によるものであります。

次の2目公営住宅建設費15節工事請負費1,641万9,000円の補正は、補助事業の追加要望が採択されたため、別紙の予算説明資料1ページをお願いいたします。

栄町団地公営住宅整備事業ですが、右側、補正事業説明の欄は、栄町団地5棟18戸及び集会場787.68平方メートルの解体工事で、事業費1,641万9,000円であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は1,641万9,000円で、国庫支出金797万3,000円、地方債790万円、一般財源は54万6,000円であります。

予算書にお戻りください。

予算書18ページの下段をお願いいたします。

9款1項消防費1目消防事務処理費19節負担金補助及び交付金296万6,000円の補正は、とかち広域消防事務組合へ支出するもので、来年4月1日運用開始に向け、消防活動服等の被服費、公印、財務会計システム等を整備するためであります。

1番下の10款教育費1項教育総務費2目事務局費18節備品購入費256万8,000円の補正は、平成6年から使用しております公用車が故障したため、7人乗りミニバンに更新するものであります。

次に5ページ、6ページにお戻り下さい。

1、歳入ですが、10款1項1目1節地方交付税1,599万2,000円は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

次の14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金249万1,000円の増額は、歳出で説明いたしました就労移行支援サービス利用期間延長による負担金であります。

次の2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金1,000万円の増額補正は、地方創生事業に係る地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金であります。

次の2目民生費国庫補助金2節老人福祉費補助金137万6,000円の増額補正は、低所得高齢者住まい・生活支援モデル事業補助金内示による増であります。

2段下の5目土木費国庫補助金2節住宅費補助金797万3,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました栄町団地の建物解体事業による補助金であります。

次の15款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金1節総務費補助金1,332万円は、歳出で説明いたしましたプレミアム付商品券発行事業に対する補助金であります。

次のページの1番上にあります、4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金647万9,000円の補正は、これも歳出で説明いたしました、強い農業づくり事業、青年就農給付金事業、6次産業化ネットワークづくり支援事業に対する補助金であります。

次のページをお願いいたします。

次のページ、20款諸収入5項1目7節雑入中スポーツ振興くじ助成金362万円の減額は、交付額内定のため、次のコミュニティ助成事業250万円の増額補正は、歳出で説明いたしました本別町自治会連合会に対する助成金であります。

歳入を終わらせていただきまして、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正であります。1、変更。これは、事業量、事業費の変更等により限度額を変更する内容であります。

起債の目的。

辺地対策事業、限度額3,030万円を2,870万円に、過疎対策事業、限度額2億4,280万円を2億5,370万円に、公営住宅建設事業、限度額4,810万円を5,600万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成27年度本別町一般会計補正予算（第6回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 1点お伺いをしたいと思います。

ページでいきますと、歳出の11ページ、12ページの関係でございますけれども、

8目の企画費の中の13委託料、948万円ということで補正を見ておりますけれども、これにつきましては南広場の地形の測量、開発行為の申請ということで補正を組んでおりますけれども、これにつきましてはですね、私ども議員に対して、確か今月の8日でしたか、議員協議会の中で営林署跡地の利活用について、認定こども園の関係で、利活用していきたいという説明が、計画段階でございますけれども、ありました。ここの営林署跡地の利活用につきましてはですね、町民も前から関心を持っております、町民懇談会等でも話も出ておりました。今回、説明の中では、計画段階ではございますけど、6ブロックに分けて、その中に認定こども園何かも計画してるよという、我々に対する説明がありましたけれども、これらにつきましては、先ほど言ったように、町民も非常に関心を持ってる場所ということで、有効利活用についてもですね、もう少し住民、町民に対する周知といいますか、こういったことを考えているんだよということも含めてですね、皆さんにもうちちょっと意見ももらうのも大事ですけれども、こういった町民の考えもあるのかということも含めてですね、今後こういった部分についてですね、やられたほうが良いのかなということで、町側のちょっと考え方をお伺いをしたいわけなんですけれども。よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 矢部議員の御質問にお答えいたします。

営林署苗畑跡地の利活用につきましては、議員協議会の中で御説明申し上げましたけれども、基本的には喫緊の課題等もありまして、全体で約6ヘクタールの用地の中で、ある程度今後ゾーン分けをしながら、あるいは素案としてたたき台をつくりながらですね、利活用の検討をしていくのが望ましいということで、町内検討会議の中でも議論しております。基本的には今、喫緊の課題であります、子ども未来ゾーンについては、一定の方向性が出ておりますけれども、残りの部分につきましては、あくまでも構想、素案段階でございます、御説明申し上げましたとおり、今後はですね、残った土地、広く利活用の方法、あるいは方向性についてはですね、広く御意見等伺いながらですね、決定してまいりたいと思っておりますので。あくまでもゾーン段階については、全然予約的なものでもなく、あるいは優先的なものを持つものでもなくですね、あくまでも今後の議論のたたき台として考えていくということでございますので、御指摘受けましたとおり、今後、残りの部分についてはですね、広くいろいろな意見を受けながらですね、利活用への検討に進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それから町民周知の関係でございますけれども、いずれにいたしましても、子ども未来ゾーンの利活用の部分は今後明確になっていくわけですから、その部分はお知らせすることとしまして、また残りの部分についてはですね、今後当然、当面は残った土地については、これまでと同様、南広場として、用地として、また芝生広場として使っていただくということになりますので、今後そういったいろいろな利活用が出てく

る段階、あるいは必要であればその前段階ですね、適切なお知らせ等をしていくように考えております。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） ただいまの質問事項と同じ部分で、12ページの企画費の委託料でございます。この中で、2項目なっております。1点目は今、矢部議員からありました。2点目の部分は300万円の用地確定ということでございます。

順を追って質問いたしますけれども、南広場の開発行為の申請の部分でございます。これは先ほど矢部議員にも質問ありましたとおり、過日の議員協議会で南広場のイメージ図というのを提示されております。これはあくまでイメージ図ということで、質疑もなく、説明だけということで済んでおりますが、開発行為を行うということになりますと、約6ヘクタール、今企画振興課長も申しとおりましたように、その中で6区画なり5区画分けて、また道路もつけるというような内容でございます。これは開発行為という行為は、行政が行う行為といたしましては、これ当然、北海道のほうにまで上がっていくというふうに認識してございます。それを、例えば福祉ゾーンに何、例えば産業振興ゾーンに何、という道路の幅員に幅が何ぼというようなことで、全部上がっていくこととなっております。それらを、たたき台という一言だけで町民の皆さんに説明していくというのは、ちょっと乱暴なやり方でないかと私は思っているところでございます。

したがいまして、今回開発行為の申請ということでなくて、このイメージ図を若干アレンジしたプランニングを立てた中で、町民の皆さんに説明をし、その結果を我々議員にも説明していただいて、そのあとに開発行為を申請していくというのが筋でないかというふうに考えております。

したがいまして、今回開発行為をするということ、これについての648万円の計上でございますが、この分については全く私は必要ないのではないかというふうに考えております。

それと、先ほど申しました2点目の用地確定測量でございます。これ300万円ということで、旧仙美里中学校の部分ということで、総務課長のほうから説明がありました。300万円の用地確定をするということは、当然今は学校の教育財産ということになっているかと思いますが、グラウンドも校舎の建っている部分、体育館の建っている部分、要するに財産分けでいきますと、教育財産になっている部分を確定し、いろいろな要望に応じていくということだと思っております。その部分については、内容の確認ということで質問をしたいと思っております。以上です。

○議長（方川一郎君） 能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖豊君） 大住議員の開発行為の関係の部分について、私のほうからお答えをさせていただきます。

開発行為につきましては、全体の部分ではございませんで、あくまでも6分の1の、

約 1 ヘクタールの分の開発行為の申請ということでございます。ただ、測量につきましては、道路ですとか、真ん中に道路が当然つくようになりますので、そういう高さの測量をしなければ、この子ども未来ゾーンですか、その部分の整地の高さがわからないので、全体的な測量をして、開発行為の部分につきましては、その 6 分の 1 の約 1 ヘクタールの部分ということでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 仙中跡地利用に係ります用地確定測量の件でございますけども、地域の皆さんといろいろこの間利活用について協議してまいりましたけども、公募による方法が望ましいのではということの一定の方向性の中で、公募によりますと、当然貸し付けあるいは譲渡だとかということも方向性として考えられます。これまで先進事例等、いろいろと調べた中で、当然借りる方、あるいは買おうと思われる方にとっては、やっぱり用地の関係というのは明確にしておいたほうがいいということをおっしゃっておりまして。例えば今回でいうと学校敷地の用地類の関係、あるいは校舎は使うけども教員住宅は必要ないだとか、あるいは教員住宅だけ使いたいだとか、いろいろなケースがあるかと思います。その中で例えば住宅の分、校舎の分、あるいはグラウンドの分の中で、もちろん総体もそうなのですが、その中で分筆等も想定されるということで、まずはきちんと全体の中の敷地を明確にしながら、あるいは今後いろいろな要望に応えられるようにですね、そういった部分を明確にするという費用になってございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4 番（大住啓一君） 1 回目の答弁をいただきました。

建設水道課長から細かく開発行為のルールについてはお聞きしました。そのとおりだと思っております。子ども未来ゾーンの約 1 ヘクタール、この部分だけで開発行為をするということで、道路をつける部分については高さの表示がなければできないという御説明でございましたが、それであれば道路の部分だとか、そういう部分は例えば後ろの福祉ゾーンだとか、ありますね、これらについての町民の皆さんに対する説明は、担当部局としてどのように考えているのか。今、議員協議会でこういうイメージ図を提示されていて、子ども未来ゾーンの開発行為を行う。ましてや高さを測量した中で道路もつけていくとなれば、奥のほうと申しますか福祉ゾーンと称する部分、地域生活活性化ゾーン等々についても、道路ができあがった段階で建物も建てていけるとか、いろいろな部分が建築基準法上もクリアされてきます。その辺のことを考えた中で開発行為ということで私はないかと思っておりますし、将来のことを考えますと約 6 ヘクタールの土地を有効に使うとなれば、そのぐらいのことを考えてやるのが私は正解だと思いますが。ただこの時期に、子ども未来ゾーン 1 ヘクタールの部分を開発行為をしたいので、ほかの部分もということになれば、説明がまだ整っていない段階での開発行為を進めるということに対して、異議を言ってるのであって。その

辺の見解をきちっとした形でお示しをいただきたいということでございます。

それと、もう1点の仙美里中学校の関係でございますが、教育財産になっていると思いますが、その辺も再度確認いたしますけれども、今、企画振興課長のお話では教員住宅、当然グラウンドの分、校舎の分、体育館の部分とございますけれども、分筆をしてということでございますけれども、その辺を今の考え方で学校関係とも、学校といいますか教育委員会関係とも協議はしてるとございますけれども、それをどういふふうな形で分割して、分筆して、例えば公募してきた中で対応するという考え方もあると思いますが、その辺は地域の方々も入った中で協議をしていることでございますか。今回、税金を使った中で300万円を用地確定測量して分筆まで行うということでございますから、当然その部分は協議済みだと思っておりますけれども、その辺の見解をお尋ねいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 最初の、開発行為の関係でございますけれども、最初に私、矢部議員の御質問にお答えしたとおり、基本的には喫緊の課題であります子ども未来ゾーンにつきまして、そういった部分の整備の必要性があるということで、当然6ヘクタールのうちということで、残りの部分については、あくまでも重ねてのお話になりますけれども、明確に言えることは、残りの部分については、あくまでも想定たたき台ということになりますので、大住議員が言われているのは明確なビジョンであるならば示してということをおっしゃられておりますけれども、ただ今後一定土地利用を図っていく上ではですね、同じことの繰り返しになりますけれども、全く予約しているものでもなく、優先的にそこを決定づけたものでもなくですね、残りの約5ヘクタールぐらいにはなりますけれども、また当面、緑地として活用しながら、またいろいろな行政課題、あるいは住民の方の行政ニーズ等が出てまいろうと思っておりますが、そのときにまた改めて規模ですとか、あるいはそのゾーンがいろいろと流動的な部分になる可能性もありますので、本当は明確にきちっと全てが固まった段階でというのも考え方としてはあるかと思うのですが、現段階で喫緊の課題に対応する今回の措置だということで御理解いただければと思います。

それから仙美里地区の仙中の跡地の関係でございますけれども、基本的には公募してみていますね、当然いろいろなニーズが出てくる、あるいは借りるだとか譲渡というところもまだわからない部分もございまして、いずれにしてもまず用地が今のところ学校敷地としてですね、明確になっていない部分もありますので、だいたい公募、下見に来る方については、どこまで使えるのかと、それから教員住宅や何かについてはどうなのかと、あるいは先ほど言いました先進の事例でいきますと、この部分はあるけどこっちはいらないだとか、いろんな想定がありますので、そういった部分に対応するという事になってございます。

また、地域の方の理解度ということでございますけれども、この間いろいろな利活用

の検討をしてきた中で、なかなか具体策につながってきてないというのもありまして、できればやっぱり仙美里中学校跡地を何とか地域の活性化のために使ってほしいというこの要望の中で、公募によって広く利用策を募ってみましょうということの中で前段の準備作業ということになりますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 担当の課長のお話では理解をしていただきたいと、その1点だけ言われても、私どもも議会の一員といたしまして、なかなか理解しがたい部分があります。それは、まだ決まっていない、たたき台だという部分で640万円の税金を投入して良いのか悪いのか。

それと仙美里中学校の関係については、いろいろな公募をしていくということで300万円の用地確定をすると、これはある程度、地域の方々と連絡を密にしながらやっていくということでは、ある意味理解はいたします。ただ前段の南広場、俗に言う営林署跡地についての、たたき台を今したいので開発行為をすると。当然、道路もつけなきゃならない、そしたら当然奥のほうにある福祉ゾーンと称する部分についても、約1ヘクタールぐらいになると思いますけれども、その部分についても、道路をつかって開発行為をしていった段階で、いつでも建築基準法上は建物を建てていけるとなったときに、町民の皆さんとの話しもしないまま、なし崩し的にいくことを心配するものですから、ある程度机上プランをきちっと立てた中で、私どもに示していただきました、先ほど来から言っておりますけれども、イメージゾーンというのを作ってあるのであれば、こういう中で町民の皆さんに説明していくべきであり、また我々に説明をしていただくのを、町民の皆さんの説明のあとでも構いませんけれども、していただくべきだと思いますし、その部分で開発行為を、法的に決まった行為をした後に皆さんに説明を求めるとするのは、たたき台としてはちょっといかがかと思いますし、考え方として順番が違うのではないかと思いますので、私はこの640万円の金の使い方については賛成しかねる部分での質問をさせていただいているということですので、納得のいく御答弁ができるのであればしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

基本的には6ヘクタールを、きちっと計画をつくってですね、お示しをするというのが一番わかりやすい。しかしながら計画をつくる時期的な問題としては、やはり紳士協定の関係があって、7年以上経過しないと、もう違う用途で使いますよという計画が立てられない。そういう中で約7年が経過したということで、計画に着手をしたところですけども、その中で緊急課題の部分が出てきたと。それは御存知のように、27年4月からこども園を中心とした子育て3法の施設整備の課題が出てきたという

のが1つでございます。したがって、検討委員会の中でも内部でいろいろ議論はしますけども、6ヘクタール全部きちっとした施設の貼りつけ含めてですね、計画をつくるというのは時間がかかるだろうし、御指摘のとおり、やはり町民の御意見も聞く必要あるだろうと考えております。その中で、じゃあどうするのかという部分でございますけども、私どもが考えてるのは、こども園の大筋合意もできまして、29年4月にスタートさせたいという分がございますから、それを逆算していきますと、まずこども園の部分の約1ヘクタール未満の所を先に開発行為に着手したいと。あと残った約5ヘクタールについては、これからいろんな団体とかですね、スポーツ団体いろいろありますから、その意見をもう少し吸い上げて固めていきたいと。その中でパブリックコメント含めて、こども園の部分については緊急性がありますので整備しますけども、そのほかの開発行為云々については、一度きちっとした6ヘクタールの計画をですね、お示しをしたいと考えておりまして、このままなし崩しにずるずるというふうには全く考えておりませんので、その辺を御理解をいただきたいと思います。

それからこども園の住民説明会かなりやっておりますけども、やはりお母さん方はですね、どこかで問題になりましたけれども、やっぱり利便性を考えてほしいと、子どもの通う施設ですから。そういうことで、いろいろ考えると誰が見てもやはりあそこの土地を利用してほしいという、そういう思いというのがかなり説明会の中でも確認をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 2点についてお聞きしたいと思います。

まず12ページのですね、自治会連合会の補助金ということで、事業が決定してですね、確かワンタッチのアルミテントと椅子というふうに聞いているのですが、もう一度数を、まず1点目お伺いしたいと思います。

それとですね、今の説明では自治会連合会の活動に使うということでしたが、これはそれぞれの自治会に貸し出しをするということになるのかということと、そしてその貸し出しはあくまでも自治会の活動だけに限るのか、それとですね、自治会連合会の主管は総務課になりますけど、このテントと椅子というのはどこで保管をして、貸し出しをするのかについて、お伺いをしたいと思います。

それと2点目が次の14ページのですね、社会福祉総務費の扶助費で、障がい者の就労支援の期間を延長するということで補正になっていきますけども、就労支援というのは大変大事なことでありますけども、この経過というんですかね、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） まず1点目の自治会連合部に対する補助金の関係です。

まずワンタッチ式のアルミテント6張り、折り畳みテーブル8台、丸椅子400脚

を購入する予定をしております。一応、自治会連合会を今回窓口としておりますが、当然各自治会のイベント等にも使ってもらえますし、合わせて、本町大きなイベントがたくさんありますので、そちらのほうにも使うようにしたいと思います。管理方法については、これから観光協会ともお話しをしながら進めていきたいと思ひますし、皆さんが自由に使えるような形で取り組んでいきたいと思ひております。以上です。

○議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君） ただいま御質問にありました、就労移行支援サービスの関係ですけれども、この就労移行支援サービスにつきましては、一般就労に必要な知識、能力を養いながら就労の道を目指す、そういったサービスになりますけれども、このサービスの支給期間、基本2年間になってございます。それで、お2人対象になっているのですが、帯広と美唄の施設を御利用されておまして、この2年間、そういったサービスを受けながら、必要な訓練等行ってきまして、当初は一般就労ができるのではないかとということで、お話があったのですけれども、最終的にもう少し期間を延ばして、そして確実にそういった就労移行に向けれるように、サービスを延長したいという申し出がございました。基本的にはサービス期間2年なのですが、そういった申し出がありましたら審査会の意見を聞いて、市町村で1年間延長できることになっておりますので、今回それにもとづきまして期間を延長させていただきました。以上です。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 1点目の御質問の保管場所等についてですが、保管場所につきましては共栄の文書庫を予定をしております。

貸し出しにつきましては、現在のところ総務課を予定をしておりますが、今後ほかの課とも検討していきたいと思ひますし、要望があればすぐ対応できるような体制を取ってきたいと思ひております。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 16ページの下段、商工費の中の補助金、いきいき商品券の発行に対する補助金1,332万円について、お尋ねをしたいと思います。これにつきましては春にもプレミアム商品券の発行をしておりますので、それと同じレベルの発行だというふうに思ひますが、春のときにですね、若干町民の方々から年金の前だとか、それから給料日前の支給だったと記憶しているんですね。そのことについて随分御意見がありましたので、そこらのことは今回は対応ができていいのかと、それからもう1点につきましては、議会が懇談会をもたせていただきました折に、仙美里の方から出たのですが、仙美里、勇足、美里別でですね、居住している方で、車を運転されない方はなかなか当日の販売に向かて行くことが厳しいと。そこらをですね、もう少し配慮した販売の方法ができないかどうかということが問題として出されまし

たので、それらについてですね、どのように、まあこれは商工会が取り組むことですが、町が補助金を出すわけですから、できるだけ公平性に欠けないような取り組みが必要かと思いますが、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 小笠原議員の御質問にお答えいたします。

まずプレミアム商品券の1点目の発売時期の関係でございますけども、商工会とも協議した中では、やはりタイミングだとかというのも大事だよということはお話しております。今回予定しておりますのは、10月15日の年休支給日以降の10月22日以降からということで今予定をしております。まだ確定ではございませんが、そういったところも考慮しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の仙美里あるいは勇足での販売の関係でございますけども、これについてもそういったお話伺ったことはございまして、これも春のときも、それからその後のときもちょっとお話しはしたのですが、課題となるのはセキュリティといえますか、当然商品券、金券でございますので、その持ち運び、保管の方法について、どうしようかというようなことも話はしております。今後こういった議会からの要望といえますか、そういったいろいろな部分も踏まえてですね、またその辺の細部は検討してまいりたいとは思いますが、今言いましたセキュリティの関係だとかというところが、ちょっと今回は支障になったというところで、また今後もその辺について、重ねて申し上げますけども、要望があったということ踏まえて協議していきたいと思っております。以上です。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 今、課長のほうから議会からの要望があったというような発言でありましたけれども、私議会として要望するということじゃなくて、町民のね、皆さんからの御意見としてね、受けとめていただくことが必要かと思っておりますので、その辺のところですね、担当の方々からでもですね、よくお話しをいただいて、できるだけ公平な取り扱いができるようにしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（方川一郎君） 砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） お答えいたします。

議会の要望ではございませんで、議会で御意見があったというので整理をさせていただきますけども、今までやった検証を1回やってみたらどうかというお話をしておりまして、今までやった中で、いろんな意見がほかにもございます。そういうものを精査して今回はやりましょうということで、今詰めてございますから、今の御指摘の点もですね、十分に検討させていただきたいと考えております。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

○4番（大住啓一君）〔登壇〕 議案第56号の一般会計補正予算に対する反対の立場で討論をさせていただきます。

ただいま質疑の中で、質問させていただきました、この委託料の648万円についての、執行をする考え方、これについては、たたき台として行いたいというお話でございました。公のお金を使う中で、あくまでも開発行為を部分的でもしなければならぬという理由が、私の考えからいきますと見当たりません。

また、これだけ大きな土地を、本別町で一等地である土地を、町民の皆様からいろいろな話を聞きながら進めていくというのが行政の運営手段ではないかというふうに、私は考えております。

これらのことを、町民の皆様が最も注目している中で、また、ゾーンを6つに区切ったということから想定しますと、福祉ゾーンに何が、産業ゾーンに何がというのも、町民の皆様は注目をしているところでございますので、それらの説明をし、町民の皆様から意見を聞いた中で、進めるというふうに考えておりますので、その観点から、私は反対するものでございます。

この案件につきまして、議員各位皆様方の御英断を賜りますよう、お願い申し上げます。反対討論といたします。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで、討論を終わります。

これから、議案第56号平成27年度本別町一般会計補正予算（第6回）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第56号平成27年度本別町一般会計補正予算（第6回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第57号

○議長（方川一郎君） 日程第3 議案第57号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第57号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）につきまして提案内容の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,327万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,467万8,000円とする内容でございます。

補正の内容につきましては、健康管理センター施設修繕費及びインフルエンザワクチンの単価アップによる増額補正と平成26年度の決算が確定したことに伴います繰越金の精算が主な内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出です。8款保健事業費3項健康管理センター事業費1目施設管理費11節需用費17万9,000円の増額補正は、健康管理センター内の暖房用給水ポンプの修繕費でございます。2節健康管理事業費、11節需用費の医薬材料費23万円の増額補正は、インフルエンザワクチンの単価アップによるものです。

9款1項1目基金積立金25節積立金4,213万9,000円の増額補正は、平成26年度決算により、剰余金を基金に積み立てるものでございます。積立金の状況でありますけれども、平成26年度末現在6,762万7,000円、今回の積立金4,213万9,000円の計1億976万6,000円となっておりますが、27年度当初予算で取り崩しを7,329万8,000円計上しておりまして、今後更なる取り崩しも予想されるところであります。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金72万9,000円の増額補正は、退職者療養給付費等交付金42万7,000円などの精算償還金でございます。

続きまして3ページ、4ページをお開きください。

歳入です。3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金688万1,000円の増額補正は、過年度分精算金でございます。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金40万9,000円は、先ほど歳出で御説明いたしました、8款保健事業費分に係る費用を一般会計から繰り入れるものでございます。

11款1項繰越金1目療養給付費交付金繰越金42万7,000円は、退職被保険者分の前年度からの繰越金でございます。

2目その他繰越金3,556万円は、一般被保険者分の前年度からの繰越金でございます。

以上、議案第５７号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第５７号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第５８号

○議長（方川一郎君）　日程第４　議案第５８号平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君）　議案第５８号平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）につきまして提案内容の説明をさせていただきます。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億１,９１０万円とする内容でございます。補正の内容につきましては、２６年度の決算が確定したことに伴います繰越金の精算でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により、説明させていただきます。

５ページ、６ページをお開きください。

歳出ですが、３款諸支出金２項繰出金１目一般会計繰出金２８節繰出金６万８,００

0円につきましては、平成26年度決算にもとづく一般会計への繰出金でございます。

次に3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、3款1項1目繰越金6万8,000円につきましては、平成26年度決算にもとづく繰越金でございます。

以上、議案第58号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の補正内容の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 議案第59号

○議長（方川一郎君） 日程第5 議案第59号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君） 議案第59号平成27年度 本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度の決算に伴う精算が主なものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,166万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,974万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出ですが、5款1項1目基金積立金553万4,000円の補正は、前年度繰越金等を基金に積み戻しするものです。

なお、積立金の状況ですが、補正前基金積立額807万7,000円に今回補正いたします積立額553万4,000円を合わせますと、基金残高は1,361万1,000円となる見込みであります。

次の6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金424万5,000円の補正は、前年度決算に伴う国庫負担金等の精算償還金であります。

下段の2項操出金1目一般会計操出金188万1,000円の補正は、決算による前年度精算償還金であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

歳入ですが、3款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金4千円の増、下段の、4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金138万3,000円の増、下段、5款道支出金3項道補助金1目地域支援事業交付金2千円の増額補正につきましては、それぞれ前年度の精算交付金であります。

一番下段、8款1項1目繰越金1,027万1,000円の補正は、前年度決算に伴う繰越金であります。

以上、平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第60号

○議長(方川一郎君) 日程第6 議案第60号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長(能祖豊君) 議案第60号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,234万5千円とするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明いたします。

3ページ、4ページをお願いいたします。

下段、歳出ですが、1款1項簡易水道費2目維持修繕費11節需用費21万円6千円の増額補正は、西美里別第2配水池、残留塩素計用サンプリングポンプが故障したため、更新するものです。

上段、歳入ですが、4款1項繰入金1目1節一般会計繰入金21万6千円の増額補正は収支の調整によるものです。

以上、平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)

についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第61号

○議長(方川一郎君) 日程第7 議案第61号本別町特別用途地区内建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長(能祖豊君) 議案第61号本別町特別用途地区内建築物の制限に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

先の行政報告でも説明がありましたが、本案は本別都市計画用途地域の変更による特別用途地区の設定に伴い、建築基準法第49条第1項の規定にもとづき、特別用途地区内における建築物の制限を規定する必要があるため、本条例の制定を提案するものです。

なお、特別用途地区は、工業施設の適切な立地誘導を図り、効率的な産業の集積と周辺の住環境の保全のため設定をするものであります。

それでは、制定条文により説明させていただきます。尚、括弧等の朗読は省略させていただきます。

本別町特別用途地区内建築物の制限に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号に規定する特別用途地区内における建築物の建築の制限について、必要な事項を定めるものとする。

定義。

第2条、この条例における用語の定義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)の定めるところによる。

適用区域。

第3条、この条例の適用区域は、別表左欄に掲げる地区とする。

特別用途地区内の建築制限。

第4条、特別用途地区内においては、別表右欄に掲げる用途に供する建築物を建築

し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供してはならない。ただし、町長が公益上やむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。

第2項、前項ただし書の規定により許可する場合においては、あらかじめ本別町都市計画審議会の意見を求めることができる。

委任。

第5条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

罰則。

第6条、次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

第1号、第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主。

第2号、法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者。

両罰規定。

第7条、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

別表、第3条、第4条関係。

用途地区。大規模集客施設制限地区。

建築してはならない建築物。劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分、劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る、の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

以上、議案第61号本別町特別用途地区内建築物の制限に関する条例の制定について、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号本別町特別用途地区内建築物の制限に関する条例の制定に

ついてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号本別町特別用途地区内建築物の制限に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第62号

○議長（方川一郎君） 日程第8 議案第62号本別町消防団の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第62号本別町消防団の設置等に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から消防組織が池北三町行政事務組合から、とまち広域消防事務組合に移行することに伴い、これまで池北三町行政事務組合で行ってまいりました消防団業務について各町が継承することになるため提案するものであります。

なお、条例の制定に当たっては、本年5月21日に、陸別町、足寄町、本別町の各消防団長、消防署長、担当課長、総務課長等が事前協議を行っております。今後の消防団の運営等に関しまして、協議を行っております。その確認内容であります。三町の消防団の事務継承については、現行の内容等で取り進めること。報酬、費用弁償の額についても現行内容とすること。退職報償金は、団員及び団長の強い要望により今まで三町独自で定めておりましたので、これにつきましても、各町現行のまま取り進めること。消防事務が、とまち広域消防事務組合に移行されても、長年、池北三町として統一し、お互いに協力し結束をしてきたので、今後とも情報交換を行う場面をもつこと。また、今後、任免や服務等の改正が生じる場合、町単独で決めることなく、事前に三町に協議をして、今後とも共通認識のもと取り進めること、という内容が打ち合わせをされております。

以上のことから、議案第62号本別町消防団の設置等に関する条例、議案第63号本別町消防団員の定員・任免・服務等に関する条例、及び、議案第64号本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例については、陸別町、足寄町と同じ条例制定文となっております。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町消防団の設置等に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

消防団の設置、名称及び区域。

第2条、本別町に消防団を設置する。

第2項、前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称、本別消防団。

区域、本別町全域。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上、議案第62号本別町消防団の設置等に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君）　62号の案件について、1点だけ御質問いたします。

今、総務課長のほうからる細かく説明がありました。前段の説明の中で、池北三町の消防署長さん、団長さん等々との打ち合わせの中で、池北三町の部分については全部足並みをそろえるんだというようなお話だったと思いますが、その件については池北三町議会での話題には上っておりません。したがって、これから案件を審議する、このあとの63号、64号について、先に説明したがごとの説明を受けるとということについては、私どもとしてはちょっと納得がいきません。ということは、このあとに63号、64号というのが控えておりますので、前段、消防署長さん、団長さん、三町が集まって、打ち合わせをしたというのは結構なことだと思いますけれども、三町の議会において、事務組合議会において、行政報告すらない中で、三町の足並みをそろえるというのはいかがなものかと。まず1点、その辺を確認させていただきたいということと、1つ1つのこの条文は、62号、63号、64号というのは独立したものでありますから、1件1件の案件を議決として進めるのであって、先に説明をするというのは、ちょっといかがなものかと思っておりますので、その辺の見解を伺います。

○議長（方川一郎君）　大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　まず1点目の消防団長等の打ち合わせにつきましては、先ほども申し上げましたが、消防団長、それから三町の消防長も入った中で、今後の消防団の運営のあり方について、統一した考えで進めるということで協議をしております。その中で三町とも同じような条例制定文ということで、提案をさせていただいております。

先ほどの私の説明の中で、62号、63号、64号についても同じような説明しま

したけども、これらについても、前段の中でお話があったことがありましたので、先に説明をさせていただきましたので、御了解していただきたいと思います。

○4番（大住啓一君） 三町の団長さん、署長さん、消防長とも入った中で打ち合わせしたというのは、私はそれを否定するものではございません。ただ、あくまでも、来年の4月1日から消防広域化されるということで、我々も議決はしておりますし、その旨は承知しております。

ただ消防団については、各町村独自で自賄いでやっていくということが鉄則でございますし、消防広域化の中には入ってございません。したがって、事務方といいますか、消防団長さん、消防署長さん、消防長さんなどが入った中での申し合わせ事項ということは尊重はいたしますけれども、各町村の議会で決めていくということでございますので、その辺をどういうふうに考えておるのか。先に62号の説明の中で、63号、64号も含めてということで、再度、総務課長のほうでおっしゃいましたけれども、その辺の見解も含めてですね、議会に対して提案をするということは、先に縛りをかけるということでおっしゃってるのか、その辺の見解を伺いたい。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 先に説明をさせていただいた部分につきましては、63、64につきましては、関連がありましたので、そういう部分で説明をさせていただきましたので御理解してください。

○議長（方川一郎君） 砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 私どもも議会の提案の事前手続きとしてですね、当然、組織として三町の事務方含めてですね、団長さんの意見や何かも聞きながら、議会に条例提案をするということでございまして、その手続として、いろんな申し合わせをしたということでございますから。議会の議論をこれで縛るとかですね、そういう目的ではございませんので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 副町長から、議会の云々ということではないということでございますので、私どもも真摯に62号の案件についての審議をさせていただきまして、その次の63号、64号についても粛々と審議をさせていただくという解釈でよろしいということですね。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） よろしいです。そのとおりで結構です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 6 2 号本別町消防団の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号本別町消防団の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 6 3 号

○議長（方川一郎君） 日程第 9 議案第 6 3 号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第 6 3 号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案も、平成 2 8 年 4 月 1 日から消防組織が池北三町行政事務組合から、とちぎ広域消防事務組合に移行することに伴い、これまで池北三町行政事務組合で定めておりました消防団員の定員、任免、服務等について各町が継承することになるため提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例。

趣旨。

第 1 条、この条例は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 1 9 条第 2 項及び第 2 3 条第 1 項の規定に基づき本別町非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。

定員。

第 2 条、団員の定数は 1 2 0 人とする。

任用。

第 3 条、消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任命する。

第 1 号、当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者。ただし、団長が特に認め

たときは、この限りではない。

第2号、年齢18歳以上の者。

第3号、志操堅固で、かつ、身体強健な者。

欠格条項。

第4条、次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

第1号、成年被後見人又は被保佐人。

第2号、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

第3号、第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

第4号、6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者。

分限。

第5条、任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合において、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

第1号、勤務実績が良くない場合。

第2号、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合。

第3号、前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合。

第4号、定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合。

第2項、団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

第1号、前条第3号を除く各号の一に該当するに至ったとき。

第2号、第3条第1号に該当しなくなったとき。

懲戒。

第6条、任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

第1号、消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合。

第2号、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合。

第3号、団員としてふさわしくない非行があった場合。

第2項、停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条、分限及び懲戒に関する処分の手続については、別に規則で定める。

服務規律。

第8条、団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第9条、団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第10条、団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条、団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

報酬。

第12条、団員には、別表1に定める報酬を支給する。

費用弁償。

第13条、団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表2に定める費用弁償を支給する。

第2項、前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、本別町議会議員相当の費用弁償を支給する。

第3項、前項費用弁償の支給方法については、職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第6号）の例による。

被服等の給与。

第14条、団員に被服を給与又は貸与する。その品目、使用期間については、町長が別に定める。

委任。

第15条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長がこれを定める。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表1、第12条関係。

年額報酬。

階級、金額。

団長、8万6,000円。副団長、6万9,000円。分団長、5万7,000円。副分団長、4万7,000円。部長、4万1,000円。班長、3万7,000円。団員、3万円。

別表2、第13条関係。

費用弁償。

区分、支給単位、金額備考。災害出動手当、1回につき4,800円。訓練、警戒及びその他の出動手当、1回につき3,700円。1回を4時間とし4時間を超えるごとに同額を加算する。十勝管内連合演習及び教養訓練出動手当、1回につき7,300円。

以上、議案第62号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 別表の部分なんです、それぞれ年額報酬、それから別表2のほうでは費用弁償ということで金額が載っているわけですけども、先ほどの6

2号のときに説明されてる中身で、これらについても現三町の消防の関係者で話し合
って、同じくするという話だったということなんですけど、その金額の根拠になっ
てるのは、どういう金額なんでしょうか。どこかに定めがある金額なのかどうなのか。

それから十勝全体では、いくつかの消防事務組合があると思うんですけども、こ
れはもしそういう比較があればということなんですけど、池北三町において今出されて
いるこの金額はですね、平均から見て、ほかの消防事務組合で定めている金額から見
て、どの程度の位置にあるのかという、その2点について伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） まず1点目の、その3万円の基礎につきましては、平成
10年4月1日から運用しております。その4年前に1回改訂をしております、そ
のときの積算といたしましては、人事院勧告の改定率、さらに十勝管内の報酬と平均
を見ながら参考にして決めております。そういう形で、それ以降3万円としておりま
す。

十勝管内の報酬の状況でございますが、高い所では3万2,000円、低い所では2
万7,600円、平均で約3万100円ということで、三町ともだいたい平均の所に位
置をしております。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 消防事務組合と町村議会との関係は、消防事務組合で一定
の、今言った例えば報酬にしても、それから何か例えば消防車を買うとか、そういう
ようなことも含めて議論されて、それで各町村で負担という形でしょうか、負担金と
いう形でしょうか、そういうことで分担して納められてるというふうに理解してます。

私も、前任者の後任ということで、ちょっとだけ消防事務組合に参加したこともあ
って、本当に議会と同じで一般質問もあるし、質疑もできるということで、ずいぶん
やらせていただいたんですけども、ということは4年前に改訂されて以降、池北三町
の消防事務組合からこの報酬の関係で、例えば具体的に言うとアップしたいんだとか、
そういうような議決のようなものというのは、あったのかどうなのか伺いたいと思
います。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 改正に当たりましては、池北三町行政事務組合の議決を
いただいて決まっております。それにもとづいて各町村で、負担金ということで納め
ております。

それから、その間につきまして、消防団長、それから消防団員の皆様から、報酬に
ついて増額等の御意見は聞いておりません。以上でございます。

○議長（方川一郎君） ほかに。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 2点ほど質問したいと思います。

当然 63 号の部分では、定員ということもうたってございますので、本別町の消防団は今までどおりということであれば、第 1 分団、第 2 分団、第 3 分団ということで 3 分団に分かれています。各分団の定員が何名で、今現有団員として御活躍いただいている方々が何名いるのか。まずそれが 1 点。

それから、平成 10 年からということで、今阿保議員のほうから質問がありました、それはいいとしまして、団員の方々、消防団の方々ですが、幹部の人にも相当説明していると思いますが、団員の方々とかが一同に会した中で、説明会とか、そういう部分を行っているのかいないのか。あくまでも、例えば勇足なら勇足の第 2 分団の副団長さんぐらいから上の方、階級が上の方々と話を聞いているのか、それとも今回こういうことがあって、昨年の広域化のときからもうお話はさせていただいているのですが、消防団になっていただく方々に、そういう部分を説明会といいますか、説明を何回程度しているのか。その 2 点。定数関係と、その説明の関係についてお伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 小坂総務課主幹。

○総務課主幹（小坂祐司君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

現在の実員でございますが、全体で 94 名となっております。各分団の定数、実員でございますが、本団が 9 名、第 1 分団 33 名、第 2 分団 31 名、第 3 分団 21 名の計 94 名でございます。各分団の定員ということになりますと、定員が本団 14 名、第 1 分団 41 名、第 2 分団 34 名、第 3 分団 31 名の計 120 名というところでございます。まず 1 問目の答が以上でございます。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午前 11 時 49 分 休憩

午前 11 時 49 分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小坂総務課主幹、答弁。

○総務課主幹（小坂祐司君） 2 問目の広域に関する消防団に対する説明ということでございますが、これまで本別消防団の幹部会議等で 10 回報告をさせていただいて、説明をしているところでございます。団員に 10 回説明をしているところでございます。幹部会議において 6 回、それから分団の研修会で 4 回、説明をさせていただいております。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4 番（大住啓一君） 今、急な質問で調べるの大変だったと思いますが、説明会の回数については、多い少ないの評価は避けたいと思いますし、幹部会で 6 回、分団研修で 4 回ということでございます、それなりのことはお知らせしてるのかなと思います。ただ、第 1 分団、第 2 分団、第 3 分団の定数と、今御活躍いただいている数は、第 2 分団、勇足の部分がだいたい定数に近いということでございまして、あとのおおむね 10 人程度が不足といいますか、定数に満たないということで、市街地と

仙美里の部分でございますが。それらのことも含めてですね、各企業といいますか、サラリーマンやってる方々だとか、いろいろな部分でコマーシャルといいますか、お願いに歩いてるというふうに、消防署の職員の方々も、それは聞いておりますし、見ております。その辺で、団員さんの確保というのは、町民の皆さんの命と財産を守るということで、非常に重要だというふうに認識してございますので、その辺の考えも合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 小坂総務課主幹。

○総務課主幹（小坂祐司君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

大住議員も御承知のとおり、分団、人数が少ないというところでございますが、団長、副団長、それから各分団の皆様がそれぞれ団員確保に向けて、それぞれ活動いただいているところでございます。また、我々としても、町広報等で募集もかけて、さらには独自のポスター、それから総務省、消防庁からの団員募集のポスター等も、各事業所、掲示をさせていただいて、団員確保に向けて努力をしていっているところでございます。定員、町の情勢、人口推移等を鑑みながら、今後においては協議をしていかなくはいかないとも出てくるのかなというふうには考えているところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

山西二三夫君。

○5番（山西二三夫君） 団員の報酬の関係なんですけどね、今までは事務組合という1つの縛りの中で、それぞれの町村の中でやられてたと思うんですけど、先ほどの説明というか答弁の中で、この報酬の改正は平成10年から改正されてないということで、それが1つの原因なってるかどうかはわからないんですけどね、団員のなり手が厳しい、あるいは今あったように減少されてるということで、女性の団員さんも入ってこられて、そういった面では明るい面もあるわけですが、平成10年から報酬が改正されてないということは、報酬が少なすぎるのではないかなと思うんですよね。今までは三町の事務組合の中の縛りの中で、よその町村のことはよくわからないんですが、今まで団員は十分確保されてるのかもしれませんが、我がまちとしてはそういう背景があるという形の中でね、今回はそのまま申し合わせというかスライドされたままの報酬の提案になってるんですけど、私としては、この案ではちょっと賛成しかねるなというふうに思うんですけど、そこら辺、提案されてきてるやつをあれなんですけど。ということで、ちょっと考え方を聞かせてください。

○議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） お答えをしたいと思います。

報酬の額につきましては、先ほどから申し上げたとおり平成10年から改正をしておりません。十勝管内の状況を見ましても、どこの町村もそれ以降、改訂している町村はございません。消防団長等々の打ち合わせの中では、報酬等には触れなかったの

ですが、今まで池北三町独自で制定をしてます退職金、これにつきましてはぜひ継続をしていただきたいというような要請がありまして、これにつきましては、十勝管内では、足寄、本別、陸別の三町だけの特別な条例制定です。この部分で強い要望がありましたので、報酬のほうについては要望ありませんでしたが、退職金だけは今後とも残していただきたいということの要望がありましたので、その部分は反映をしております。そういうことで今回は、三町と同じような形で提案をさせていただいております。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

○４番（大住啓一君）〔登壇〕 議案第６３号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今、質疑の中でもありましたとおり、団員の方々が、日々ボランティア精神で消防活動を行っていただいている中で、団員数についても２０名程度足りないということでございます。

お金だけの問題ではございませんけれども、今、山西議員からも質問のありましたとおり、平成１０年からでございますから１７年も前から報酬額がかわっていない。提案理由の説明の中でもありましたように、池北三町云々ということもございましたんですが、これからは地元のまちの、町民の皆さんの財産と生命を守るのは消防団の方々にある程度御負担いただくことが非常に多くなってきたと思います。したがって、消防団にこれから入っていただく方々のことも考えますと、ある程度の年間報酬額は増額していくべきでないかというふうに考えているところでございます。

それらを鑑みまして、これからの予消防活動を、より円滑に行うべき、この報酬改定についてはこのままではないということで、反対の立場から反対討論をさせていただくところでございますので、議員皆様方の御英断を賜りますようお願い申し上げます、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

小笠原良美君、御登壇ください。

○７番（小笠原良美君）〔登壇〕 本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

現在、池北三町事務組合が行っております消防団業務を、平成２８年４月、とから広域消防事務組合設立後、本別町が継承するために条例制定をするものと思います。

賛成の理由といたしまして、本町議会から、山西、大住、藤田の３議員を池北三町

事務組合議員として選出し、今日まで職務を遂行していただいておりますことから、私は池北三町事務組合で決定していただいておりますことに反対する理由はありません。

したがって、池北三町事務組合が定めております報酬、費用弁償等の定めを含んでおります条例をそのまま本別町が継承することに賛成であります。

以上、賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

山西二三夫君、御登壇ください。

○5番（山西二三夫君）〔登壇〕 反対の立場で意見を述べさせていただきます。

団員の報酬は、平成10年に改訂以来変更していない。消防団員の報酬が少ない。女性の団員も団員となって活躍してくれてますが、将来のなり手が少なくなっている。町民の安全、安心が脅かされていくような気がします。

よって、団員の報酬については検討すべしとして、この案件については反対いたします。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 議案63号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

基本的には、先ほどの小笠原議員の趣旨とほぼ同じなんですが、この条例案は池北三町消防事務組合の規定をもとに提案されているものということを理解しているところです。特に、第13条に関わる、年額報酬、費用弁償については、本町議会からも3人の消防議員の方が参加していますが、三町消防事務組合議会において、改正の提案がこれまでされてこなかったところを見ると、少なくとも三町消防議会において、適正と判断されてきたと考えるのが筋だと思います。

しかしながら、加えてですが、今後は提案理由に説明があるとおおり、とまち消防事務組合設立に伴い、消防団業務は本別町が継承することから、本条例の改正等が今後必要となれば、本議会としても大いに議論をし、提案をしていくことができるものというふうに考えるところであります。

以上を申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第63号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の制定

についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第63号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後 0時05分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第10 議案第64号

○議長(方川一郎君) 日程第10 議案第64号本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長(大和田収君) 議案第64号本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案も、28年4月1日から消防組織が池北三町行政事務組合から、とちろ広域消防事務組合に移行することに伴い、これまで池北三町行政事務組合で定めていました消防団員の退職報償金について各町が継承することになるため提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、郷土愛護の精神に基づき永年にわたり非常勤消防団員(以下「消防団員」という。)として本別町内の防災活動に従事し、退職した場合において、その功労に報いるためその者、死亡による退職の場合はその者の遺族に退職報償金を支給することを目的とする。

退職報償金の支給額。

第2条、退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数、勤務成績及び貢献度等を勘案し、16,000円に勤務年数を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定める。

勤務年数の算定。

第3条、勤務年数については、その者が消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び消防団員となった月の属する日から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りではない。

第2項、前項の勤続年数の計算は、消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。ただし、退職した日の属する月と再び消防団員となった日の属する月が同じである場合においては、その月は後の就職に係る勤務年数には算入しない。

遺族の範囲。

第4条、退職報償金の支給を受けることができる消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

第1号、配偶者（婚姻の届出をしないが、消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）。

第2号、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者。

退職報償金支給の制限。

第5条、退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

第1号、禁錮以上の刑に処せられた者。

第2号、懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者。

第3号、停職処分を受けたことにより退職した者。

第4号、勤務成績が特に不良であった者。

第5号、前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者。

第6条、退職報償金は、消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

委任。

第7条、この条例施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則。施行期日。

第1項、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例の施行日の前日において池北三町行政事務組合本別消防団員であった者で、引き続き本町の消防団員となる者の勤務年数は、池北三町行政事務組合消防団員として勤務した年数を、本別消防団員として勤務した年数とみなす。

以上、議案第64号本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君）　1点、お伺いをしたいと思います。

退職報奨金の関係の中で、第1条の中に、死亡による退職という文言があるんですが、例えばですね、消防の用務といいますか、業務といいますか、それに付随する死亡、いわゆる災害みたいな形で死亡されたよというような場合の退職報奨金と
いいますか、そういったものは、条例で制定する云々というのは別にして、何かそういったものはあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　お答えをいたします。公務中の災害等でだけが、それから死亡になった場合につきましては、次の議題であります、北海道市町村総合事務組合規約の中に含まれまして、公務災害等の部分についてはこの部分で該当されていきます。以上です。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第64号本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11　議案第65号

○議長（方川一郎君）　日程第11　議案第65号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第65号北海道市町村総合事務組合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村職員総合事務組合の組織団体であります、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が既に解散脱退しており、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合が、平成28年3月31日に解散脱退し、とちあ広域消防事務組合及び関係町村の新規加入することに伴い、一部事務組合であります北海道市町村総合事務組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。これに伴いまして、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものでございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1（第2条関係）石狩振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「、道央地区環境衛生組合」を削り、同表渡島総合振興局（17）の項中「（17）」を「（16）」に改め、「、南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「（28）」を「（25）」に改め、「、東十勝消防事務組合」及び「、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道事業団」の次に「、とちあ広域消防事務組合」を加える。

別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に「、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、同表9の項の共同処理する団体欄中「、道央地区環境衛生組合」、「、南渡島青少年指導センター組合」、「、東十勝消防事務組合」及び「、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とちあ広域消防事務組合」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中、改正規定（「、とちあ広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「、道央地区環境衛生組合」、「、南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とちあ広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

以上、議案第65号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 6 5 号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2　議案第 6 6 号

○議長（方川一郎君）　日程第 1 2　議案第 6 6 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第 6 6 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合の組織団体であります、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が解散脱退しており、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合が、平成 2 8 年 3 月 3 1 日に解散脱退し、一部事務組合であります北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴いまして、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和 4 3 年 5 月 1 日地方第 7 2 2 号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによって、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加える。

これは法律の改正によりまして、条文の文言整理であります。

別表第1中、道央地区環境衛生組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合及び南渡島青少年指導センター組合を削り、とかち広域消防事務組合を加える。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

以上、議案第66号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第67号

○議長（方川一郎君） 日程第13 議案第67号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第67号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の組織団体に、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が既に解散脱退しており、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合が、平成28年3月31日に解散脱退し、一部事務組合であります北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴いまして、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表の一部事務組合（石狩）の項中「道央地区環境衛生組合」を削り、同表の（渡島）の項中「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表の（十勝）の項中「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、「北十勝2町環境衛生処理組合」の下に「 とかち広域消防事務組合」を加える。

附則。施行期日。

第1項、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「 とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行する。

規約の左横書き。

第2項、変更後の北海道市町村職員退職手当組合理約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部又は一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「っ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。

以上、議案第67号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 67 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 認定第 1 号

○議長（方川一郎君） 日程第 14 認定第 1 号平成 26 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 認定第 1 号平成 26 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

平成 26 年度本別町一般会計歳入歳出決算書を御覧になってください。

4 ページ、5 ページをお開き下さい。

歳入の決算状況であります。歳入合計は予算現額 73 億 5,784 万 5,000 円、収入済額 71 億 715 万 7,353 円、不納欠損額 388 万 7,165 円、収入未済額 4,337 万 2,638 円であります。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳出合計は予算現額 73 億 5,784 万 5,000 円、支出済額、69 億 4,314 万 809 円、翌年度繰越額 2 億 8,124 万 3,000 円、不用額 1 億 3,346 万 1,191 円であります。歳入歳出、差引残額は 1 億 6,401 万 6,544 円であります。決算額は、前年度と比較しますと、歳入で 10.5 パーセント、歳出が 11.2 パーセントの減の決算となりました。主な要因といたしましては、農業基盤整備促進事業で 6,867 万 1,000 円、橋りょう長寿命化事業が 1 億 14 万 6,000 円増加したものの、農業体質強化基盤整備促進事業 1 億 746 万 7,000 円、太陽の丘野球場整備事業 7,474 万 4,000 円、学校給食共同調理場改築事業 5 億 8,396 万円などが

減少したことによるものです。

次に、10ページをお願いいたします。

実質収支額は、3の歳入歳出差引額1億6,401万6,000円から、4の翌年度へ繰越すべき財源、3,644万2,000円を差し引いた1億2,757万4,000円の黒字決算となっております。

これからは資料の方で説明をさせていただきます。

別冊の平成26年度本別町各会計決算資料を御覧になってください。

一般会計の資料は、1ページから57ページまででございます。

まず、決算資料13ページをお願いいたします。

決算資料の13ページの第1表を御覧下さい。普通会計の決算収支の状況であります。中ほど実質収支Eの欄の一番下、平成26年度合計欄を御覧下さい。歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源3,644万2,000円を差し引いた実質収支は1億2,757万4,000円の黒字を保っております。本年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は3,620万8,000円の黒字となっており、一番右側の実質単年度収支、これは単年度収支に財政調整基金への積立金及び地方債の繰上償還金を黒字とみなし、財政調整基金取り崩し額を赤字と見なして調整した額であります。4,615万6,000円の赤字となり、基金へ積み戻しができなかったことであります。

歳入、14ページをお願いいたします。

歳入の決算状況であります。右端の平成26年度の欄を御覧ください。構成比の大きい順に申し上げますと、上から10行目、地方交付税45.8パーセント、一番上の町税が13.2パーセント、下から2行目の町債が9.1パーセント、上から14行目の国庫支出金が8.4パーセント、その4行下繰入金5.6パーセント、その3行上の道支出金5.2パーセント、その下5行目諸収入3.2パーセントの順となっております。これを平成22年度の構成比と比較しますと、増としては、地方交付税4.5ポイント、繰入金3.2ポイント、町債が1.8ポイント、町税1.6ポイント、減としては、国庫支出金が10.6ポイント、道支出金が0.6ポイント、分担金及び負担金0.6ポイントの減となっております。

それでは一番上の町税の状況ですが、総額で9億3,772万9,000円の決算額となり、前年度と比較しますと338万1,000円、0.4パーセントの増となりました。

税別の内訳ですが、21ページの第4表を御覧ください。

中ほどにあります収入済額の合計、gの欄の上から3行目、(1)の市町村民税は4億1,707万8,000円で対前年0.05パーセント減となり、主な内容といたしましては、②の個人所得割が908万6,000円、2.7パーセントの減、④の法人税割が、農業関連事業の税額の増加により938万2,000円、24.4パーセントの

増になったことによるものであります。

次に、(2)の固定資産税ですが、下の行にあります純固定資産税は4億2,862万8,000円で、対前年726万1,000円、1.7パーセントの増であり、内容といたしましては、土地が1.4パーセントの増、家屋が1.2パーセントの増、償却資産が2.4パーセントの増となりました。その他では、町たばこ税が523万7,000円、対前年7.1パーセントの減となっておりますが、町民税と純固定資産税の2税で町税総額の90.2パーセントを占めております。

それでは14ページの第2表にお戻り下さい。

町税以外で前年と比較し増減率の大きいものですが、右端の平成26年度欄の上から4行目配当割交付金93.3パーセント、下から5行目繰入金68.7パーセント、上から6行目地方消費税交付金22.2パーセントが増となりました。減の主なものは、上から8行目、自動車取得税交付金54.0パーセント、下から9行目、国庫支出金49.6パーセント、上から7行目ゴルフ場利用税交付金39.5パーセントの減となっております。

次に、地方交付税は32億5,447万4,000円で、前年度と比較しますと1億1,354万5,000円、3.4パーセントの減となりました。交付税の内訳は、普通交付税が28億9,359万8,000円で、対前年1億1,564万6,000円、3.8パーセントの減、特別交付税は3億6,087万6,000円で、対前年210万1,000円、0.6パーセントの増となりました。普通交付税につきましては、地域の元気創造事業費が新設されたものの、各費目の単位費用の改定等により8,864万円、2.3パーセントの減、基準財政収入額は町民税法人税割の増、固定資産税償却資産及び地方消費税交付金の増等の影響により2,700万6,000円、2.9パーセントの増となったことが大きな要因であります。なお、交付税総額ではピークの平成12年度には43億6,473万9,000円ありましたが、それと比較しますと、11億1,026万5,000円、25.4パーセントの削減に達しております。

次に、1行飛びまして、分担金及び負担金が9,321万8,000円で、対前年3,137万4,000円、25.2パーセントの減であります。これは、農業基盤整備促進事業分担金の増、道営畑地帯総合整備事業分担金及び農業体質強化基盤整備促進事業分担金の減が主なものであります。

1行飛びまして、国庫支出金は5億9,439万3,000円で、対前年5億8,543万3,000円、49.6パーセントの減となりましたが、好循環実現のための経済対策によるがんばる地域交付金、農業基盤整備促進事業、社会資本整備総合交付金などが増加したものの、地域元気臨時交付金、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、農業体質強化基盤整備促進事業、学校施設環境改善交付金などが減少したことによるものであります。

その下の道支出金は3億7,004万円で、対前年2,244万2,000円、5.7

パーセントの減となりましたが、これは介護基盤緊急整備特別対策事業が増加したものの、防災情報通信設備整備事業交付金、安心生活創造事業、緊急雇用創出推進事業などの減が主なものであります。

その下の財産収入は5,921万9,000円で、対前年676万8,000円、12.9パーセントの増となりましたが、これは、町有地売払収入、立木売払収入の増が主なものであります。

その下の寄付金は1,701万5,000円で、対前年246万円、16.9パーセントの増となりましたが、これは、主に農業振興基金、個性あるふるさとづくり基金への寄付によるものです。

その下の繰入金であります、一般会計における繰入金の決算額は3億9,889万1,000円で、対前年1億6,240万4,000円、68.7パーセントの増となっております。繰入金の主なものは、財政調整基金1億9千万円、減債基金1千万円、公共施設等整備基金1億8,490万1,000円ですが、財政調整基金は、歳入確保の見通しがつかなかったことにより取り崩しましたが、最終的には1億763万6,000円の積戻しをしたため、8,236万4,000円の減となっております。

2行飛びまして、町債であります。決算額は6億4,433万7,000円で、対前年2億6,522万9,000円、29.2パーセントの減となりました。これは、消防救急無線デジタル化事業、橋りょう長寿命化事業、農業基盤整備促進事業が増となったものの、公営住宅等債、過疎対策事業債では学校給食共同調理場改築事業、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業及び普通交付税の減額分を補填してきました臨時財政対策債が減額になったことが主な要因であります。

町債の構成比は9.1パーセントで、昨年より2.4ポイント減となっております。

次に、歳出の決算状況であります。

22ページ第5表をお願いいたします。

目的別に見た歳出決算状況であります、右側の平成26年度の欄を御覧ください。各費目別の構成比は、大きい順に見ますと民生費18.1パーセント、総務費15.5パーセント、衛生費14.8パーセント、土木費14.4パーセント、公債費10.8パーセント、教育費10.6パーセント、農林水産業費5.9パーセントの順となっております。増減率で見ますと、まず、増加したのは災害復旧費が公共土木施設災害復旧事業により大幅に増加、教育費が学校給食共同調理場改築事業及び商工費は工業団地整備事業による減が主なものとなっております。

次に、23ページをお願いいたします。

第6表を御覧ください。性質別に見た歳出の決算状況であります、右端の平成26年度の欄を御覧ください。義務的経費、これは人件費、扶助費、公債費ですが、上の行から人件費14億2,329万2,000円、5行目扶助費4億2,041万9,000円、3行下、公債費7億4,694万5,000円の合計は25億9,065万6,

〇〇〇円で前年度に比較し３，２７６万円、１．３パーセントの増となっており、構成比では３７．３パーセント、４．６ポイントの増加となっています。うち、人件費は、対前年１１８万１，０００円、０．１パーセントの増となり、大きな変動はありませんでした。

５行目にあります扶助費は、障害者介護給付・訓練等給付費及び臨時福祉給付金の増加により、対前年３，０９９万８，０００円、８．０パーセントの増で、構成比でも６．０パーセントと対前年１．０ポイントの増となっております。

３行下の公債費の対前年６５万６，０００円、０．１パーセントの増については、辺地対策事業債、一般単独事業債等の元金償還が減となったものの、減過疎対策事業債、臨時財政対策債の元金償還が増となったことが主な要因であります。

次に、上から１３行目、中ほどにあります投資的経費の決算額は１１億３，７３５万３，０００円、対前年８億３，１８１万円、４２．２パーセントの減となり、構成比でも８．８ポイントの減となっております。これは、農業基盤整備促進事業、橋りょう長寿命化事業が増となったものの、農業体質強化基盤整備促進事業、道営畑地帯総合整備事業、太陽の丘野球場整備事業、学校給食共同調理場改築事業の減が主な内容であります。投資的経費の内訳は、３０ページから３６ページ第１４表に、町道改良舗装の状況は３７ページ第１５表に添付してございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、今後の財政運営の指標となります経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明をさせていただきます。

まず、２４ページをお願いいたします。

第７表でございます。経常収支決算額の推移であります。歳入では町税以下、経常収入であります一般財源の額を、歳出では人件費以下、経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものであります。経常収支比率は、財政構造の弾力性があるかどうかの指標となりますが、右側の平成２６年度の下から２行目の歳出合計３６億４０４万６，０００円を中ほどにあります歳入合計４３億４，３９６万７，０００円で除した率は、一番下の欄の８３．０パーセントとなり、前年の８１．５パーセントを１．５ポイント上回っております。これは、歳出の補助費等が減となったものの、歳入の普通交付税の減少が主な要因であります。

次に、飛びまして４５ページをお願いいたします。

第２０表を御覧ください。町債現在高の状況であります。平成２６年度末における地方債の現在高は、右から４列目、差引現在高Ｅの欄の一番下、合計の欄になりますが６５億５，２５３万６，０００円となります。左端の２５年度末現在高と比較しますと２，３７７万４，０００円、０．４パーセントの減となります。これは、１の公共事業等債、１４の臨時財政対策債などが増加したものの、４の学校教育施設等整備事業債及び９の過疎対策事業債の借入額が減少したことによるものであります。

次に、４７ページをお願いします。

第２２表をお願いいたします。この表は、平成２６年度までに借入した町債の平成２７年度以降の年度別償還見込額を推計したものであります。

一番下の合計欄であります。元利合計の償還額の推移は、平成１６年度をピークに減少してまいりましたが、平成２８年度まで減少しております。平成２９年度に新たな償還が始まるため増加しますが、その後は減少していきます。なお、この表は２７年度以降の借入を加味していませんので、あくまでも目安として作成したものであります。

次のページをお願いいたします。

４８ページの２３表をお願いいたします。町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。中ほどの表の右はじ、財政構造の弾力性を判断する指標であります。平成２６年度では、公債費比率は４．７パーセントで、前年度を０．７ポイント下回っております。公債費が財政に及ぼす負担を表す指標であります。起債制限比率は２．５パーセントで、前年度を０．６ポイント下回っております。

次のページをお願いいたします。

４９ページ第２４表を御覧ください。債務負担行為比率の状況であります。平成２６年度の債務負担行為比率、標準財政規模に占める割合であります。平成２６年度欄の下から２行目２．４パーセントで、戸籍電算システム導入事業の増などにより、一般財源の額が増加したことによるものであります。なお、年度別の内訳は次のページ以降に載せておりますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、５２ページをお願いいたします。

第２６表です。積立金の状況であります。平成２６年度末、基金積立金の現在高、右端の下から２行目、１８の基金を合計した額は３５億９，８１９万円で、前年度末現在高と比較しますと２億４，９８１万１，０００円、６．５パーセントの減となっております。これは、平成２６年度におきまして、基金から３億９，４４８万円を取り崩しましたが、財政調整基金を中心に１億４，４６６万９，０００円を新規に積み立てしており、財政調整基金に１億７３３万８，０００円、減債基金に１，００１万円を、農業振興基金に２千万円を、個性あるふるさとづくり基金に６４６万３，０００円を積み立てたものであります。又、資料にはございませんが、将来にわたる財政運営の指標といたしまして、後年度負担の総額を計算いたしますと、赤字要因の平成２６年度末町債現在高に債務負担行為の平成２７年度以降支出予定額を加えた額は６８億６，６３７万６，０００円となり、これに、黒字要因となる積立基金の総額３３億８，７８４万７，０００円を差し引くと３４億７，８５２万９，０００円となり、前年度と比較しますと１億７５９万２，０００円、３．２パーセント後年度負担の増となっております。これは、地方債現在高及び債務負担行為の支出予定額が減少したものの、積立基金が大幅に減少したことによるものでございます。

次の５３ページをお願いいたします。

第２７表を御覧ください。健全化判断比率の状況であります。

次の５４ページ、第２８表は連結実質赤字比率等の算出表、次の５５ページ、第２９表は実質公債費比率の算出表、次の５６ページ、第３０表は将来負担比率の算出表であります。数値につきましては、先ほど報告第１３号で報告させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、説明を申し上げてまいりましたが、普通会計の平成２６年度決算は、対前年１１．２パーセント減の決算となりました。平成２６年度の普通会計の決算特徴は、歳入では町税が対前年０．４パーセント増、地方譲与税が４．７パーセント減、地方消費税交付金が２２．２パーセントの増となり、地方交付税におきましても、普通交付税は対前年３．８パーセントの減、特別交付税は対前年０．６パーセントの増となったことから臨時財政対策債を合わせた総額も、対前年３．６パーセントの減となりました。地方交付税は平成１２年度のピーク時に対し１１億１，０２６万５，０００円、２５．４パーセントの減少となっており、これは歳入決算額に対しまして１５．６パーセントに相当する額であります。本町の財政は依然と厳しいものとなっております。

したがって、歳出では施策の厳しい選択と、財源の計画的、重点的配分に努め、引き続き黒字決算で終わることが出来ましたが、依然として財政の硬直は続いております。今後の経済情勢も、人口の減少、高齢化の進展、雇用問題などにより依然として厳しい状況が続く、町税の増額は見込めない中で、引き続き厳しい財政運営が予想されるため、国の施策、特に地方交付税の動向などを注視すると共に、経常的な収入の確保や更なる経常経費の削減を図り、財政の健全化に努めながらの財政運営が必要と考えております。町民生活の安定を図るためには、本町財政の実情を職員のみでなく、町民の皆さんとも、しっかりと共有し合い、長期的な健全財政の確立を図るとともに、機動的、弾力的な行財政運営にあたらなければならないと考えております。

今後とも、議員各位の御助言と御協力をお願い申し上げ、平成２６年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） お諮りします。

認定第１号平成２６年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、明日１８日議事予定の認定第２号から認定第９号の説明を受けた後、設置する平成２６年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第１号平成２６年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、明日１８日議事予定の認定第２号から認定第９号の説明を受けた後、設置する平成２

6 年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定いたします。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2 時 2 4 分）

平成 27 年本別町議会第 3 回定例会会議録（第 4 号）

平成 27 年 9 月 18 日（金曜日） 午前 10 時 00 分開議

○議事日程

日程第 1	認定第 2 号	平成 26 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2	認定第 3 号	平成 26 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	認定第 4 号	平成 26 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 5 号	平成 26 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 6 号	平成 26 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 7 号	平成 26 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 8 号	平成 26 年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第 8	認定第 9 号	平成 26 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
日程第 9	意見書案第 9 号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
日程第 10	意見書案第 10 号	国益を損なう T P P 交渉からの撤退を求める意見書
日程第 11	意見書案第 11 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 12		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
日程第 13		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第 14		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1	認定第 2 号	平成 26 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2	認定第 3 号	平成 26 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3	認定第 4 号	平成 2 6 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 5 号	平成 2 6 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 6 号	平成 2 6 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 7 号	平成 2 6 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 8 号	平成 2 6 年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第 8	認定第 9 号	平成 2 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
日程第 9	意見書案第 9 号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
日程第 1 0	意見書案第 1 0 号	国益を損なう T P P 交渉からの撤退を求める意見書
日程第 1 1	意見書案第 1 1 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 1 2		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
日程第 1 3		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第 1 4		議員派遣の件

○出席議員（12名）

議 長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	林 武 君
	1 番	矢 部 隆 之 君		2 番	藤 田 直 美 君
	3 番	篠 原 義 彦 君		4 番	大 住 啓 一 君
	5 番	山 西 二三夫 君		6 番	黒 山 久 男 君
	7 番	小笠原 良 美 君		8 番	方 川 英 一 君
	9 番	高 橋 利 勝 君		1 0 番	阿 保 静 夫 君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	吉 井 勝 彦 君	総 務 課 長	大和田 収 君

農 林 課 長	工 藤 朗 君	保 健 福 祉 課 長	村 本 信 幸 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	飯 山 明 美 君	住 民 課 長	千 葉 輝 男 君
子 ど も 未 来 課 長	大 橋 堅 次 君	建 設 水 道 課 長	能 祖 豊 君
企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也 君	老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美 君
国 保 病 院 事 務 長	毛 利 俊 夫 君	総 務 課 主 幹	小 坂 祐 司 君
建 設 水 道 課 長 補 佐	高 橋 優 君	総 務 課 主 査	長 屋 聖 子 君
教 育 長	中 野 博 文 君	教 育 次 長	佐 々 木 基 裕 君
社 会 教 育 課 長	菊 地 敦 君	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	久 保 良 一 君
農 委 事 務 局 長	郡 弘 幸 君	代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋 君
選 管 事 務 局 長	大 和 田 収 君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷺 巢 正 樹 君	総 務 担 当 副 主 査	塚 谷 直 人 君
---------	-----------	---------------	-----------

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 認定第 2 号

○議長（方川一郎君） 日程第 1 認定第 2 号平成 26 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第 8 認定第 9 号平成 26 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上 8 件についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。また、提案説明については少しゆっくり説明をお願いいたします。

認定第 2 号平成 26 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第 3 号平成 26 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上 2 件について説明願います。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 認定第 2 号平成 26 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

国民健康保険制度は、国民生活を支える重要な役割を担っておりますが、高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴い医療費は増嵩しております。

また一方では、景気の低迷など厳しい社会情勢の中で、滞納世帯が多い状況の中、国民健康保険財政は大変厳しい運営を強いられております。本町においては、保険税につきましては平成 15 年度に改正以来、税率改正を行わず運営してきておりますが、今後の医療費の動向、国、道からの交付金等の状況によっては、財政状況はさらに厳しいものになるものと考えております。

現在、保険税は市町村間において大きな格差が生じていることから、この格差解消等を図るため、平成 27 年 5 月 27 日に成立した国民健康保険法改正案によりまして平成 30 年度から運営主体を市町村から都道府県に移行することが決定されております。

それでは初めに、決算資料にもとづき本会計の運営の概要について説明させていただきます。

決算資料の 59 ページをお開きください。

まず、平成 26 年度における年間平均の加入者の状況であります。世帯数は 1,378 世帯、前年比 34 世帯の減となっております。

被保険者数は 2,603 人で加入割合につきましては世帯数で町全体の 37.7 パーセント、被保険者数は 34.5 パーセントとなっております。前年比では世帯数で 0.6 ポイント、被保険者数で 0.2 ポイントの減となっております。

次に、医療費の状況について御説明申し上げます。

資料の 75 ページをお開きください。

一般分につきましては、上の表の下段、医療諸費計が 8 億 6,357 万 7,151 円、前年比 6.9 パーセントの増、下の表の下段、右から 2 番目にあります 1 人当たりの医療給付総額は 32 万 8,528 円、前年比 10.2 パーセントの増となっております。

76 ページをお開きください。

下の表の下段、右から 2 番目の退職者分の医療費等の合計額は 3,175 万 2,872 円で、前年比 15.9 パーセントの減となっております。

77 ページをお開きください。

右から 2 番目の 1 人当たりの医療給付総額は 36 万 9,219 円、前年比 7.6 パーセントの増となっております。

次に、78 ページをお開きください。

表の下段、右から 4 番目の全体の医療費、費用額の総額は 8 億 9,533 万円、前年比 5.9 パーセントの増、その 2 列右の 1 人当たりの医療費、費用額は 34 万 3,961 円で、前年比 9.2 パーセントの増となっております。

次に、決算の概要について、歳入歳出決算書の事項別明細書により主なものについて歳入から説明させていただきます。

特別会計決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入は予算額の 13 億 4,074 万 5,000 円に対して収入済額は 13 億 4,505 万 8,441 円で、100.3 パーセントの執行率となっております。前年度と比較しますと 4.2 パーセントの減となっております。

次に、4 ページ、5 ページをお願いいたします。

歳出は支出済額の合計額が 13 億 907 万 2,978 円で、予算額に対して 97.6 パーセントの執行率となっており、前年比 2.6 パーセントの増となっております。

次に、事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお願いいたします。

歳入の内訳であります、主な項目について説明させていただきます。

1 款国民健康保険税の収入済額は 2 億 9,589 万 8,939 円、収納率につきましては現年度分が 96.5 パーセント、前年比 0.4 パーセントの減、滞納繰越分が 15.7 パーセントで前年比 1.3 パーセントの増となりました。

不納欠損額 789 万 6,111 円は生活困窮などによるものなどで合計 53 人分、59 件となっております。

次に、同じページの下の方、3 款国庫支出金の収入済額は 2 億 1,039 万 9,354 円で、主な内訳は 1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金の 1 億 8,624 万 2,392 円と、12 ページ、13 ページの 2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 1,527 万 3,000 円となっております。

4 款療養給付費等交付金、これは退職者加入に係る療養給付費分ですが、3,213

万7,000円となっております。

つづきまして、5款前期高齢者交付金、これにつきましては65歳から74歳を対象とした平成20年度からの制度であります。2億5,952万8,109円となっております。

次に、6款道支出金は6,270万6,962円で、内訳は1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金804万1,962円、2目特定健康診査等負担金84万2,000円、2項道補助金1目財政調整交付金5,382万3,000円となっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

8款共同事業交付金は高額医療に対する交付金で1億3,317万7,304円となっております。

10款繰入金は2億1,826万6,848円で、内訳につきましては1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1億2,407万1,848円と次ページの2項1目基金繰入金9,419万5,000円となっております。

11款繰越金は前年度繰越金の1億2,809万6,700円となっております。

次に、歳出を説明させていただきます。20ページ、21ページをお開きください。

1款総務費につきましては、事業運営に係る事務的経費であります。支出済額は3,269万9,740円となっております。

2款保険給付費の支出済額は7億4,163万2,927円、前年比7.2パーセントの増で、主な内訳は1項療養諸費が6億5,722万5,367円、前年比5.9パーセントの増となっております。この要因は、1人当たりの医療費が増加傾向にあったことによるものです。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

2項高額療養費は1,139件分で7,879万4,830円となっております。4項出産育児諸費1目出産育児一時金は13件で546万円となっております。5項葬祭費につきましては15件、15万円となっております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

6款介護納付金は1,071人で6,022万2,697円となっております。

7款共同事業拠出金は財政平準化のための高額医療に対する共同拠出金で1億4,683万175円となっております。

8款保健事業費は5,319万8,790円で、その内訳は生活習慣病の発症や重症化を予防するための1項特定健康診査等事業費338万9,098円と、2項保健事業費53万7,480円、3項健康管理センター事業費4,927万2,212円となっております。

26ページ、27ページをお開きください。

9款基金積立金は1億690万1,291円、10款諸支出金は3,078万3,989円となっております。

戻りまして、6 ページをお開きください。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差引額は3,598万5,000円となっております。

次に、基金の状況について説明を申し上げます。

8 ページをお開きください。財産に関する調書の一番下の表、3、基金につきましては、前年度末残高が5,492万1,000円、決算年度中の増減高が1,270万6,000円の増で、決算年度末残高は6,762万7,000円となったところであります。

以上で、認定第2号平成26年度本別町国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

はじめに、本会計は75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障がいを持たれた方の医療費について、他の会計からは独立した形で、都道府県単位の広域連合によって平成20年4月から開始されております。なお、運営方法につきましては、広域連合が保険料の賦課、医療の給付などの財政運営を、市町村は保険料の徴収、資格の異動の受付などを行っております。

それでは、決算書並びに決算資料にもとづきまして御説明させていただきます。

決算資料の79 ページをお開きください。

ページの中ごろ後段、平成26年度の加入状況ですが、年間平均で75歳以上が1,491人で前年度に対して0.3パーセントの減、65歳から74歳までの一定の障がいのある方が72人で、前年度に対して6.5パーセントの減、合わせて1,563人で前年度の1,573人に対して0.6パーセントの減となっております。

次に、80 ページをお願いします。80 ページの表の左から3番目の一番下の欄、収納額計は保険料の収入済額7,732万7,700円で、前年度に対して2.0パーセントの増、うち現年度分は7,730万3,100円で、2.3パーセントの増となっており、収納率では現年度分が99.9パーセント、滞納繰越分が16.8パーセント、合わせて99.8パーセントとなっております。

次に、決算の概要につきましては歳入歳出決算書の歳入から御説明させていただきます。

決算書の31 ページ、32 ページをお開きください。

歳入は、予算額合計で1億2,243万9,000円に対して、収入済額は1億2,225万102円で99.8パーセントの執行率となっております。前年度に対して0.5パーセントの増となっております。

続きまして33 ページ、34 ページをお開きください。

支出済額の合計は1億2,218万3,075円で、予算に対しまして99.8パーセ

ントの執行率となっており、前年度に対して０．９パーセントの増となっております。

次に、決算事項別明細書の３７ページ、３８ページをお開きください。

歳入の内訳ですが、主な項目について説明させていただきます。

１款後期高齢者医療保険料につきましては、決算資料でも申し上げましたが、収入済額が７，７３２万７，７００円、３款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金は４，４１８万５，８０５円で、前年度に対しまして２１．０パーセントの増となっております。

次に歳出であります、３９ページ、４０ページをお開きください。

中ごろにあります２款後期高齢者医療広域連合納付金は１億１，５４９万２，５０５円で、前年度に対して５．３パーセントの増となっております。

次に、歳入歳出差引であります、ページ戻りまして３５ページをお開きください。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差引残高は６万７千円となっております。

以上で、認定第３号、平成２６年度本別町後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、認定第４号平成２６年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君） 認定第４号平成２６年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を御説明申し上げます。

はじめに決算資料により、決算と介護保険事業の概要について説明させていただきます。

各会計決算資料の８１ページをお開きください。

本別町介護保険事業特別会計は、平成１２年４月に創設された介護保険制度にもとづき、本別町が保険者として実施する介護保険事業に関する収入、支出を会計区分するもので、本年度は第５期事業計画の最終年度になります。中段から決算の概要を記載しておりますが、歳出は、支出済額９億２，３９４万９，０００円で、予算現額９億３，７１８万７，０００円に対しまして９８．６パーセントの執行率となり、歳入は、収入済額９億３，５８６万３，０００円で、予算現額９億３，７１８万７，０００円に対しまして９９．９パーセントの執行率となっております。

平成２６年度の運営状況であります、次の８２ページから説明させていただきます。一般状況ですが、（１）の介護保険対象人口は、前年度末より１６５人減の７，５８１人で、（２）の第１号被保険者数は前年度末より３３人増の２，８５６人となっております。年齢区分ごとの状況は、６５歳から７４歳の前期高齢者は前年より３７人ふえており、７５歳以上の後期高齢者につきましては４人減となっております。

（５）の高齢化率は、３７．７パーセントと前年度に比べて１．３ポイントふえ、後期高齢者の割合も０．３ポイントふえております。

（６）の要介護認定者数は、４８６人で前年度と比較して、２人の増となっております。

ます。

次に、1 ページ飛びまして、84 ページをお開きください。

(2) の介護保険料の収納状況につきましては、収納率は98.1 パーセントで、未収額は未納者64 件257 万5,754 円となっております。

次に、85 ページをお開きください。

保険給付状況につきましては、給付費合計が8 億3,903 万3,579 円で前年度と比べて4.4 パーセントふえております。主な内容ですが、在宅サービスのうち、居宅サービスの訪問介護は9.4 パーセントの減、訪問看護が21.5 パーセントの増、通所リハビリは15.8 パーセントの増、短期入所療養介護は20.8 パーセントの増となっております。地域密着型サービスでは、小規模多機能型居宅介護が0.3 パーセントの増ですが、在宅サービス給付費の34 パーセントを占めております。在宅サービス全体では0.2 パーセントの減となりましたが、施設サービスは7.6 パーセントの増となっております。

下段の5、計画と実績ですが、第5 期介護保険事業計画の平成26 年度における給付見込額7 億6,349 万4,238 円に対し、実績額は8 億3,903 万3,579 円となり達成度は109.9 パーセントとなっております。

以上が平成26 年度における介護保険事業の決算概要であります。

次に、決算の内容につきまして、特別会計歳入歳出決算書の事項別明細書により御説明いたします。

決算書の50 ページ、51 ページをお開きください。

歳入です。

1 款1 項介護保険料は、前年度対比1.5 パーセント増の1 億3,346 万4,169 円で、歳入総額に占める割合は14.3 パーセントとなっております。不納欠損額につきましては1 万500 円となっており、収入未済額につきましては256 万5,254 円となっております。

2 款分担金及び負担金は、地域支援事業に伴う利用者負担金で通所型介護予防事業、認知症高齢者見守り事業など合わせて42 万400 円となっております。

3 款国庫支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と調整交付金、地域支援事業交付金、事業費補助金の合計で、前年度と比べ2.3 パーセント増の2 億2,471 万7,164 円で、歳入総額に占める割合は24.0 パーセントとなっております。そのうち、3 目1 節事業費補助金500 万円は、市民後見推進事業及び地域ケア会議活用推進事業等に対する補助金であります。

4 款1 項支払基金交付金は、介護給付費交付金と次の52 ページ、53 ページの地域支援事業交付金で、2 号被保険者の保険料から交付されるものです。前年度と比べ3.5 パーセント増の2 億4,502 万9,000 円で、歳入総額に占める割合は、26.2 パーセントとなっております。

次の５款道支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と財政安定化基金交付金及び地域支援事業交付金で、１項道負担金から３項道補助金までの合計で、前年度と比べ２．２パーセント減の１億４，３９３万１，９９３円で、歳入総額に占める割合は１５．４パーセントとなっております。

７款繰入金１項他会計繰入金は、前年度対比３．４パーセント増の１億４，７０４万５，０００円で、歳入総額に占める割合は１５．７パーセントとなっております。

次の５４ページ、５５ページをお願いします。

２項基金繰入金１目介護保険基金繰入金２，３４８万９，０００円は、保険給付費の支払準備を目的に取り崩したものであります。

次に、５６ページ、５７ページをお開きください。

歳出ですが、１款総務費１項総務管理費１目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理経費と市民後見推進事業等に係る経費であります。

２項賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る経費で、３項介護認定審査会費は、十勝東北部介護認定審査会の負担金及び認定調査等に伴う経費であります。

２款保険給付費１項介護サービス諸費は、合計で前年度比４．４パーセント増の８億３，９０３万３，５７９円となり、歳出総額の９０．８パーセントを占めております。居宅・施設サービス給付費、審査支払手数料、高額介護サービス給付費、特定入所者介護サービスに係る経費であります。

３款地域支援事業費１項１目介護予防事業費は、訪問型、通所型の介護予防などの事業費であります。

５８ページ、５９ページをお願いします。

２項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び介護相談員などに係る経費となっております。

４款１項１目基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と平成２５年度決算などによる積み戻し分を積み立てたところであります。

５款諸支出金は、次の６０ページ、６１ページになりますが、国庫、支払基金及び一般会計への前年度精算償還金となっております。

続きまして、４６ページにお戻りください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額は９億３，５８６万３，０００円、歳出総額が９億２，３９４万９，０００円で、歳入歳出差引額が１，１９１万４，０００円、繰越明許費繰越額が１６４万３，０００円となりましたので、実質収支額は１，０２７万１，０００円となります。

次に、４８ページをお開きください。

基金の状況です。介護保険基金につきましては、前年度末現在高は９４６万３，０００円でしたが、決算年度中増減高が９４６万３，０００円の減となりましたので、決算年度末現在高は０となったところです。

以上で、認定第４号平成２６年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 次に、認定第５号平成２６年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） 認定第５号平成２６年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を御説明申し上げます。

はじめに、決算資料により介護サービス事業運営の概要と決算の概要につきまして、説明させていただきます。

本別町介護サービス事業特別会計につきましては、特別養護老人ホーム及び居宅介護支援、介護予防支援事業の会計でございます。

決算資料の８６ページをお開き願います。

中段にあります決算の概要であります。歳出は、支出済額２億６,８６７万２,０００円で予算現額２億７,１５７万１,０００円に對しまして９８．９パーセントの執行率であります。歳入は、収入済額２億７,３１０万３,０００円で、予算現額２億７,１５２万１,０００円に對しまして１００．６パーセントの執行率となりました。

それでは、平成２６年度のサービス事業内容でございますが、次の８７ページをお開き願います。

特別養護老人ホームの状況につきましては、施設入所者の年度末の利用者数は定員５０人に對しまして５０人の入所となっております。内訳は男性１２人、女性３８人でございます。なお、平成２６年度の入退所者の内訳は、入所者が１４人、退所者が１３人となっております。また、利用年数は平均で３年５カ月となっております。

介護度別の入所者数は、要介護４と５の方を合わせまして３８人で、全体の７６パーセントを占めており、要介護度の平均につきましては４．０８となりました。なお、前年度は４．０６でございます。

次に、ショートステイの状況ですが、５人の定員ですが、年間１日当たり平均利用人数は３．７３人の利用となっております。

次に、８８ページをお開き願います。

居宅介護・介護予防サービス計画実績状況につきましては、居宅介護支援では１,２８９件で対前年度比３５件の増、介護予防支援では６７５件で対前年度比１３５件の減となっております。

次に、決算内容につきまして、歳入歳出決算書の事項別明細書により御説明いたします。

決算書の７１ページ、７２ページをお開き願います。

歳入ですが、１款サービス収入１項１目介護給付費収入は、対前年度比５．８パーセント増の１億９,３８３万８,３８７円で、歳入総額の７１．０パーセントを占めており

ます。その内、1 節施設介護サービス費収入及び2 節短期入所生活介護費収入合わせて1 億7,006 万2,667 円で、2 目自己負担金収入は3,044 万8,991 円で収納率は100 パーセントとなっております。3 節居宅介護サービス計画費収入は、対前年度比2.9 パーセント増の2,090 万4,480 円、4 節居宅予防支援サービス計画費収入は、対前年度比17.3 パーセント減の287 万1,240 円となっております。

3 款寄付金収入45 万円は、個人3 名から御寄付をいただいております。

4 款繰入金は4,250 万2,121 円でございます。

5 款繰越金は579 万1,808 円でございます。

次に、73 ページ、74 ページをお開き願います。

6 款諸収入1 項1 目1 節雑入につきましては5 万3,571 円でございます。

次に、75 ページ、76 ページをお開き願います。

歳出ですが、1 款介護サービス事業費1 項施設介護サービス事業費は、対前年度比2.2 パーセント減の2 億3,379 万51 円で、歳出総額の87 パーセントを占めております。そのうち人件費が、賃金を含めまして1 億8,609 万1,887 円で支出総額の79.6 パーセントになってございます。

18 節の備品購入費の内容につきましては、ベッド2 台、パソコン1 台、車椅子3 台、洗濯機2 台、掃除機1 台、冷凍庫1 台、入浴台1 台、パルスオキシメータ1 台を購入したものでございまして、ベッド、パソコン以外は、先ほど歳入で説明申し上げました寄付金で購入したものでございます。

次に、2 項居宅介護サービス事業費、1 目居宅介護支援事業費及び77 ページ、78 ページの2 目介護予防支援事業費は、サービス計画作成に伴う経費で、人件費、居宅介護支援職員4 名分を含めまして、対前年度比1.6 パーセント減の3,488 万1,767 円となっております。

歳出総額は2 億6,867 万1,818 円となりまして、歳入歳出差引額は443 万2,176 円になってございます。

次に、67 ページにお戻り願います。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額2 億7,310 万4,000 円、歳出総額2 億6,867 万2,000 円となりまして、実質収支額は443 万2,000 円となります。

以上で、認定第5 号平成26 年度本別町介護サービス事業特別会計決算認定の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、認定第6 号平成26 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第8 号平成26 年度本別町水道事業会計決算認定について、以上3 件について、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖豊君） 認定第6 号平成26 年度本別町簡易水道特別会計歳入

歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に本別町全体の給水状況について説明させていただきます。

決算資料の８９ページをお願いいたします。

本別市街地の上水道を中心に、４カ所の簡易水道、２カ所の専用水道、勇足西営農用水道に給水が行われています。

本町が管理運営している簡易水道は勇足、仙美里、美里別の３カ所です。

農業用防除施設は、美里別簡易水道、勇足簡易水道の２カ所で、１９２基に給水をしております。

平成２６年度における総配水量は２３万８，０５１立法メートル、総有収水量は２１万７，６２０立法メートル、また年度末の給水人口は前年度比１．７９パーセント減の１，２５９人、普及率は前年度比０．３パーセント増の７６．０７パーセントとなっております。なお、有収率につきましては、前年度比１．３５ポイント増の９１．４２パーセントとなったところであります。

平成２６年度の主な事業と決算の概要につきましては、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明させていただきます。別冊の特別会計歳入歳出決算書の９３、９４ページをお願いいたします。

１款１項簡易水道費、中ほどの２目維持修繕費１５節工事請負費の主な内容は、老朽化による機器３機種と、計量法による９３基の量水器の更新工事を実施いたしました。３目基金費は基金の利子を積み立てるもので、年度末の簡易水道基金は１５２万５，３２０円となっております。

４款公債費。次のページ９５、９６ページをお願いいたします。

１項公債費は起債償還元金、利子で、年度末における起債の未償還元金は６億１，２１５万７，８２５円となっております。

下段、歳出の合計は予算額１億２７６万８，０００円に対し、支出済額は１億３９万７，７５３円で、執行率は９７．６９パーセントとなりました。

次に、歳入であります９１、９２ページをお願いいたします。

２款１項使用料及び手数料１目水道使用料収入済額は前年度比０．５５パーセント減の３，９４７万４，９９２円で、収納率は現年度分で９９．８９パーセント、過年度分で２０．６３パーセントであります。

下段、歳入の合計は予算額１億２７６万８，０００円に対し収入済額は１億３０３万２，７９８円となっております。

次に、８４ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります、歳入歳出差引額、２６３万５，０００円が実質収支額となり翌年度へ繰り越すこととしております。

以上で、平成２６年度本別町簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第７号平成２６年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定につい

て、決算の概要を説明申し上げます。

最初に、事業の概要について説明させていただきます。決算資料の 98 ページをお願いいたします。

中段になりますが、本町の平成 26 年度末における下水道の普及状況につきましては、処理区域面積が 280.5 ヘクタール、管路延長が 5 万 1,175 メートル、世帯数が 2,944 戸、人口が 5,128 人となっております。

また、下水道普及率は 66.77 パーセント、水洗化率は 90.05 パーセントとなっております。

なお、浄化槽を含めた生活排水施設処理人口は 6,265 人となり、生活排水施設総合普及率は、81.58 パーセントとなったところであります。

平成 26 年度の主な事業と決算の概要につきましては、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書 110、111 ページをお願いいたします。

1 款総務費 2 項施設管理費 2 目処理場管理費 1 3 節委託料の内、業務委託料 3,714 万 7,111 円の内訳は、処理場の維持整備業務委託料 3,132 万円、汚泥処理業者による運搬処理委託料が 459 万 3,751 円、汚泥利用組合への運搬委託料が 80 万 1,360 円、コンポスト運搬委託料が 43 万 2,000 円となっております。

次のページ 112、113 ページをお願いいたします。

2 款土木費 1 項下水道費 1 目下水道新設費 1 3 節委託料 629 万 6,400 円は、栄町 2 号通りの污水管渠調査設計、終末処理場の 5 機種 of 機器更新設計等であります。

1 5 節工事請負費では、公共下水道污水管渠新設工事 1,423 万 4,400 円で、栄町 2 号通りの新設工事と山手朝日線通り他の道路改良に伴うマンホール、污水枳の改修工事等を実施、公共下水道污水管渠更新工事 2,365 万 2,000 円で西部マンホールポンプ所の機器の更新工事、公共下水道終末処理場機器更新工事 6,598 万 8,000 円で最終沈澱池汚泥掻き寄せ機、温水ボイラー、汚泥処理計装盤、送風機盤等の更新工事を実施しております。

2 目個別排水処理施設新設費 1 5 節工事請負費は、合併処理浄化槽 10 基分の新設工事費であります。

3 款 1 項公債費は起債償還元金、利子で、年度末における起債の未償還元金は 29 億 9,998 万 3,352 円となっております。

次のページ 114、115 ページをお願いいたします。

下段、歳出の合計は予算額 5 億 3,423 万 6,000 円に対し、支出済額 5 億 3,186 万 3,409 円で、執行率は 99.56 パーセントとなりました。

次に、歳入であります、106、107 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目公共下水道使用料の収入済額は 6,936 万 5,122 円で、収納率は現年度分で 99.55 パーセント、過年度分は 40.19 パー

セント、2目の個別排水処理施設使用料は調定額1,073万9,954円で完納されております。

次のページ108、109ページをお願いいたします。

下段、歳入の合計は予算額5億3,423万6,000円、収入済額5億3,539万3,796円となったところであります。

次に、102ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額は353万1,000円となっており、翌年度に繰り越すこととしております。

以上で、平成26年度本別町公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号平成26年度本別町水道事業会計決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の11ページをお願いいたします。

平成26年度における水道事業の概況ですが、給水戸数は2,707戸、給水人口は5,295人、総配水量は53万3,667立法メートル、総有収水量は前年度比3.16パーセント減の46万9,821立法メートル、有収率は前年度比0.76ポイント増の88.04パーセントとなっております。

次に、14ページをお願いいたします。

平成26年度の主な工事ではありますが、浄水場計装テレメータ盤更新工事、弥生町ポンプ場増圧ポンプ用インバータ更新工事、弥生町ポンプ場無停電電源装置更新工事、浦幌坂配水池水位計更新工事により老朽化した機器の更新を行いました。

水道管工事につきましては、移設工事、新設工事合わせて4件の工事を行い、配水管延長は685.88メートルの増となったところであります。

15ページになりますが、計量法による量水器更新工事は3件で328個のメーターの取替えを行っております。

次に、決算の概要について説明させていただきます。1ページ、2ページをお願いいたします。

(1)の収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比14.56パーセント増の1億6,291万2,420円となっており、内訳は水道使用料が主な1項営業収益では、前年度比1.36パーセント減の1億2,916万8,817円、2項営業外収益では、前年度比199.63パーセント増の3,374万3,603円となっておりますが、一般会計からの補助金が対前年663万9,000円の増、会計制度見直しによる、みなし償却制度廃止に伴い、補助金等により取得した固定資産の減価償却費相当額を収益化する長期前受金戻入が新設されたことによる1,585万2,603円の増によるものです。

次に、支出の総額ですが、前年度比13.85パーセント増の1億5,822万2,804円となり、1項営業費用は、前年度比15.22パーセント増の1億3,947

万399円となりましたが、増額の主なものは、みなし償却制度廃止に伴い、補助金等により取得した固定資産についても、減価償却を行うべく計上したことによるものです。2項営業外費用は前年度比10.13パーセント減の1,608万771円となりました。3項特別損失は267万1,634円となりましたが、会計制度見直しに伴い前年度の期末、勤勉手当、法定福利費、貸倒金のうち今年度引当金相当額を計上したことによるものです。なお、税抜き額の明細は20ページから27ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入総額は、前年度比115.96パーセント増の7,826万1,000円となっております。

支出の総額では、前年度比58.02パーセント増の1億2,117万8,665円で、内訳は1項建設改良費では、前年度比88.68パーセント増の9,126万468円、2項企業債償還金では前年度比5.65パーセント増の2,991万8,197円となっております。

資本的収支では4,291万7,665円の不足額が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金3,656万2,599円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額635万5,066円で補填いたしました。

なお、税抜き額の明細は28、29ページに記載されておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。1の営業収益は給水収益が主で、合計では前年度比3.71パーセント減の1億2,015万9,846円となっております。2の営業費用は、合計で前年度比14.74パーセント増の1億3,749万290円、3の営業外収益は、前年度比199.64パーセント増の3,374万3,159円となっております。4の営業外費用は、企業債利息が主であり、前年度比3.88パーセント増の1,592万7,806円、5の特別損失は会計制度見直しに伴い今年度引当金相当額を計上したことにより267万1,634円となりました。なお、平成26年度末における未償還元金は8億5,053万2,186円となっております。全ての項目を差し引きしますと、当年度は218万6,725円の純損失となったところであります。

6ページから10ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

下段に記載されています供給単価と給水原価であります。1立法メートルあたり、供給単価は対前年57銭増の253円55銭、給水原価は経常費用の増及び有収水量

の減により対前年 1 4 円 5 7 銭増の 2 9 1 円 6 7 銭となっております。

以上で、平成 2 6 年度水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前 1 1 時 0 7 分 休憩

午前 1 1 時 2 0 分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第 9 号平成 2 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、毛利病院事務長。

○国保病院事務長（毛利俊夫君） 認定第 9 号平成 2 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算書の 1 2 ページをお願いいたします。

平成 2 6 年度の病院事業報告書から説明させていただきます。

1、概況の（1）総括事項であります。平成 2 6 年度における病院事業会計決算は、損益勘定において、消費税抜きで収入 1 2 億 4, 1 7 2 万 5, 2 3 2 円、消費税込みでは 1 2 億 4, 5 7 9 万 5, 2 6 1 円、このうち一般会計からの繰入金は昨年度比 5, 1 5 8 万 2, 0 0 0 円増の 3 億 6, 8 3 3 万 6, 0 0 0 円であります。

支出は 1 3 億 8, 8 3 9 万 5, 2 8 9 円、消費税込みでは 1 3 億 7, 5 3 3 万 5 5 6 円となり、差し引き 1 億 4, 6 6 7 万 5 7 円の損失をもって終了したところであります。

また、資本勘定につきましては、消費税込みで収入 7, 3 7 9 万 2, 6 2 0 円、支出 1 億 3 8 8 万 6, 8 0 6 円で、差し引き 3, 0 0 9 万 4, 1 8 6 円の不足額を生じたところでございます。

次に、1 6 ページをお願いいたします。

2、工事、（1）建設工事の概況、②器械及び備品購入費は、免疫発光測定装置など 1 1 品目、消費税込みで 1, 6 5 2 万 3 7 1 円の器械、備品を購入いたしました。

次に、1 7 ページでございます。1 7 ページの 3、業務、（1）業務量であります。イの入院は、延べ患者数合計で 1 万 7, 1 5 3 人、1 日平均 4 7. 0 人で、前年度比、延べ患者数で 1, 2 3 9 人、1 日平均では 3. 4 人の減となり、ロの外来は、延べ患者数合計で 5 万 3, 2 3 3 人、1 日平均で 2 1 7. 3 人で、前年度比、延べ患者数で 2, 0 9 5 人、1 日平均で 8. 5 人の減少となったところでございます。

次に 1 8、1 9 ページをお願いします。

（2）事業収入に関する事項であります。消費税抜きの数値となっております。医業収益は 1 0 億 1, 1 1 0 万 3 2 3 円、前年度比 4. 3 パーセントの減少で、うち入院収益は 4 億 3, 2 2 7 万 3, 8 9 0 円、前年度比 6. 6 パーセントの減、外来収益は 3 億 5, 4 6 4 万 5, 7 1 4 円、前年度比 5. 1 パーセントの減となっております。

入院収益の減少は、1 日平均患者数が 5 0. 4 人から 4 7 人に減少したことなどによるもの、また、外来収益の減少は、1 日平均患者数が 2 2 5. 8 人から 2 1 7. 3 人に

減少したことが主な要因で、耳鼻科は増加したものの、外科におけるリハビリ患者数及び透析患者数の減少などが影響しているものと考えております。

下の医業外収益は、２億３，０６２万４，９０９円で、前年に比べ６，９３９万７，６６７円、４３パーセントの増加となりましたが、屋上防水補修経費として４，０００万円の一般会計補助金が増加したこと及び会計制度改正による長期前受金戻入２，１４６万５，５４３円の増などが主な要因でございます。

下段の事業収入合計は、１２億４，１７２万５，２３２円で、前年度比２，３５１万２，２９１円、１．９パーセント増の決算となったところでございます。

次に、２０ページ、２１ページをお願いいたします。

３、事業費に関する事項であります。医業費用は１２億８，９１７万８，５７１円で、前年度比１．６パーセントの増となりましたが、内訳は給与費が７億５，８９６万８，８２５円で、前年度に比べ７２９万９，００４円、１．０パーセント増で、材料費は１億４，７４８万６，２６２円で、前年度比１３．４パーセントの減であります。うち薬品費は７，０８５万６，１９４円、前年度比１，１１３万１，０８１円、１３．６パーセントの減、診療材料費は６，３２８万２，７３９円、前年度比１，０７３万５，４８０円、１４．５パーセントの減となり、手術件数や入院患者数及び透析患者数の減少が主な要因で、下の経費は２億４，１９１万１，０９６円で、９．３パーセントの増であります。透析担当医師の支援が前年度終了した事などによる報償費の減、及びＡ重油などの単価減少に伴う燃料費などが減となったものの、電気料金の改定による光熱水費の増、及び屋上防水補修などの修繕費の増などの支出が、前年度を上回ったことが主なもので、減価償却費は１億３，５６７万７，９２５円で、前年度比１，８９６万５，３２５円、１６．２パーセントの増であります。会計制度改正に伴う償却費の増が主なものでございます。

下段の特別損失は４，２５８万６，３３３円ですが、会計制度改正に伴い、前年度期末勤勉手当引当金、法定福利費引当金など、未引当分を費用化したものであります。

以上、事業費合計は１３億８，８３９万５，２８９円、前年度比７，１７８万５，８７２円、５．５パーセントの増の決算となったところでございます。

戻りまして、５ページをお願いいたします。

５ページですが、財務諸表の平成２６年度の損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。１の医業収益の合計１０億１，１１０万３２３円から、２の医業費用合計１２億８，９１７万８，５７１円を差し引いた医業収支は２億７，８０７万８，２４８円の医業損失となり、３の医業外収益合計２億３，０６２万４，９０９円から、４の医業外費用合計５，６６３万３８５円を差し引いた医業外収支は１億７，３９９万４，５２４円の黒字となり、事業収支合計では、１億４０８万３，７２４円の経常損失となったところでございます。これに６の特別損失４，２５８万６，３３３円を加えた１億４，６６７万５７円が当年度純損失となります。医業費用の中には現金の動

きがない、減価償却費や会計制度改正に伴う翌年度に係る期末勤勉手当引当金などが含まれておりますので、それらを差し引きますと1,400万円ほどの現金が残ったという結果になっております。

下の当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金17億4,760万7,437円と会計制度改正による資本剰余金の整理に伴う、その他未処分利益剰余金変動額2億5,185万6,730円を減じた16億4,242万764円となりました。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページの貸借対照表を御覧いただきたいと思いますが、資産の部の下段の方になりますが、2の流動資産合計は2億2,279万4,990円で、次の9ページ、負債の部、4、流動負債合計は1億7,983万9,868円で、差し引き4,295万5,122円、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足という状況にはなっていません。

次に、戻りまして3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収支であります。消費税込みの数値となっております。

収入の1款資本的収入決算額は7,379万2,620円で、1項企業債、2項出資金など、器械備品購入費及び企業債元金償還等にかかる財源として受け入れたものでございます。7項寄付金220万円は、個人2名からの寄付金でございます。

支出では、1款資本的支出決算額1億388万6,806円で、内訳は、1項建設改良費は1,652万371円で、先ほど事業報告で申し上げました器械備品購入費であり、2項企業債償還金8,516万5,815円は、企業債償還金の元金分、3項投資220万620円は、寄付金及び基金利子を医療施設等整備基金に積み立てたものでございます。

差し引きいたしますと、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は3,009万4,186円となりますが、過年度分損益勘定留保資金2,932万3,417円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77万769円で補填したところでございます。

以上、平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これで、提案説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております、認定第2号平成26年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、及び昨日17日、議事とした認定第1号平成26年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をもって構成する、平成26年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま一括議題となっております、認定第2号平成26年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、及び昨日17日、議事とした認定第1号平成26年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をもって構成する、平成26年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました、平成26年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に阿保静夫君、副委員長に高橋利勝君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

◎日程第9 意見書案第9号

○議長（方川一郎君） 日程第9 意見書案第9号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

○6番（黒山久男君）〔登壇〕 意見書案第9号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案。

道教委は、新たな高校教育に関する指針、2006年にもとづき、毎年度公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編、統合を行ってきました。これによって、2007年以降、全道では、現在までに20校が募集停止、または募集停止予定、19校が再編、統合によって削減、または削減予定されています。

配置計画で再編、統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現

象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的、身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

2011年度の公立高等学校配置計画では、他の高校への通学が困難であるとして残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に募集停止としました。このことは、教育の機会均等を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

このように、新たな高校教育に関する指針にもとづく配置計画が進めば、高校進学率が98パーセントを超える状況にありながら、北海道の高校の約43パーセントがなくなることになります。これはそのまま地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記。

1、道教委が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、公立高校配置計画については、子ども、保護者、地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある、なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

なお、提出先は北海道教育委員会教育長、北海道知事、以上でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第9号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第10号

○議長（方川一郎君） 日程第10 意見書案第10号国益を損なうTPP交渉からの撤退を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

山西二三夫君、御登壇ください。

○5番（山西二三夫君）〔登壇〕 意見書案第10号国益を損なうTPP交渉からの撤退を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

案文を朗読して提案の説明とさせていただきます。

国益を損なうTPP交渉からの撤退を求める意見書案。

TPP交渉については、大筋合意に向けて閣僚会議や主席交渉官会合、日米二国間協議などが行われてきたが、7月末の閣僚会合では大筋合意に至らなかった。

象徴的な対立テーマとなった医薬品特許の保護期間について米国が、自国の多国籍企業の利益を主張し、日本以外の大半の国が反発しているとされている。

米国の議会承認手続きに従えば、9月末に妥結しても米国議会の審議開始は、来年に行われる米国の大統領予備選挙の時期と重なり、交渉は漂流の可能性もある状況となっている。

本町議会ではこれまで平成25年3月、平成26年3月、平成27年3月と3回にわたり、国に対し、環太平洋連携協定、TPPへの交渉参加に反対する意見書、TPP

P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書、T P P 交渉における国会決議の順守を求める意見書を提出してきたところである。

T P P 交渉は一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にも関わる極めて重大な問題を含んでおり、とりわけ、農業を基幹産業とする本町においては、地域の将来を左右する問題であり、町民の代表として、いずれも全員一致により意見書提出を行ってきたところである。

これまで国においては、日米二国間協議において、国益に反し譲歩を重ねてきた。

報道によると、日本側がコメの輸入枠拡大など農産物重要 5 品目、コメ、麦、牛、豚肉、乳製品、砂糖を含む農業分野で大幅譲歩して最終調整が行われている。

衆参両院での決議に反するこうした姿勢は認めがたいものである。

さらに今、交渉が漂流する可能性があるにもかかわらず、早期妥結ありきの姿勢にあることは到底認められるものではない。

今、地方においては地方創生のもと、地域経済と住民の暮らしを守るために鋭意努力しているところである。こうした中、地方を崩壊させる道につながる T P P 交渉をこれ以上推進することは国の方針にも逆行するものである。

よって、国においては、T P P 交渉に当たり、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、T P P 交渉における早期妥結の姿勢をやめ、日本政府譲歩案を撤廃すること。

2、T P P 交渉に関する情報開示を徹底すること。特に、閣僚会合の交渉結果を公開、検証し、国民的議論を行うこと。

3、衆参両院農林水産委員会における決議、環太平洋パートナーシップ、T P P 協定交渉参加に関する件について、平成 25 年 4 月を遵守する立場から、T P P 交渉から撤退すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣。

議員各位の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第10号国益を損なうTPP交渉からの撤退を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号国益を損なうTPP交渉からの撤退を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第11号

○議長(方川一郎君) 日程第11 意見書案第11号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○9番(高橋利勝君)[登壇] 意見書案第11号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由の説明につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

なお、鍵括弧は省略をさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。

本道の林業、木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収、固定する森林、木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化、林業再生対策等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備、保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実、強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な参入上限値3.5パーセント分を最大限確保するため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業、木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、森林整備加速化、林業再生対策を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第11号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第12　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（方川一郎君）　日程第12　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定

によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、産業厚生、広報広聴各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第 1 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(方川一郎君) 日程第 1 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第 1 4

○議長(方川一郎君) 日程第 1 4 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 1 2 9 条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。
会議を閉じます。

平成27年第3回本別町議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 0時16分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 方 川 英 一

署名議員 篠 原 義 彦